

JBIC CHINA REPORT 中国レポート

4号

2024年度

コラム1

中国の2025年の 主要政治経済日程と 外交・経済政策

名古屋外国語大学 教授
日立総合計画研究所 リサーチフェロー
真家 陽一

コラム2

中国におけるパッケージ型 経済対策の始動

(株) 野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表
関根 栄一

コラム3

中国版・租税法律主義の誕生

キャストグローバルグループ代表 弁護士・税理士・香港ソリシター
村尾 龍雄

投資関連制度情報

反マネロン法の改正について

新公布法令情報・解説

03

コラム 1

中国の2025年の 主要政治経済日程と外交・経済政策

名古屋外国語大学 教授 日立総合計画研究所 リサーチフェロー

真家 陽一

18

コラム 2

中国におけるパッケージ型経済対策の始動

— 新たな株式市場対策と地方債務問題への取り組み —

(株)野村資本市場研究所 北京事務所 首席代表

関根 栄一

27

コラム 3

中国版・租税法律主義の誕生

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

村尾 龍雄

43

投資関連制度情報

反マネロン法の改正について

51

新公布法令情報・解説

主な新公布法令

今号の表紙:

陝西省西安市コジェネレーション更新プロジェクト

JBICの前身たる日本輸出入銀行は、1999年1月、陝西省西安市コジェネレーション更新プロジェクトの支援を目的に中国銀行（中国政府）との間で、総額70百万米ドルを限度とする事業開発等金融の貸付契約を締結。既存のコージェネレーションプラントの設備能力の向上と効率化を図ることを目的として旧式の発電機とボイラーを更新することにより、西安市の産業セクターへの安定的かつ十分な熱及び電力の供給のほか、当地進出日系企業の安定操業のための電力確保に貢献（写真はイメージ）

コラム 1

中国の2025年の主要政治 経済日程と外交・経済政策



真家 陽一

名古屋外国語大学 教授
日立総合計画研究所 リサーチフェロー

1985年、青山学院大学経営学部卒業。2001年、日本貿易振興会（ジェトロ、現・日本貿易振興機構）入会。海外調査部中国北アジア課長、北京事務所次長等を経て、2016年9月より現職。2017年11月より日立総合計画研究所リサーチフェローも兼職。

はじめに

世界的な選挙イヤーといわれた2024年の最大の焦点であった米国大統領選挙は、共和党のトランプ前大統領が振り返りを果たした。習近平国家主席は2024年11月7日に祝電を送り、「安定的かつ健全で持続可能な中米関係の発展は両国の共通の利益と国際社会の期待に適うものである。双方が相互尊重、平和共存、ウィンウィンの協力の原則を堅持し、対話と意思疎通を強化し、意見の相違を適切に管理・コントロールし、互惠協力を拡大することで、中米が新たな時期に正しい道を共に歩み、両国に幸福をもたらす、世界に恩恵をもたらすことを希望する」と表明した^[1]。中国は長期的には米国との戦略的競争における勝利を目標としているものの、短期的には経済減速を背景に、対米関係の安定化を望んでいると指摘される。

そして、2025年の地政学リスクとして注目されているのが、いわゆる「トランプ2.0」である。米国の大手政治リスク調査会社「ユーラシア・グループ」は2025年1月6日に発表した「2025年10大リスク」において、①深まるGゼロ世界の混沌、②トランプの支配、③米中決裂、④トランプノミクス、⑦世界経済への負の押し付け、⑨統治なき領域の拡大、⑩米国とメキシコの対立など、トランプ次期大統領の政治手法や政策が多くのリスクをもたらす可能性を予測している（図表1）^[2]。

トランプ氏の大統領就任に伴い、米中対立はさらに激化していくことが予想される。習近平国家主席は2024年12月31日に発表した2025年新年祝辞において、「2025年、我々は第14次5カ年計画（2021～2025年）を全面的に完成させる。より積極的で有為な政策を実施し、質の高い発展に集中し、ハイレベルの科学技術の自立自強を推進し、経済・社会発展の良好なモメンタムを維持しなければならない」と指摘。その上で習主席は（米国なども念頭に）「現在の経済運営は、外部環境の不確実性による挑戦や新旧原動力の転換による圧力など、新たな状況に直面しているが、これらは努力によって克服することができる」と強調した^[3]。

図表1 ユーラシア・グループが予測する2025年の10大リスク

	項目	概要
①	深まるGゼロ世界の混迷	国際秩序を維持する意思・能力を持つ国家や国家の集まりが存在しない状態（Gゼロ）が危機的レベルまで深刻化。
②	トランプの支配	大統領選での大勝と共和党の強固な支持に後押しされ、トランプ氏がより整った体制で政権に就任。
③	米中決裂	世界で最も重要な地政学的関係において管理されないデカップリングが生じ、経済の混乱と危機のリスクが拡大。
④	トランプノミクス	トランプ氏の政策がインフレ率の上昇と成長の減速をもたらし、米国経済の強さを損なう。
⑤	ならず者国家のままでのロシア	ロシアが「ならず者国家の枢軸」のリーダーとしての役割を継続し、世界の安定を大きく揺るがす。
⑥	追い詰められたイラン	イランがここ数十年にないほど弱体化したことで、依然として不安定な中東情勢が継続。
⑦	世界経済への負の押し付け	世界最大の二つの経済大国が混乱を他の国々にも輸出し、世界経済の回復を妨げ、地政学的分裂を加速。
⑧	制御不能なAI	ほとんどの政府が規制を緩和し、国際協力が進まない中、制御不能なAIがもたらすリスクと2次的被害が増大。
⑨	統治なき領域の拡大	米国のグローバル・リーダーシップの放棄が、より深刻な地政学的対立、混乱、不安定を引き起こす。
⑩	米国とメキシコの対立	国内で憲法改正が進み、財政難が続く中、メキシコは米国との関係で非常に困難な課題に直面。

出所) ユーラシア・グループ「2025年10大リスク」（2025年1月6日）を基に作成

対中強硬姿勢を示すトランプ政権に中国はどうか対応していくのであろうか。本稿はこうした状況を踏まえ、まず、中国の2025年の主要政治経済日程を概観する。次に、外交部所管のシンクタンクである中国国际問題研究院の主催により、2024年12月17日に北京で開催された「2024年国際情勢と中国外交シンポジウム」における王毅外交部長の講演を基に、中国の2025年の外交政策を検証する。また、2024年12月11～12日に北京市で開催された「中央経済工作会议」（翌年の経済政策の方針を決める重要会議）の結果を基に、会議後に公表されたコミュニケーションや中央財經委員会による解説等も交えながら、2025年の中国の経済政策を考察することで、中国における2025年の外交・経済政策を包括的に検討することを目的とする。

1. 中国の2025年の主要政治経済日程

まず、中国の2025年の主要政治経済日程および中国が参加を予定する主要国際会議を概観してみよう。

1) 主要政治経済日程

中国では1991年以降、外交部長が年始にアフリカを訪問することが恒例となっており、35年連続となる2025年は1月5～11日の日程で、王毅外交部長がナミビア、コンゴ共和国、チャド、ナイジェリアの4カ国を歴訪する。1月20日にはトランプ氏が米国大統領に就任する。トランプ氏は大統領就任時に中国に対して10%の追加関税を課すことを表明しているが、実際に課されるのか、その場合、中国がいかなる対抗措置を打ち出すのかが、当面の焦点となる（図表2）。

図表2 中国の2025年の主要政治経済日程

日程	主要行事
1月	王毅外交部長がアフリカ4カ国（ナミビア、コンゴ共和国、チャド、ナイジェリア）を歴訪（1月5～11日） トランプ氏が米国大統領に就任（1月20日） 春節（1月28日～2月4日）
2月	第9回アジア冬季競技大会（2月7～14日、黒龍江省ハルビン市）
3月	第14期中国人民政治協商会議（政協）全国委員会第3回会議（3月4日～） 第14期全国人民代表大会（全人代）第3回会議（3月5日～）
4月	清明節（4月4～6日）
5月	労働節（5月1～5日） ロシアで対ナチス・ドイツ戦争勝利80周年（5月9日） 端午節（5月31日～6月2日）
9月	中国人民抗日戦争および世界反ファシズム戦争勝利80周年（9月3日）
10月	国慶節（10月1～8日） 中秋節（10月6日）
12月	中央経済工作会议
未定	中国共産党中央委員会第4回全体会議（4中全会）

出所) 各種資料・報道等を基に作成

1月28日～2月4日の春節、2月7～14日に黒龍江省ハルビン市で開催される第9回アジア冬季競技大会を挟んで、3月には全国人民代表大会（全人代、国会に相当）が開催される。中央経済工作会议での議論を踏まえ、実質GDP成長率の目標も含めて、どのような政策が決定されるのかが、大きな注目点となる。

また、2025年は第2次世界大戦の終結から80周年の節目の年であり、中国がさまざまな宣伝戦を展

開していくことも予想される。5月9日には、ロシアで対ナチス・ドイツ戦争勝利80周年の記念式典が開催される見込みだが、習近平国家主席が出席するのか、また、9月3日には、中国人民抗日戦争および世界反ファシズム戦争勝利80周年の記念式典の開催が予定されているが、習近平国家主席がいかなる発言を行うのかも注視する必要がある。

さらに、時期は未定だが、中国共産党中央委員会第4回全体会議（4中全会）が年内に開催されることが見込まれる。ここでは第15次5カ年計画（2026～2030年）に関する建議が審議されることが予想される。2024年7月15～18日に開催された中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議（3中全会）で採択された「改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する中国共産党中央委員会の決定」も踏まえて、中長期的な観点から、中国がどのような経済政策を策定するのかが、もう1つの注目点となろう^[4]。

2) 主要国際会議

中国が参加を予定する主要国際会議では、中国が議長国となる上海協力機構（SCO）首脳会議に加えて、創設80周年を迎える国連での一般討論、2025年からインドネシアが正式加盟、マレーシア、タイなど8カ国がパートナー国として加わることになったBRICS首脳会議^[5]、国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP30）、アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議、主要20カ国・地域（G20）首脳会議における中国の動向も注目される（図表3）。

図表3 中国が参加を予定する2025年の主要国際会議

日程	会議名	開催地	前回開催状況
9月中	第80回国連総会一般討論	米国 ニューヨーク	9月24日～30日、米国・ニューヨーク
11月10～21日	第30回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP30）	ブラジル ベレン	2024年11月11～24日（2日延長）、アゼルバイジャン・バクー
11月22～23日	第20回主要20カ国・地域（G20）首脳会議	南アフリカ	2024年11月18日～19日、ブラジル・リオデジャネイロ
11月中	第32回アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議	韓国 慶州	2024年11月15日～16日、ペルー・リマ
未定	第11回日中韓外相会議	日本	2023年11月26日、韓国・釜山
	第10回日中韓サミット	日本	2024年5月27日、韓国・ソウル
	第2回中国・中央アジアサミット	カザフスタン	2023年5月18～19日、中国・陝西省西安市
	第25回上海協力機構（SCO）首脳会議	中国	2024年7月3～4日、カザフスタン・アスタナ
	第26回ASEAN+3（日中韓）外相会議	マレーシア	2024年7月27日、ラオス・ビエンチャン
	第28回ASEAN+3（日中韓）首脳会議	マレーシア	2024年10月10日、ラオス・ビエンチャン
	第17回BRICS首脳会議	ブラジル	2024年10月22日～24日、ロシア・カザン

出所) 各種資料・報道等を基に作成

日本との関係では、2025年は日本が議長国となり、日中韓サミットおよび日中韓外相会議が開催され、李強総理および王毅外交部長の来日が予定されている。ただし、不透明な韓国情勢が開催に向けた障害となることが懸念される。また、マレーシアが議長国となって開催される東南アジア諸国連合（ASEAN）+3（日中韓）首脳会議および外相会議も日中関係におけるもう1つの焦点となる。

2.中国の2025年の外交政策

次に、2025年の政治経済日程も踏まえながら、外交部所管のシンクタンクである中国国際問題研究院の主催により、2024年12月17日に北京で開催された「2024年国際情勢と中国外交シンポジウム」における王毅外交部長の講演を基に、中国の2025年の外交政策を検証する。

シンポジウムにおいて、「時代の潮流に勇敢に立ち、責任を示す」と題した講演を行った王毅外交部長は「2025年は中国人民抗日戦争および世界反ファシズム戦争勝利80周年、国連創設80周年であり、人類の歴史は1つの重要な節目を迎え

る」と指摘した^[6]。

また、王部長は「2025年の国際情勢を展望すると、不安定かつ不確実な要素が大幅に増加し、各国の選択が時代的发展方向性を決定し、世界の構造に影響を与えることになる。中国外交は引き続き大局を探究し、平和、発展、協力、ウィンウィンの御旗を高く掲げ、世界の平和と人類の共同進歩の促進に努める」と表明した。

その上で王部長は2025年の中国外交が直面する課題として、①世界的な混乱や紛争、②分裂・対立リスク、③デカップリング、④一方的な「いじめ」^[7]、⑤イデオロギーの相違を挙げ、中国は平和・団結・開放・正義・包容の力で対抗していく姿勢を示した。

1) 世界的な混乱や紛争

中国は世界的な混乱や紛争に直面する中、中国の安定性で世界の戦略的安定に強力な支援を提供するとともに、中国の確実性で世界の不確実な要素に対応していくとしている。

中国外交にとって、最大の課題が対米関係であることはいうまでもないが、中国は長期的には米国との戦略的競争における勝利を目標としているものの、短期的には経済減速を背景に、対米関係の安定化を望んでいると指摘される。実際、王部長はトランプ次期政権を念頭に「米国の新政権が正しい選択を行い、中国と向き合い、妨害を排除し、障害を克服し、米中関係の安定的かつ健全で持続可能な発展を目指すことを希望する」と表明した。

他方、米中対立の激化は避けられないだけに、米国以外の国・地域との関係安定化を図るべく、ロシアとは全面的戦略協力と全方位的実務協力を深化させるほか、欧州とは関係を独立自主、相互利益、世界の幸福の方向に沿って着実に前進させる意向を示した。

また、中国の特色ある問題解決のアプローチを実践し、ウクライナ危機、パレスチナ・イスラエル紛争、朝鮮半島、ミャンマーなどの問題の政治的解決に建設的な役割を果たすとしている。

2) 分裂・対立リスク

中国は分裂・対立リスクに直面する中、グローバルサウスとの連携強化を推進していく方針を示している。

アジア地域では、中央アジアとは、第2回中国・中央アジアサミットの開催を支持する^[8]。また、ASEANとは、中国ASEAN自由貿易協定（ACFTA）のアップグレード（ACFTA3.0）の署名・実施を推進する^[9]。さらに、インドとは、意見の相違を適切に処理し、隣接する大国が仲良く付き合い、共に発展する光明の正しい道を模索するとしている^[10]。

また、アフリカ地域では、アフリカの現代化を推進する「10大パートナー行動」を実施する^[11]。さらに、中東地域では、アラブ諸国と「5大協力枠組み」の構築を加速する^[12]。この他、中南米地域では、中国・ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）フォーラム10周年を契機に、協力の新たな章を開始するとしている^[13]。

3) デカップリング

中国はデカップリングに直面する中、各国と連携した開放の促進を志向している。その有力な手段が「一带一路」であり、「質の高い『一带一路』共同建設の8項目の行動」の実施を推進し^[14]、よりハイレベルで、より強靱で、より持続可能なウィンウィン発展の新たな空間を拡大していくとしている。

また、ハイレベルの対外開放を拡大し、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の建設を加速し、グローバルな自由貿易体制と産業チェーン・サプライチェーンの安定・円滑化を守るとしている。さらに、協力型、安定型、開放型、革新型、生態友好型の世界経済の建設を提唱し、各国と連携して現代化の道を前進させる意向も示している。

4) 一方的な「いじめ」

中国は一方的な「いじめ」に直面する中、より公正で合理的な国際秩序の発展を促進する方向性を打ち出しており、中国人民抗日戦争および世界反ファ

シズム戦争勝利80周年を厳粛に記念し、正しい歴史観を発揚するとともに、真の多国間主義を堅持し、国連を核心とする国際体制、国際法に基づく国際秩序、国連憲章の趣旨と原則に基づく国際関係の基本準則を守ると表明している。

また、2025年は中国が議長国となる上海協力機構（SCO）を成功裏に開催させるほか、ブラジルが議長国となるBRICSサミットおよび国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP30）、南アフリカが議長国となるG20サミットの開催を支持するとしている。

5) イデオロギーの相違

中国はイデオロギーの相違に直面する中、全人類共通の価値観を発揚し、各国との交流と相互学習を深化させ、人類文明の進歩を共同で推進し、各国国民との相互理解を促進していく意向も示している。

また、国政ガバナンスと発展における経験の交流を強化し、中国共産党、中国式現代化、人類運命共同体構築のナラティブを語り、世界各国との友好を促進していくとしている。

3. 2025年の中国の経済政策

中国の2025年の外交政策を検証してきたが、経済政策はどうだろうか。ここでは、2024年12月11～12日に北京市で開催された「中央経済工作会议」（翌年の経済政策の方針を決める重要会議）の結果を基に、会議後に公表されたコミュニケや中央財經委員会による解説等も交えながら、中国の2025年の経済政策を考察する。

1) 2024年の経済政策の総括

中央経済工作会议の会議後に公表されたコミュニケによれば、中国にとって2024年は「第14次5カ年計画の目標・任務の達成にとって重要な1年だった。外部の圧力が増大し、内部の困難が増加する複雑で厳しい情勢に直面する中、経済運営は全体的に安定し、安定の中で前進し、質の高い発展が着実に推進され、経済・社会発展の主要目標・任務が順調に達成

される見込みである」との認識が示された^[15]。

また、会議では「新たな質の生産力が着実に発展し、改革開放が持続的に深化し、重点分野のリスクが秩序よく効果的に解消され、民生保障が着実に強化され、中国式現代化が新たに堅実な一歩を踏み出した。この1年の発展過程は極めて非凡で、成果は人々を鼓舞するものであり、特に、9月26日の中央政治局会議が包括的追加政策を果敢に手配したことは、社会の自信を効果的に高め、経済が顕著に回復した」と強調された^[16]。

他方、会議では「外部環境の変化によるネガティブな影響が深刻化し、中国経済の運営は依然として多くの困難と課題に直面している。主に国内需要が不足し、一部企業の生産・経営が困難に見舞われ、大衆の雇用や所得増加が圧力にさらされ、リスクや潜在的危険が依然として多い」ことも指摘された。

2) 2025年の経済政策の方向性

会議では、2025年の経済運営を適切に行うべく、新たな発展の理念を完全、正確、全面的に貫徹し、新たな発展の枠組み構築を加速し、質の高い発展を着実に推進し、改革を一段と全面的に深化させ、ハイレベルな対外開放を拡大し、現代的産業体系を構築し、発展と安全をさらに一体化し、より積極的で有為なマクロ政策を実施し、国内需要を拡大し、科学技術イノベーションと産業イノベーションの融合発展を推進し、不動産市場と株式市場を安定させ、重点分野のリスクと外部からの衝撃を防止・解消し、期待を安定させ、活力を喚起し、経済の持続的回復・好転を促進し、人民の生活水準を持続的に向上させ、社会の調和・安定を維持することが謳われた。

その上で、会議では、第14次5カ年計画の目標・任務を質的に高く達成するとともに、第15次5カ年計画（2026～2030年）の好スタート実現に向けた強固な基礎を構築することが強調された。

3) 2025年の経済政策の基本方針

会議では、2025年は経済の安定成長を維持し、雇用と物価の全体的安定を維持し、国際収支の基

本的均衡を維持し、個人の収入増加と経済成長を同時に促進することが求められた。

その上で、会議では、①「より積極的な財政政策」の実施、②「適度に緩和的な金融政策」の実施、③ポリシーミックスの適切な実施を2025年の経済政策の基本方針としていくことが定められた（図表4）。

図表4 中国の2025年の経済政策の基本方針

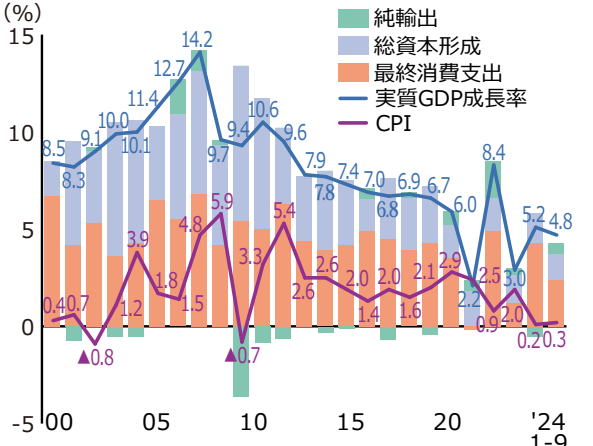
	項目	概要
①	より積極的な財政政策の実施	・ 財政赤字率（財政赤字の対GDP比率）を引き上げ、財政政策の持続力と一層の供給力を確保。 ・ 財政支出強度（対GDP比）を高め、重点分野の保障を強化。 ・ 超長期特別国債を増発し、「両重」（国家重大戦略の実施と重点分野の安全保障能力構築）プロジェクトと「両新」（大規模な設備更新と消費財買い替え）政策の実施を持続的に支援。 ・ 地方政府专项債（特別債）の発行と使用を増加し、投資分野とプロジェクト資本金の利用範囲を拡大。 ・ 財政支出構造を最適化し、資金利用効率を向上させることで、民生への恩恵、消費の促進、持続力の増強に一段と力を入れ、末端の「三保」（住民の基本的暮らし、公務員などの給与、行政機関などの運営の保障）の最低ラインを確保。
	② 適度に緩和的な金融政策の実施	・ 金融政策手段の総量と構造の二重機能を発揮し、適時に預金準備率と金利の引き下げを実施し、流動性の余裕を維持し、社会融資規模（実体経済の金融システムからの資金調達額）と通貨供給量の伸びを経済成長と物価水準の予測目標に一致。 ・ 人民元為替レートの合理的でバランスの取れた水準での基本的安定を維持。 ・ 中央銀行のマクロブルーデンスと金融安定機能の拡大を模索し、金融手段を刷新し、金融市場の安定を維持。
	③ ポリシーミックスの適切な実施	・ 財政、金融、雇用、産業、地域、貿易、環境保護、監督管理などの政策と改革開放措置の調整・連携を強化し、部門間の効果的な意思疎通と協議・フィードバックのメカニズムを整備し、政策の相乗効果を強化。 ・ 経済政策と非経済政策をマクロ政策の方向性の整合性評価に統一的に組み入れ、政策の策定と実施のプロセス全体を調整し、政策の全体的な有効性を向上。

出所）新華社「中央経済工作会议を北京で開催、習近平主席が重要演説を公表」（2024年12月12日）を基に作成

なお、中国のマクロ経済政策において、「より積極的な財政政策」が実施されるのは初めてである。また、「穏健（中立的）な金融政策」が「適度に緩和的な金融政策」に変更されるのは、リーマンショックに伴う実質GDP成長率の落ち込みを受けて、中国

政府が経済対策に力を入れた2009～2010年以来、14年ぶりとなる（図表5）。

図表5 中国の実質GDP成長率とCPIの推移



出所）「中国統計年鑑2024年版」および国家統計局の公表資料を基に作成

4) 2025年の経済政策の重点任務

会議では、2025年の重点任務として、①全方位での内需拡大、②科学技術イノベーション主導の現代的産業体系の構築、③象徴的な改革措置の実施、④ハイレベルな対外開放の拡大、⑤重点分野のリスクの持続的かつ効果的な防止・解消、⑥新型都市化と農村全面振興の一体的推進、⑦地域戦略の実施の強化、⑧炭素排出削減、汚染削減、グリーン成長の協調的推進、⑨民生の保障・改善の強化に取り組むことが確定された（図表6～7）。

2025年の重点任務の構成を2024年と比較すると、2024年は「①科学技術イノベーション主導の現代的産業体系の構築」に最もプライオリティが置かれ、次いで「②内需の着実な拡大」だったが、2025年はこれが入り替わり、「①全方位での内需拡大」が最初に掲げられ、次に「②科学技術イノベーション主導の現代的産業体系の構築」となった^[17]。

また、2024年で掲げられていた「⑥「三農」活動への取り組み堅持」が項目から外れる一方、「⑦都市と農村の融合および地域協調発展の推進」が、2025年は「⑥新型都市化と農村全面振興の一体的推進」および「⑦地域戦略の実施の強化」に分かれた（図表6）。

図表6 中央経済工作会议で確定した経済政策の重点任務

	2024年	2025年
①	科学技術イノベーション主導の現代的産業体系の構築	全方位での内需拡大
②	内需の着実な拡大	科学技術イノベーション主導の現代的産業体系の構築
③	重点分野の改革深化	象徴的な改革措置の実施
④	ハイレベルな対外開放の拡大	ハイレベルな対外開放の拡大
⑤	重点分野のリスクの持続的かつ効果的な防止・解消	重点分野のリスクの持続的かつ効果的な防止・解消
⑥	「三農」活動への取り組み堅持	新型都市化と農村全面振興の一体的推進
⑦	都市と農村の融合および地域協調発展の推進	地域戦略の実施の強化
⑧	生態文明建設およびグリーン・低炭素発展の推進	炭素排出削減、汚染削減、グリーン成長の協調的推進
⑨	民生の確実な保障・改善	民生の保障・改善の強化

出所）中央経済工作会议に関わる新華社の報道（2023年12月12日および2024年12月12日）を基に作成

図表7 中央経済工作会议で確定した2025年の重点任務

	項目	概要
①	消費を力強く活性化し、投資効率を向上させ、国内需要を全方位で拡大	・ 消費活性化特別行動を実施し、中低所得層の増収と負担軽減を推進し、消費の能力、意欲、レベルを向上。 ・ 退職者の基本年金、都市・農村住民の基礎年金、都市・農村住民の医療保険財政補助基準を引き上げ。 ・ 「両新」政策の範囲拡大を実施し、多様な消費シーンを創出し、サービス消費を拡大し、文化・観光業の発展を促進。 ・ 「首発経済」^[18]、冰雪経済、シルバー経済を発展。 ・ トップダウンによる組織調整を強化し、「両重」プロジェクトへの支援をさらに強化。 ・ 中央予算内投資を適度に増加。 ・ 財政と金融の連携を強化し、政府投資による社会投資を効果的に推進。 ・ 第15次5カ年計画の重大プロジェクトを早期に計画。 ・ 都市再開発の実施を強化。 ・ 社会全体の物流コスト削減に向けた特別行動を実施。
	科学技術イノベーション主導で新たな質の生産力の発展をリードし、現代的産業体系を構築	・ 基礎研究と重要コア技術の研究開発を強化し、重大科学技術プロジェクトを先行して配置し、新技術、新製品、新シーンの大規模応用モデル行動を展開。 ・ 「人工知能（AI）+」行動を展開し、未来産業を育成。 ・ 国家戦略科学技術力の構築を強化。 ・ 多層的な金融サービス体系を整備し、ペイシエントキャピタル（忍耐強い資本）を拡大し、社会資本のベンチャー投資への誘致を強化し、イノベーション型企業を段階的に育成。 ・ 「内巻式」競争（無意味で非理性的な競争）を総合的に是正し、地方政府と企業の行為を規範化。 ・ デジタル技術、グリーン技術を積極的に運用し、伝統産業を改造・向上。

③	経済体制改革の牽引的役割を発揮し、象徴的な改革措置の実行を推進	・ 国有企業改革深化向上行動を質的に高く完成させるとともに、民営経済促進法を導入。 ・ 企業関連の法執行規範化特別行動を展開。 ・ 全国統一大市場建設の指針を策定。 ・ 監督管理を強化し、プラットフォーム経済の健全な発展を促進。 ・ 財政・税制改革を一体的に推進し、地方の自主財源を増加。 ・ 資本市場における投融資の総合改革を深化させ、中長期資金の市場参入における障害を排除し、資本市場制度の包容性と適応性を強化。
	④ ハイレベルな対外開放を拡大し、貿易と外資を安定	・ 自主開放と一方的開放を秩序ある形で拡大し、制度型開放を着実に拡大し、自由貿易試験区の質と効率を向上させ、改革任務の授權を拡大し、海南自由貿易港の核心的政策の実施を加速。 ・ サービス貿易、グリーン貿易、デジタル貿易を積極的に発展。 ・ 外商投資を促進する体制・メカニズムの改革を深化。 ・ サービス業の開放を着実に推進し、通信、医療、教育などの分野における開放試行を拡大し、「中国投資」ブランドを持続的に構築。 ・ 質の高い「一帯一路」共同建設をより深く着実に推進し、海外総合サービス体系を整備。
⑤	重点分野のリスクを持続的かつ効果的に防止・解消し、システムックリスクを発生させない最低ラインを確実に擁護	・ 不動産市場の下落食い止めと安定回復を持続的に推進し、城中村（都市の中で発展から取り残された地域）と危険老朽家屋の改造を強化し、住宅の硬直的需要と改善的需要の潜在力を十分に喚起。 ・ 不動産用地の新規供給を合理的にコントロールし、既存の土地や商業用建物の活用を促進し、既存の商業用住宅の処分を推進。 ・ 不動産発展の新モデルの構築を推進し、関連の基礎的制度の秩序ある確立を推進。 ・ 地方中小金融機関のリスクを適切に処理。 ・ 中央と地方が協力し、違法な金融活動を取り締まる。
	⑥ 新型都市化と農村全面振興を一体的に推進し、都市・農村融合発展を促進	・ 耕地のレッドラインを厳格に遵守し、耕地の占有と補充のバランスを厳格に管理。 ・ 食糧と重要農産品の安定生産と供給保障を確保し、農業の総合的な効率と競争力を向上。 ・ 食糧生産農民と食糧主産地の積極性を保護し、食糧の価格形成メカニズムを整備。 ・ 地域の状況に応じて、さまざまな方法で農民の増収ルートを拡大。 ・ 現代的都市圏を発展させ、超大都市および大都市の現代的ガバナンスレベルを向上させ、県域経済の発展を強化。
⑦	地域戦略の実施を強化し、地域の発展活力を増強	・ 地域の協調発展戦略、地域重大戦略、主体機能区戦略の相乗効果を発揮し、新たな成長極を積極的に育成。 ・ 経済発展優位地域のイノベーション能力と波及牽引の役割を向上。 ・ 経済大省（経済が強い省・市）が大きな役割を担うことを支持し、その他の地域が現地の状況に応じて、それぞれの優位性を活かすことを奨励。 ・ 東部、中部、西部、東北地域の産業連携を深化させ、海洋経済とベイエリア経済を力強く発展。

⑧	炭素排出削減、汚染削減、グリーン成長を協調的に推進し、経済・社会発展の全面的なグリーントランスフォーメーション(GX)を加速	・生態文明体制改革をさらに深化。 ・グリーン・低炭素産業が健全に発展するエコシステムを構築し、グリーン建築等の新たな成長分野を育成。 ・「三北」（東北、西北、華北の植林事業）プロジェクトの象徴的取り組みにおける重要な成果の達成を促進し、「沙戈荒（砂漠・戈壁・荒漠地域）」での新エネルギー基地の建設を加速。 ・炭素排出ゼロの産業パークを設立し、全国炭素取引市場の建設を推進し、カーボンフットプリント管理体系、カーボンラベル認証制度を構築。 ・青い空、きれいな水、清浄な土地を守る戦いを持続的に深く推進。 ・固形廃棄物総合対策行動計画を策定。 ・生物多様性保護の重大プロジェクトを実施。 ・自然災害防止体系の構築を強化。
⑨	民生の保障・改善を強化し、人民大衆の獲得感、幸福感、安全感を増強	・重点分野、重点業種、都市・農村の末端および中小零細企業の雇用支援計画を実施し、重点グループの雇用を促進。 ・非正規雇用および新雇用形態の労働者の権益保障を強化。 ・産業、雇用等の支援政策を実施し、大規模な貧困への後戻り防止を確保し、困窮大衆の基本的生活を保障。 ・義務教育の良質で均衡ある発展を促進し、優良な学部を拡充を着実に推進。 ・医療衛生基盤強化プロジェクトを実施し、出産促進政策を策定。 ・コミュニティが支援する高齢者在宅介護を発展させ、包摂的な高齢者介護サービスを拡大。 ・新時代の「楓橋経験」（国民が相互に監視する治安維持活動）を堅持・発展させ、公共安全システムのガバナンスを強化。

出所）新華社「中央経済工作会议を北京で開催、習近平主席が重要演説を公表」（2024年12月12日）を基に作成

5) 中央経済工作会议の注目点

新華社は2024年12月16日、「中央財經委員会弁公室の關係責任者が2024年中央經濟工作会议の精神を深く解説」と題した記事を配信。中国共産党の經濟政策を担う中央財經委員会弁公室の關係責任者がメディアの取材に答える形式で、2024年の中央經濟工作会议に関わる問題を解説した^[19]。

具体的には、①現在の經濟情勢、②2025年のマクロコントロール政策、③内需拡大、④「両重」（国家重大戰略の実施と重点分野の安全保障能力構築）プロジェクトおよび「両新」（大規模な設備更新と消費財買い替え）政策、⑤ハイレベルな對外開放の拡大、⑦經濟大省（經濟が強い省・市）に対する支援、⑧ダブルカーボン（炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラル）の推進、⑨不動産市場、⑩地

方政府の債務問題の10項目の質問が提示されており、これらの内容が今回の中央經濟工作会议の注目点であることが示唆されている。

紙幅の関係もあり、ここでは、①2025年のマクロコントロール政策、②内需拡大、③「両重」プロジェクトおよび「両新」政策、④不動産市場、⑤地方政府の債務問題の5項目に絞って、中央經濟工作会议の注目点を確認する。

①2025年のマクロコントロール政策

中央財經委員会は「マクロコントロールの基調に大きな変化が生じたことを理解している。現在の外部環境の変化によるネガティブな影響が深刻化する可能性があり、国内經濟の運営は依然として多くの課題に直面しており、2025年の經濟活動を適切に行うためには、困難に立ち向かい、積極的に取り組まなければならない」と指摘している。

その上で同委員会は「同時に、中国はカウンターシクリカル（逆周期）調整を強化する条件と余地を備えており^[20]、通年の目標・任務を実現するために強力な政策支援を提供することができる。財政政策と金融政策がマクロコントロールの二大政策手段であり、2025年はより多くの実務的措施を講じる」との方針を掲げている。

②内需拡大

中央財經委員会は「内需拡大は戦略的な取り組みであり、消費の活性化は重点中の重点である。消費の力強い活性化について、2025年は消費活性化特別行動を実施し、消費の促進と民生の改善を緊密に連携させることに重点を置く。一つは、消費力の強化、消費意欲の向上に力を入れる。もう一つは、消費構造の変化に適応し、需給の適合性を高めることに力を入れる」としている。

また、同委員会は「内需の重要な構成部分として、中国の投資余地は依然として大きい」と強調。投資における方向性の把握、活力の活性化、投資環境の最適化を通じて投資効率を向上させる意向を示している。

③「両重」プロジェクトおよび「両新」政策

中央財經委員会は「2024年における『両重』プロジェクトおよび『両新』政策の経験とノウハウを総括した上で、2025年は超長期特別国債の発行規模をさらに拡大し、政策支援を強化する」との方向性を示しており、「両重」プロジェクトでは、ハードの投資を強化するとともにソフト建設にも取り組むこと、「両新」政策では、より多くの市場需要が広く、買い替えの潜在力が大きい製品と分野を政策の支援範囲に組み入れることを検討するとしている。

実際、國務院新聞弁公室が2025年1月3日に開催した記者会見において、国家發展改革委員會の袁達副秘書長は「両新」政策の対象範囲を、企業の設定更新では電子情報、安全生産、農業施設などの分野に拡大するとともに、個人の携帯電話、タブレット、スマートウォッチなどのデジタル製品の購入に対して補助金を支給することを明らかにした^[21]。

④不動産市場

中央財經委員会は、中央經濟工作会议において、不動産市場の下落食い止めと安定回復に引き続き力を入れることが強調されたことを踏まえ、需要喚起、供給改善、転換推進の強化に重点的に取り組むとしている（図表8）。

図表8 不動産市場の下落食い止めと安定回復に向けた政策措置

	項目	政策措置
①	需要喚起の強化	・ボトルネックの解消に力を入れ、住民の硬直的・改善的住宅需要をよりよく満たす^[22]。 ・都市再開発の実施に力を入れ、城中村と危険老朽家屋の改造に力を入れ、条件が比較的成熟し、大衆の改造意欲が切実なプロジェクトをできるだけ速やかに推進。 ・都市の状況に応じて、制限措置を緩和し、すでに導入された住宅ローン・税制政策措置を着実に実施し、住宅購入コストを確実に低減。
②	供給改善の強化	・商品住宅の建設については、増加を抑制し、在庫を最適化し、品質を向上。 ・不動産用地の新規供給を合理的にコントロール。 ・中央はすでに地方政府債を利用した遊休地の活性化や既存住宅の購入支援を明確にしており、この機会をとらえ、実施可能な方法を整備。 ・既存商品住宅を取得する際に、取得主体、取得価格、住宅用途の面で、都市政府により大きな自主権を授権。 ・多くの措置を講じて、商業用住宅を活性化。 ・安全、快適、グリーン、スマートな「良質住宅」の建設を強化。 ・都市不動産融資協調メカニズムの役割を十分に発揮し、住宅引き渡し保証の堅塁攻略戦に勝利。
③	転換推進の強化	・不動産業界の転換を着実に推進し、不動産発展の新モデルの構築を加速し、伝統的な発展モデルの弊害を根本的に解決し、不動産の質の高い発展を促進。 ・住宅供給体系を整備し、業界の転換・発展を促進し、住宅・土地・金融・財政・税制などの基礎的制度を整備し、不動産市場の下落食い止めと安定回復に対して直接的な推進効果を持つ制度構築と政策措置を実施。

出所）新華社「中央財經委員会弁公室の關係責任者が2024年中央經濟工作会议の精神を深く解説」（2024年12月16日）を基に作成

⑤地方政府の債務問題

中央財經委員会は、①より積極的で有為なマクロ政策の実施、②3中全会の財政・税制体制改革の深化に対する手配の実施、③債務解消措置の実施による債務リスクの低減などの措置を通じて、債務解消と発展の好循環を形成し、地方政府の債務リスクを効果的に低減する方針を打ち出している（図表9）。

図表9 地方政府の債務解消に向けた政策措置

	項目	政策措置
①	より積極的で有為なマクロ政策の実施	・経済の持続的な回復・好転を推進し、地方政府の債務リスクの防止・解消に資するマクロ環境を創出。 ・より積極的な財政政策を通じて、特別債を含む地方政府債の規模を増やし、投資分野と利用範囲を拡大することで、経済成長を効果的に牽引し、地方政府の財源を増加。 ・適度に緩和的な金融政策を通じて、地方政府債務の金利を効果的に引き下げ。 ・不動産市場の下落食い止めと安定回復、不動産発展の新モデルの構築を推進し、地方政府の債務リスクを低減。
②	3中全会の財政・税制体制改革の深化に対する手配の実施	・権限と責任が明確で、財源が協調し、地域のバランスがとれた中央と地方の財政関係を構築し、地方債務モニタリング・監督管理体系と隠れた債務リスクを防止・解消する長期的メカニズムを構築。 ・財政・税制体制改革を一体的に推進し、地方の自主財源を増加させ、地方政府の債務リスクの解消に制度的支援を提供。
③	債務解消措置の実施による債務リスクの低減	・地方政府の隠れた債務の置換業務を行い、科学的に分類し、正確に置き換え、債務構造を最適化し、金利負担を軽減^[23]。 ・政府債務管理制度の整備を加速し、地方政府の起債を厳格に規範化し、既存債務のリスクを解消すると同時に、新たな規定違反債務の増加を抑制。

出所) 新華社「中央財經委員会弁公室の関係責任者が2024年中央経済工作会议の精神を深く解説」（2024年12月16日）を基に作成

6) 2025年の中国経済の見通し

主要国際機関によれば、中国の実質GDP成長率は2023年の5.2%から2024年は4.8～4.9%に減速、2025年は4.3～4.7%とさらなる減速が予測されている（図表10）。

例えば、経済協力開発機構（OECD）は、2024年

図表10 主要国際機関の中国の実質GDP成長率予測

機関名	2024年	2025年	2026年	公表時期	主な見解
アジア開発銀行（ADB）	4.8%	4.5%	n.a.	2024年12月	国内需要の低迷と不動産セクターの脆弱性が成長を抑制しているが、純輸出とハイエンド製造業およびインフラへの投資が若干の支援材料。不動産市場支援のため、中央銀行は住宅購入促進の意向を示したが、債務増加と税収低迷で財政拡大は限定的になる可能性。米国との貿易摩擦も成長の主要リスクに。
経済協力開発機構（OECD）	4.9%	4.7%	4.4%	2024年12月	経済成長は2024年に4.9%、2025年と26年はさらに減速。住宅着工件数は減少するが、インフラ・製造業投資は地方債の発行増による公共投資強化を背景に着実に成長。消費の伸びは、高い予備的貯蓄に抑制され、低迷が続く。輸出の伸びは比較的堅調だが、世界的な貿易制限の強化は中国の工業生産を抑制する可能性。
国際通貨基金（IMF）	4.8%	4.5%	4.1%	2024年10月	不動産部門の低迷と消費者の信頼の低下は続いているものの、予想を上回る純輸出により、2024年は4.8%と緩やかな減速と予測。不動産部門の縮小は予想以上に深刻。販売・投資の縮小に伴い、不動産市場が悪化し、価格がさらに下落すれば、消費者の信頼が落ち込み、家計消費はいっそう低迷。
世界銀行	4.8%	4.3%	n.a.	2024年10月	2024年年初はサービス消費と輸出の回復に支えられたが、不動産市場の低迷、消費者および投資家の信頼の低下、高齢化や世界的な緊張状態等の課題により、2025年の成長は鈍化すると予測。最近示された財政支援は短期的な成長を押し上げる可能性もあるが、長期的な成長はより深い構造改革に依存。

出所) 各国際機関の公表資料を基に作成

12月4日に公表した「世界経済見通し」において、中国の実質GDP成長率を2024年が4.9%、2025年が4.7%、2026年が4.4%と予測。OECDは「住宅着工件数は引き続き減少するが、インフラ投資と製造業投資は、地方政府の債券発行増加による公共投資の強化を背景に着実に伸びている。消費の伸びは、高い予備的貯蓄に抑制され、低迷が続く。輸出の伸びは比較的堅調だが、世界的な貿易制限の強化は中国の工業生産を抑制する可能性がある」との見解を示している^[24]。

また、アジア開発銀行（ADB）は2024年12月11日に公表した「アジア経済見通し」において、中国の実質GDP成長率を2024年が4.8%、2025年が4.5%と予測。ADBは「国内需要の低迷と不動産セクターの脆弱性が成長を抑制しているが、純輸出とハイエンド製造業およびインフラへの投資が若干の支援材料。9月下旬以降、中央政府は地方政府支援のための複数の支援策を発表し、中央銀行も不動産市場支援のため、住宅ローン金利や頭金比率の引き下げなど、住宅購入を促進する意向を示した。しかし、債務の増加と税収の低迷により財政拡大は限定的になる可能性があり、米国との貿易摩擦も成長の主要なリスクとなっている」と指摘している^[25]。

7) 懸念される米中の制裁と報復の応酬

2025年の中国経済を展望する上で懸念されるの

が、米中両国による制裁と報復の応酬だ。米国の対中輸出・投資規制に対して、中国は法規制を整備しつつ、対抗措置を打ち出してきた。2024年12月1日からは輸出入品への課税を規定する「関税法」を施行し、貿易面で禁止・制限・追加関税などの措置を講じた国・地域に対して報復関税などの措置を課することができることを法的にも担保した（図表11）。

ただし、経済的な影響も考慮し、実際の対抗措置の内容は比較的抑制的だった。しかし、米国の制裁がいっそう強化されれば、政治的にはより激しい報復をしなければ国内から「弱腰」と批判されかねないジレンマを抱える。非営利シンクタンクの言論NPOが2024年12月4日に開催した「第20回東京－北京フォーラム」の経済分科会において、易綱・中国人民銀行前総裁（中国人民政治協商会議第14期全国委員会委員経済委員会副主任）は、高関税に対する報復措置を講じる問題について「経済学からすれば報復しないことがベストだが、政治学からすれば、報復しなければ国内の民意に応えられない。どの国も直面するジレンマだ。政策決定者はやむを得ず、経済学の分析と合わないような指示を出しかねない状況が起きている」と述べ、悩ましい国際貿易の現実を吐露した^[26]。

図表11 中国の主要輸出・投資規制

施行時期	名称	概要
2020年9月19日	信頼できないエンティティリスト規定	中国の国家主権に危害を及ぼしたり、中国企業に深刻な損害を与えた外国企業等を登録し、貿易・投資を禁止・制限。
2020年12月1日	輸出管理法	中国の安全保障や国益に危害を及ぼす輸入者・エンドユーザーを「規制リスト」に登録し、軍用品等、対象となる「管理品目」の取引を禁止・制限。
2021年1月9日	外国法・措置の不当な域外適用を阻止する弁法	米国の輸出管理規則（EAR）が管轄権の及ばない他国・地域の取引にも域外適用されていることを念頭に、必要な対抗措置を講じることを規定。
2021年1月18日	外商投資安全審査弁法	中国の安全保障に関わる外商投資について、実施前に当局に申告することを義務付け。
2021年6月10日	反外国制裁法	外国が国際法等に違反して中国公民および組織に差別的制限措置を講じ、内政に干渉する場合、相応の対抗措置を取る権利を有することを規定。
2024年12月1日	関税法	貿易面で禁止・制限・追加関税または正常な貿易に影響を及ぼす措置を講じた国・地域の輸入貨物に報復関税等の措置を課することを規定。

出所) 中国政府の公表資料を基に作成

事実、米国商務省産業安全保障局が2024年12月2日、①広帯域メモリー（HBM）など特定の半導体製造装置の輸出規制対象への組み入れ、②安全保障や外交政策上の懸念がある企業を列挙した「エンティティー・リスト（EL）」への中国企業140社追加を骨子とする新たな半導体輸出規制を公表すると^[27]、中国商務部は2024年12月3日、①米国の軍事関連企業向けまたは軍事用途の両用（デュアルユース）品目の輸出禁止、②ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬質材料に関連する両用品目の対米輸出の原則不許可、黒鉛のエンドユーザーおよび最終用途に対する厳格な審査の実施を主な内容とする対米輸出規制を発表した^[28]。

また、外交部は2024年12月27日、米国が台湾地区への多額の武器援助と武器売却を再び発表し、中国に関するネガティブな条項が多数含まれる「2025年度国防権限法案」を成立させたことについて、一つの中国の原則と中米間の三つの共同コミュニケに重大に違反し、中国の内政に重大に干渉し、中国の主権と領土の一体性を重大に損なうものであると指摘。反外国制裁法の規定に基づき、米国の軍需企業7社と幹部に対して、①中国国内の動産・不動産・その他各種財産の凍結、②中国国内の組織・個人との取引・協力禁止などの対抗措置を講じることを発表した^[29]。

さらに、商務部は2025年1月2日、国家の主権、安全と発展の利益を守るため、反外国制裁法などに基づき、台湾地区に武器を売却した米国の軍需関係企業10社を信頼できないエンティティー・リストに追加し、①中国との輸出入禁止、中国国内での新規投資禁止、③幹部の入国禁止、④幹部の中国国内での就業許可・滞在・在留資格の取り消しなどの措置を講じることを発表した^[30]。

加えて、商務部は同日、輸出管理法などの関連規定に基づき、国家の安全と利益を守り、核拡散防止などの国際的義務を履行するため、米国の28事業体を輸出規制管理リストに追加し、両用品目の輸出禁止などの措置を講じることも発表しており^[31]、2025年年初から対抗措置が相次いで打ち出されている。

米国の関税政策は、米中のみならず、世界的にも悪影響を及ぼすことが指摘されている。日本貿易振興機構（ジェトロ）・アジア経済研究所は2024年11月18日、トランプ次期大統領の関税政策が実施された場合の世界経済と日本への影響について、経済地理シミュレーションモデル（IDE-GSM）を用いた分析結果を公表^[32]。本分析では、2025年から第2次トランプ政権による新たな関税政策が実施されたと仮定し、その2年後となる2027年時点での経済効果を推計した。その分析結果によると、米国が中国に対して60%の関税を課し、その他のすべての国に対して20%の関税を課すケースでは、世界全体が0.8%減、米国が2.7%減、中国が0.9%減、日本が0.02%減などと予測されている（図表12）。

ジェトロ・アジア経済研究所は「これらの分析結果は、自国中心の高関税政策が、政策実施国自身に最も大きな経済的損失をもたらす『自損行為』となる可能性が高いことを示唆している。また、グローバルサプライチェーンの分断やそれに伴う経済効率の低下が世界経済全体の成長を抑制する要因となることも懸念される」との見解を示している。

図表12 第2次トランプ政権の関税政策
（中国60%、他国20%）の影響

	米国	中国	日本	ASEAN	インド	EU	世界
農業	-1.6%	0.2%	0.1%	0.2%	-0.1%	0.2%	0.0%
自動車	-5.1%	-0.7%	-1.4%	-0.3%	-0.7%	-0.4%	-0.6%
電子・電機	0.1%	-1.3%	0.3%	-0.9%	0.1%	0.0%	-0.6%
繊維・衣料	4.2%	-0.4%	-0.1%	2.3%	3.3%	0.5%	0.2%
食品加工	2.5%	-1.6%	-0.2%	-0.4%	0.5%	0.1%	-0.4%
その他製造業	0.9%	-1.8%	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	-0.5%
サービス業	-3.2%	-0.4%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	-0.9%
鉱業	-1.0%	0.0%	0.2%	0.0%	-0.2%	0.3%	0.0%
GDP	-2.7%	-0.9%	-0.02%	0.1%	0.2%	0.1%	-0.8%

出所）ジェトロ・アジア経済研究所「第2次トランプ政権が掲げる関税引き上げは世界経済と日本に何をもたらすか」（2024年11月18日）を基に作成

4. むすびに代えて

2025年の中国の外交・経済政策を展望すると、外交政策では、最大の課題が対米関係であることはいうまでもない。政治経済日程では、1月20日に米国大統領に就任するトランプ氏が対中追加関税を実際に課すのか、中国がいかなる対抗措置を打ち出すのかが当面の焦点となるが、いずれにしても、米国との対立激化の回避や他国・地域との関係安定化に向けて、中国がどのような外交を展開していくかが注目される。

他方、経済政策では、2024年12月に開催された中央経済工作会议において、2025年の経済政策の基本方針として、①より積極的な財政政策の実施、②適度に緩和的な金融政策の実施、③ポリシーミックスの適切な実施が定められ、内需拡大が最重点任務に位置付けられた。短期的には、3月5日から開催される全人代において、こうした方針も踏まえ、実質GDP成長率の目標も含めてどのような政策が打ち出されるかが大きな注目点となる。また、中長期的には、年内に開催が予想される4中全会での第15次5カ年計画に関する審議において、いかなる政策が検討されるのかを注視していく必要がある。

（2025年1月7日記）

- 【1】 外交部「習近平国家主席、トランプ氏の米大統領当選に祝電」2024年11月7日
(https://www.mfa.gov.cn/zyxw/202411/t20241107_11522704.shtml)
- 【2】 ユーラシア・グループ「2025年10大リスク」2025年1月6日
([https://www.eurasiagroup.net/siteFiles/Media/files/TopRisks2025JPN\(1\).pdf](https://www.eurasiagroup.net/siteFiles/Media/files/TopRisks2025JPN(1).pdf))
- 【3】 新華社「習近平国家主席が2025年新年祝辞を発表」2024年12月31日
(<http://www.news.cn/politics/leaders/20241231/223dba0aa84840bc8ebf2fdead34df9d/c.html>)

- 【4】 3中全会の概要については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2024年度3号『「3中全会」を踏まえた中国の経済情勢と今後の展望』（https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2024_03.pdf）を参照されたい。
- 【5】 2023年8月に南アフリカ共和国のヨハネスブルクで開催された第15回BRICS首脳会議において、アルゼンチン、エジプト、エチオピア、イラン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の正式加盟が承認されたが、アルゼンチンは2023年12月に就任したハビエル・ミレイ大統領が加盟を撤回した。また、2024年10月にロシアのカザンで開催された第16回BRICS首脳会議では、新たに「パートナー国」の枠が創設された。パートナー国は加盟国に次ぐ立場にあたる準加盟国に相当し、加盟国との経済協力や会議への参加に対する権利を持つ。外交部の毛寧報道官は2024年12月24日の定例記者会見において「首脳会議後、中国は議長国のロシアと積極的に協力し、BRICS加盟国と共同でパートナー国に関わる作業を推進し、最終的にインドネシア、マレーシア、タイ、ベラルーシ、ボリビア、キューバ、カザフスタン、ウズベキスタン、ウガンダをBRICSパートナー国とすることを確定した」と説明した（出所：外交部「外交部の毛寧報道官が定例記者会見を開催」2024年2024年12月24日（https://www.fmprc.gov.cn/web/fyrbt_673021/jzhsl_673025/202412/t20241224_11517221.shtml））。さらに、2025年の議長国を務めるブラジルは1月6日、インドネシアが正式加盟したと発表した。
- 【6】 外交部「時代の潮流に勇敢に立ち、責任を示す～2024年国際情勢と中国外交シンポジウムでの講演」2024年12月17日（https://www.mfa.gov.cn/wjbzhd/202412/t20241217_11544269.shtml）
- 【7】 中国語は「霸凌」。英語の「bullying」の音訳とされ、「いじめ」を意味する言葉。
- 【8】 中国と中央アジア5カ国による第1回「中国・中央アジアサミット」は2023年5月18～19日、同年5月19～21日に開催されたG7広島サミットと同じタイミングで、中国の陝西省西安市において開催された。同サミットは2年ごとに中国と5カ国のうちアルファベット順で担当となった国の持ち回りで開催される。中国での開催は4年に1度となる。
- 【9】 シンガポール貿易産業省は2024年10月10日、ASEAN中国自由貿易協定（ACFTA）のアップグレード（ACFTA3.0）交渉の実質的妥結を発表した。今回の改定によって、①デジタル経済、②グリーン経済、③サプライチェーン連結性、④零細・中小企業、⑤競争と消費者保護の5分野が同協定に盛り込まれる。
- 【10】 ロシアのカザンで開催されたBRICS首脳会議出席に合わせ、インドのモディ首相と2024年10月23日に会見した習近平国家主席は「隣接する大国が仲良く付き合い、共に発展する光明の正しい道を探らなければならない」と強調した。
- 【11】 北京で2024年9月4～6日に開催された中国アフリカ協力フォーラム（FOCAC）サミットにおいて、9月5日に基調演説を行った習近平国家主席は「今後3年間、中国はアフリカと連携して、現代化のための『10大パートナーシップ行動』（①文明相互学習、②貿易と繁栄、③産業チェーン協力、④相互接続、⑤発展協力、⑥衛生と健康、⑦農業振興と国民生活、⑧人文交流、⑨グリーン開発、⑩安全保障共同構築）を推進し、グローバルサウスの現代化をリードしていく」と表明した。サミットで採択された「中国アフリカ協力フォーラム北京行動計画（2025～2027）」によれば、「10大パートナーシップ行動」を推進するため、中国政府は今後3年間で、2,100億元の信用供与と800億元の各種援助を含む3,600億元の資金援助を提供する。また、700億元以上の中国企業による対アフリカ投資も推進し、中国とアフリカの各分野における実務協力に強力な支援を提供するとしている。なお、FOCACは中国とアフリカ諸国の経済・外交・安全保障関係を促進するメカニズムとして、中国の主宰により2000年10月に北京で第1回フォーラムを開催。以後3年ごとに中国とアフリカで交互に開催されている。
- 【12】 北京市で開催された「中国・アラブ諸国協力フォーラム第10回閣僚級会議」の開幕式において、2024年5月30日に基調演説を行った習近平国家主席はアラブ諸国との「5大協力枠組み」（①活力のあるイノベーション駆動型枠組み、②大規模な投資金融枠組み、③立体的なエネルギー協力枠組み、④均衡の取れた経済・貿易の互恵枠組み、⑤広範な人的・文化的交流枠組み）の構築を提唱した。
- 【13】 中国CELACフォーラムは2014年7月、中国とCELACの協力メカニズムとして設立が宣言され、2015年1月に第1回閣僚級会議を北京で開催。以後、3年ごとに閣僚級会合を開催している。
- 【14】 習近平国家主席は2023年10月18日、第3回「一帯一路」国際協力サミットフォーラム開幕式において行った基調演説の中で、質の高い「一帯一路」共同建設を支持する中国の8項目の行動（①立体連結ネットワークの構築、②開放型世界経済建設の支持、③実務協力の展開、④グリーン発展の促進、⑤科学技術イノベーションの推進、⑥民間交流の支援、⑦クリーンな道の建設、⑧国際協力メカニズムの整備）を公表した。
- 【15】 新華社「中央経済工作会议を北京で開催、習近平主席が重要演説を公表」2024年12月12日（<http://www.news.cn/politics/leaders/20241212/f47e778630ec4ff6b51c99d55cef6f43/c.html>）

- 【16】 2024年9月26日に開催された中国共産党中央政治局会議の概要については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2024年度3号『「3中全会」を踏まえた中国の経済情勢と今後の展望』
(https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2024_03.pdf) を参照されたい。
- 【17】 2023年の中央経済工作会議の概要については、国際協力銀行「JBIC中国レポート」2023年度4号『中国の2023年の経済動向と2024年の経済政策の注目点』
(https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2023_04.pdf) を参照されたい。
- 【18】 企業による新製品発表、新業態・新モデル・新サービス・新技術の打ち出し、第1号店オープンなどの経済活動を総称したものの。企業による製品やサービスの初発表・初展示から、実店舗の初開設、研究センターの初設立、さらには企業本社の初設立にまで至る連鎖的発展の全プロセスをカバーしている（出所：人民日報「新たな発展を示す『首発経済』なぜこれほど魅力があるのか？」2024年8月30日
(<http://j.people.com.cn/n3/2024/0830/c94476-20212315.html>)）。
- 【19】 新華社「中央財經委員会弁公室の関係責任者が2024年中央経済工作会議の精神を深く解説」2024年12月16日
(<http://www.news.cn/fortune/20241216/c6057a3856134528bbb824fc8ef3da14/c.html>)
- 【20】 2023年12月の中央経済工作会議では、2024年の経済政策の基本方針として「マクロ政策のカウンターシクリカル（逆周期）とクロスシクリカル（跨周期）調整を強化する」という方向性が打ち出された。他方、2024年7月30日の中央政治局会議以降、マクロ政策において、カウンターシクリカル調整を強化するとの文言のみが掲げられたことが注目される。カウンターシクリカルは景気変動による落ち込みを小さくする政策、クロスシクリカルは周期的な景気変動を跨いだ長期の成長に焦点を当てた政策を指す。中国政府はこれまで、潜在成長力の低下に歯止めをかけることを目的に、クロスシクリカルを重視する意向を示していた。しかし、クロスシクリカルの文言が削除されたことは、短期的な成長率を維持するために、カウンターシクリカルを重視する方針に転換したことを示唆している。
- 【21】 国務院新聞弁公室「『中国経済の質の高い発展の成果』に関わる記者会見を開催し、2024年の質の高い発展の着実な推進に関連する状況を紹介」2025年1月3日
(<http://www.china.com.cn/app/template/amucsite/web/webLive.html#3810>)
- 【22】 硬直的需要は住宅を持たない人の住宅需要、改善的需要は現在の住宅環境をよりよくするための需要を指す。
- 【23】 全国人民代表大会常務委員会第12回会議は2024年11月8日、「地方政府債務限度額の増加による既存隠れ債務の置き換えに関する国務院の審議要請議案」を可決。地方政府の債務限度額を3年で6兆元増額し、既存の隠れ債務を置き換えることが建議された。会議後の記者会見において、財政部の藍佛安部長は「2024年から5年間、新規地方政府特別債から8,000億元を手配し、累計で4兆元の隠れ債務を置き換え、これに全人代常務委員会が承認した6兆元の債務限度額を加え、地方の債務解消における直接的財源を10兆元に増加させることなどにより、地方が解消すべき隠れ債務の総額は2023年末現在14兆3,000億元から2028年までに2兆3,000億元と、6分の1以下に減少し、債務解消圧力は大幅に軽減され、地方が自らの努力で債務を解消することは十分に可能」と説明した（財政部新聞弁公室「地方政府債務限度額の増加による既存隠れ債務の置換に関する政策状況」2024年11月9日
(http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/202411/t20241109_3947230.htm)）。
- 【24】 経済協力開発機構（OECD）「世界経済見通し」2024年12月4日
(https://www.oecd.org/en/publications/oecd-economic-outlook-volume-2024-issue-2_d8814e8b-en.html)
- 【25】 アジア開発銀行（ADB）「アジア経済見通し」2024年12月11日
(<https://www.adb.org/ja/news/us-policy-changes-likely-impact-asia-and-pacific-growth>)
- 【26】 言論NPO「第20回東京－北京フォーラム」経済分科会報告2024年12月4日
(<https://www.genron-npo.net/world/archives/20380.html>)
- 【27】 商務省産業安全保障局「商務省、中国の軍事用先進半導体製造能力を制限するため輸出規制を強化」2024年12月2日
(<https://www.bis.gov/press-release/commerce-strengthens-export-controls-restrict-chinas-capability-produce-advanced>)
- 【28】 商務部「関連両用品目の米国への輸出規制強化に関する商務部2024年第46号公告」2024年12月3日
(https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2024/art_3d5e990b43424e60828030f58a547b60.html)
- 【29】 外交部「米国の軍需企業および幹部に対する対抗措置に関する決定」2024年12月27日
(https://www.mfa.gov.cn/wjbxw_new/202412/t20241227_11520050.shtml)
- 【30】 商務部「信頼できないエンティティリスト作業メカニズムの米国企業10社に対する信頼できないエンティティリスト措

置に関する公告」2025年1月2日
(http://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zc/art/2025/art_b1a1fd0ae9d040fe93652b2ec77a4e23.html)

【31】 商務部「商務省公告2025年第1号：米国事業者28社を輸出規制管理リストに追加」2025年1月2日
(http://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zc/art/2025/art_63546f6f83cf4c6b9ac879053cdbdda1.html)

【32】 ジェトロ・アジア経済研究所「第2次トランプ政権が掲げる関税引き上げは世界経済と日本に何をもたらすか」2024年11月18日 (https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2024/ISQ202420_034.html)

中国におけるパッケージ型 経済対策の始動

— 新たな株式市場対策と地方債務問題への取り組み —



関根 栄一

(株) 野村資本市場研究所
北京事務所 首席代表

1991年に日本輸出入銀行（現・国際協力銀行）入行、財務部、北京事務所等を経て、
2006年5月に野村資本市場研究所に入社、2010年7月より現職。

COLUMN-2
中国におけるパッケージ型
経済対策の始動

1. 需要面に焦点を当てた 政策調整

1. 2年連続の株式市場対策の 公表

2024年9月24日、中国人民銀行、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会（証監会）が共同で記者会見を行い、金融緩和、中小企業向け融資条件緩和、不動産市場支援、株式市場対策から成る支援策を公表した。これらの支援策のうち、株式市場対策では、後述の通り、中国人民銀行が株式市場への投資資金を用意する二つの新たな仕組みを導入すると発表し、記者会見の直後から上海

総合指数が上昇に転じ始めた。上海証券取引所のA株（人民幣建て株式）の新規開設口座数は10月単月で684万6,800口となり、単月としては過去3番目になったという。

金融当局が株式市場に介入する株価維持政策（PKO）を発動するのは、①2015年夏の株式市場・為替市場での二つのショックの発生、②2018年10月の米中貿易摩擦ショックの発生、③2023年10月の景気低迷に伴う上海総合指数の（心理的節目の）3,000ポイント割れ^[1]、に続き、この10年間で4回目となる（図表1）。同時に、2年連続の株式市場対策の実施となった。実際、2024年8月までの中国本土株式の流通市場の動向を見ると、売買金額・時価総額ともに前年同期比で13%を越える減少

図表1 中国本土株式市場の動向

年	政策・イベント	エクイティ ファイナンス金額		売買高		売買金額		時価総額 (年末)		上場会社数 (年末)		上海総合指数 (年末)	
		億元	前年比	百万株	前年比	億元	前年比	億元	前年比	社	前年比	ポイント	前年比
2014	上海・香港ストックコネクト始動	7,060	n.a	7,338,309	52.2%	742,385	58.6%	372,547	55.8%	2,613	n.a	3,235	52.9%
2015	二つのショック(株価・為替) 株価維持政策(PKO)発動	9,174	29.9%	15,980,958	117.8%	2,368,150	219.0%	531,304	42.6%	2,827	8.2%	3,539	9.4%
2016	深圳・香港ストックコネクト始動	14,510	58.2%	9,469,053	-40.7%	1,273,845	-46.2%	507,686	-4.4%	3,052	8.0%	3,104	-12.3%
2017	—	11,755	-19.0%	8,778,084	-7.3%	1,124,625	-11.7%	567,086	11.7%	3,485	14.2%	3,307	6.5%
2018	米中貿易摩擦ショック(10月) PKO発動	6,827	-41.9%	8,203,725	-6.5%	901,739	-19.8%	434,924	-23.3%	3,584	2.8%	2,494	-24.6%
2019	上海・科创板(新興市場) 始動	6,863	0.5%	12,662,429	54.3%	1,274,159	41.3%	592,935	36.3%	3,777	5.4%	3,050	22.3%
2020	新型コロナショック	11,567	68.5%	16,745,186	32.2%	2,068,253	62.3%	797,238	34.5%	4,154	10.0%	3,473	13.9%
2021	北京証券取引所創設	14,746	27.5%	18,742,600	11.9%	2,579,734	24.7%	916,088	14.9%	4,615	11.1%	3,640	4.8%
2022	ゼロコロナ政策徹底	13,182	-10.6%	18,572,538	-0.9%	2,245,095	-13.0%	788,006	-14.0%	4,917	6.5%	3,089	-15.1%
2023	包括的株式市場活性化策(8月) PKO発動(10月)	9,170	-30.4%	17,080,911	-8.0%	2,122,110	-5.5%	773,131	-1.9%	5,107	3.9%	2,975	-3.7%
2024 (~8月)	2024年版9条意見公表(4月) PKO発動(9月)	1,716	-75.6%	12,362,786	6.3%	1,284,488	-13.4%	700,737	-13.3%	5,107	0.9%	2,842	-8.9%

出所) 中国人民銀行より野村資本市場研究所作成

となっている。上海総合指数も、同年8月末時点で2,900ポイントを割っており、7月末時点の2,939ポイントからも更に下落していた。

2. 「パッケージ型新規政策」 の採用

記者会見から2日後の9月26日には、中国共産党政治局会議が開かれ、前述の株式市場対策を含める形で経済対策について検討を行い、その後「パッケージ型新規政策」と呼ばれる内容の骨格を固めた。10月上旬の祝日である国慶節（7連休）明け後、国家発展改革委員会、財政部、住宅都市農村建設部が順次記者会見を行い、需要面を支えるための調整策の公表を行った。新規政策は、第一に、投資分野では、①中央政府投資予算の前倒し策定（2,000億元規模）、②2024年に初めて発行する超長期特別国債を2025年も継続発行、③地方債の債務上限を引き上げ、地方隠れ債務の借り換えを促進、から構成される。

第二に、不動産分野では、①中国人民銀行による商業銀行を通じた在庫住宅買い取り枠の拡大、②地方特別債による在庫住宅の買い取りと保障性住宅への転用、③地方特別債による遊休土地の買い取り、④建設途中の住宅向け銀行審査済融資枠（ホワイトリスト）を2兆2,300億元から2024年末時点で4兆元にまで拡大、⑤不動産開発会社・不動産賃貸会社向け融資の返済期限を2026年末まで延長、から構成される。

第三に、銀行分野では、特別国債の発行による大型国有商業銀行への資本注入が公表された。特別国債の発行による大手銀行への資本注入は、1998年以來、26年ぶりとなる。

3. 2024年の成長率目標達成 が需要面の政策調整の背景

このように9月下旬に調整策が打ち出された背景として、いくつかの要因が考えられる。

一つ目が、経済指標の悪化に対応するためである。9月14日、国家統計局は8月の経済指標を発

表した。指標のうち、投資は1～8月で前年同期比3.4%増と前月を維持していたものの、消費は前年同月比で2.1%と、前月の同2.7%から下落した。中国政府は、設備更新と消費財の買い替えへの支援を強化するため、2024年に発行の超長期特別国債・合計1兆元のうち3,000億元を割り当てることを決定していたが、8月の消費の項目別では、自動車が前年同月比7.3%減と、前月の4.9%減から、減少幅が更に拡大していた。

二つ目が、2024年の成長率目標の達成が必須とされた点である。8月の経済指標発表翌日の9月15日、党中央機関誌である『求是』に、7月中旬に開催された中国共産党第20期中央委員会第3回全体会議（第20期3中全会）期間における第2回全体会議（7月18日）での習近平党総書記のスピーチが掲載された。第20期3中全会では、会議後の公表資料から中長期の改革プランを中心に検討が行われたと市場関係者から思われてきたが、同スピーチでは、2024年の下半期に向け、同年に設定した経済社会発展目標（実質GDP成長率は5%前後）の実現を指示していたことが判明した。実際、習党総書記は、9月12日の地方（甘粛省）視察の際も、現地での会議で、2024年の経済社会発展目標の達成に向け努力しなければならないと指摘していた。

その後、前述の通り9月26日に開催された中国共産党政治局会議に関する公表文では、第一に、当面の経済情勢における「困難を正視する」という表現が採られた。第二に、既存の政策を有効に実施し、力を入れて新規政策を打ち出し、年間の経済社会発展の目標・任務の達成に努力する、という点が確認された。政治局会議が経済政策を検討する場合、通常は4月、7月と12月の年3回に限られるが、9月の同会議でも追加して議論されたことは、それだけ経済運営に危機感があるためと解釈できよう。

パッケージ型新規政策のうち、株式市場対策には様々な内容が含まれるが（図表2）、後述の通り、3つの新たな取り組みが盛り込まれている。投資家心理の改善を図り、短期的には株価の上昇を通じた資産効果によって個人消費を後押しする狙いもあるものと思われる。特に、消費が集中する10月上

COLUMN-2
中国におけるパッケージ型
経済対策の始動

図表2 株式市場対策の概要（2024年9月24日発表）

内容	対象	担当部門	概要
証券会社等の 株式購入支援	証券会社 基金管理会社 保険会社	中国人民銀行 中国証券監督 管理委員会	適格証券会社・基金管理会社・保険会社が保有する資産（債券、株式型上場投資信託（ETF）、滬深300指数構成銘柄等）を担保に、中国人民銀行と国債、中央銀行手形等信用力の高い流動性資産と交換して、株式を購入する資金枠を設定（資産スワップ形式を採用）。資金枠は当初5,000億元を設定、必要に応じ、第二期5,000億元、第三期5,000億元と積み増し、最大1兆5,000億元を設定。
自社株買い支援	上場会社	中国人民銀行 国家金融監督管 理総局 中国証券監督管 理委員会	上場企業や主要株主による自社株買いの資金を対象に、政策性銀行、商業銀行向けに中国人民銀行が再貸出枠を設定。①再貸出枠は初期3,000億元、②株式買い取りのための商業銀行融資額の100%を再貸出、③再貸出金利1.75%（商業銀行の顧客向け貸出金利は2.25%を上限）。再貸出枠は当初3,000億元を設定、必要に応じ、第二期3,000億元、第三期3,000億元と積み増し、最大9,000億元を設定。10月18日に実施通知を下達。
長期投資奨励	機関投資家	中国証券監督 管理委員会	「中長期資金の市場参加の推進に関する指導意見」を、9月26日、中国共产党中央金融委員会弁公室と共同で公布。機関投資家のモデルとして全国社会保障基金（年平均収益率10%以上）に言及。
M&A支援	上場会社		9月24日、「上場会社のM&Aリストラ市場改革の推進に関する意見」を公表。同時に、「上場会社重要資産リストラ管理弁法」改正案のパブリックコメントを募集。
企業価値向上 の誘導	上場会社		9月24日、上場会社の市場価値管理指針案のパブリックコメントを募集。長期的な株価純資産倍率（PBR）1倍割れ上場会社に対して改善計画の策定・開示を求める方針。
株式型公募基金 の増加	公募基金 管理会社		株式型公募基金の登録制度を最適化、ETF等の指数ファンドを増加、創業板・科创板等の中小型株を対象としたETFを増加。
政府系ファンドによる 株式購入継続	中央匯金投資 有限責任公司		中央匯金投資有限責任公司是ETFを購入してきている。同公司による買い増し度合いの強化と投資範囲の拡大を更に支援。また、同公司を含む中長期資金の株式投資を推進。
エクイティ投資支援	金融資産 投資会社	国家金融監督 管理総局	大型商業銀行傘下の金融資産投資会社による上海市でのエクイティ投資テストを、北京市等科学技術イノベーション活動が活発な18の大都市に拡大。 バランスシート内でのエクイティ投資の投資比率を4%から10%に拡大し、単一の私募基金向け基金内投資比率を20%から30%に拡大する。以上に関する通知を9月24日に下達。
私募証券投資基金の 設立支援	保険会社	国家金融監督 管理総局	保険会社による私募証券投資基金（主に公開証券を購入）の設立を支援。既に中国人寿・新華人寿が共同で登録資本500億元の同基金を設立し、運営を開始済。
保険会社による 株式投資奨励・誘導	保険会社		当局による保険会社の評価・格付けシステムを最適化し、長期での株式投資を奨励・誘導する。
理財会社等による 株式投資奨励	理財会社・ 信託会社		理財会社・信託会社の株式への投資能力を強化し、より多くの長期での株式投資型商品を発行するよう奨励する。

出所) 中国人民銀行、中国証券監督管理委員会より野村資本市場研究所作成

旬の国慶節前の対策発表に、かかる政策的意図を感じさせる。また、財政分野では、今後の財政発動の余地を高めることにつながるが、期間を区切って一括して地方隠れ債務を整理・解消するアプローチを初めて採用したことも特筆される。以下、本稿では、パッケージ型経済対策のうち、株式市場対策と地方債務問題への新たなアプローチに焦点を当て、その内容を見ていく。

Ⅱ. 株式市場対策における 3つの新たな取り組み

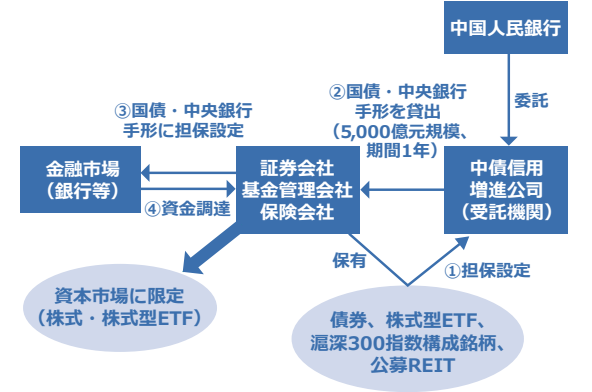
1. 資産スワップ制度の創設

1) 英文略称でSFISFと命名

9月24日の金融当局の記者会見で、中国人民銀行は、適格証券会社・基金管理会社・保険会社が保有する資産、具体的には債券、株式型上場投資信託

（ETF）、滬深300指数構成銘柄等を担保に、同行が保有する国債、中央銀行手形等信用力の高い流動性資産と交換して、株式を購入する資金枠を設定する資産スワップ制度を創設すると発表した（図表3）。

図表3 「証券、基金、保険スワップファシリティ」（SFISF）の概要



出所) 中国人民銀行、中国証券監督管理委員会より野村資本市場研究所作成

続いて、10月10日、中国人民銀行は、同制度を「証券、基金、保険スワップファシリティ」

（Securities, Funds and Insurance companies Swap Facility、略称SFISF）と命名し、申請受付を開始した。SIFSFを通じた中国人民銀行が保有する資産の貸出枠は第一期で5,000億元が設定され、10月18日に実施通知が下達された^[2]。

中国人民銀行は、SFISFの下での資産スワップ業務を、社債市場等での信用補完業務を行っている中債信用増進公司（2009年8月設立、英文名称はChina Bond Insurance Corporation）に委託する。同公司是、中国人民銀行の公開市場操作に、プライマリー・ディーラー（PD）の一つとして、直接参加可能な金融機関の一つである。現在、同行の公開市場操作に参加できるPDのうち、証券会社は、中信証券と中国国際金融の2社のみであるため、SFISFに証券・資産運用業界が広く参加できるよう、中債信用増進公司経由、保有資産を貸し出す方法を採用したものと思われる。

2) 実施方法及び状況

SFISFに参加する証券会社等は、中債信用増進公司経由で、保有資産を交換した後、交換後の国債・中央銀行手形を担保に金融市場で資金を借り入れ、株式及び株式型ETFを対象に投資・マーケットメイクを行う^[3]。資産スワップ期間は1年間に設定されている。

10月18日、証監会は、証券・資産運用業界でSFISFに参加可能な資格を有する20社を認定した。20社の内訳は証券会社17社、基金管理会社3社となる。その後、10月21日、中国人民銀行・公開市場業務オペレーション室が第1回入札を実施し、500億元の枠（イールドダッチ方式）に20社が参加した。入札時の最高利回りは50bp、同最低利回りは10bpで、落札利回りは20bpとなった。

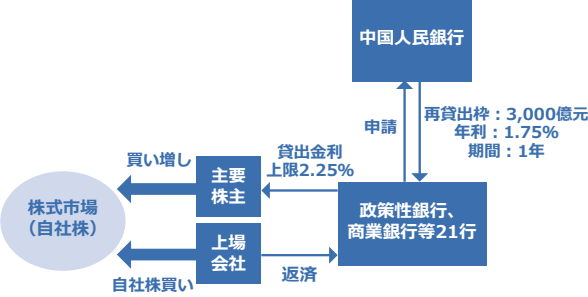
購入事例の第1号は中国国際金融（10月23日付証券時報）、第2号は国泰君安証券（10月25日付上海證券報）とされる。市場関係者の間では、証券会社がSFISFを使ってレバレッジを効かせてバリュース株や高配当株を購入していくのかも注目されている。

2. 自社株買い支援スキームの 創設

1) 商業銀行への再貸出を通じた購入 枠設定

前述の2024年9月24日の金融当局の記者会見で、中国人民銀行は、上場企業や主要株主による自社株買いの資金を対象に、政策性銀行、商業銀行向けに中国人民銀行が再貸出枠を設定するスキームを公表した（図表4）。

図表4 自社株買い支援のための再貸出スキーム



出所) 中国人民銀行より野村資本市場研究所作成

同スキームの下では、①再貸出枠は第一期として3,000億元が設定され（期間1年）、②株式購入のための商業銀行融資額の100%を再貸出し、③再貸出金利を1.75%とするものである。また、商業銀行の顧客向け貸出金利は2.25%を上限に設定されている。

2) 実施方法及び状況

その後、10月18日に実施通知が中国人民銀行から下達された^[4]。実施方法のうち、第一に、再貸出の対象銀行は、国家開発銀行、政策性銀行、国有商業銀行、中国邮政貯蓄銀行、株式制商業銀行等、全国性銀行21行となる。対象21行に対しては、「融資資金は株式市場に流入することを得ず」との規制は適用されない。

第二に、再貸出資金は自社株買いにのみ用いられ、専用口座を設定してクローズドに管理される。実務的には、対象21行への借入を申請する上場会社及び主要株主は、株式市場の決済・清算機関である中国証券登記結算有限責任公に専用証券口座を開設する必要がある。対象行が貸付を実行する場合に、専用証券口座に対応した資金口座に振り込

み、上場会社や主要株主が借入資金を自社株買いや買い増しに使用しているかどうかを監督する。

第三に、対象行への再貸出は四半期ごとに実行する。対象銀行が貸出を実行後、当該四半期の最初の1カ月の10日までに再貸出を中国人民銀行に申請する。また、実施通知では、対象21行は貸付の条件や貸付実行の可否を独自に決定できるようになっている。

3. 市場価値管理策の導入

1) 株価純資産倍率 (PBR) 1倍割れ上場会社に改善計画の策定・開示を義務付け

上記の2つの新たな取り組み以外では、証監会として、株式市場での上場会社の企業価値を管理する仕組みを検討していることを明らかにした。具体的には、9月24日の金融当局による記者会見を踏まえ、証監会は同日、「上場会社監督管理指針第10号―市場価値管理」と称するガイドラインのパブリックコメントを募集し^[5]、11月6日に公布した（即日施行）^[6]。

同指針は、第1条で「上場会社の投資価値の向上を着実に推進し、投資家へのリターンを強化する」ために制定するとした。併せて長期的なPBR1倍割れ上場会社に対して改善計画の策定・開示を求めている。証監会として、上場会社に資本コストや株価を意識した経営を促すことで、投資家、特に個人投資家の市場離れを防ぐ狙いがあるものと思われる。

2) 制度設計の概要

(1) 市場価値管理の手段

同指針では、上場会社の市場価値管理のための手段として、①合併・再編、②株式型報酬及び従業員持株プラン、③現金配当、④IRマネジメント、⑤情報開示、⑥自社株買い等を列挙している。これらのうち、自社株買いは、前述の自社株買い支援のための再貸出スキームの導入と連動して進められていくことが投資家から期待されているとも言えよう。

(2) 対象上場会社と開示事項

証券取引所の主要指数の構成銘柄の対象会社

は、市場価値管理制度を制定し、かつ、取締役会の審議を経た後に開示しなければならない。開示事項の一つが、上場会社の市場価値、株価収益率（PER）、PBR等の指標及びこれら指標の業界平均水準に対する具体的なモニタリング警報メカニズムの設定である。

また、上場会社の株価に短期的に連続した又は大幅な下落状況が発生した場合の対応措置も明確にしなければならない。かかる下落の場合とは、指針では、①連続20取引日以内に上場会社の株価終値の下落幅が累計20%に達した場合、②上場会社の株価終値が直近一年の株式最高終値の50%を下回った場合、③証券取引所が規定するその他の状況、と規定されている。

(3) 改善計画の策定・開示が必要な場合

同指針では、長期的なPBR1倍割れ会社とは、「12ヶ月間連続で全ての取引日の終値が、直近の会計年度における監査済み1株（普通株）当たり純資産（BPS）よりも低い上場会社」と定義されている。

その上で、長期的なPBR1倍割れ会社は、第一に、企業価値向上プランを制定し、かつ取締役会の審議を経た後に開示しなければならない。第二に、プランに関する内容及び措置は明確、具体的、執行可能でなければならず、曖昧さを生じさせ、又は投資家に誤解を生じさせる表現を使用してはならない。第三に、少なくとも毎年、企業価値向上プランの効果について評価を行い、評価後、改善が必要な内容は取締役会の審議を経た後に開示しなければならない。第四に、企業価値向上プランの執行状況について、年度業績説明会において特別に説明を行わなければならない。

(4) 資本コストや株価を意識した経営を誘導

現地報道によれば、9月24日時点で、長期的なPBR1倍割れの銘柄数は738社で、A株全体（5,360社）の13.76%を占めているという。指針案公表後の別の現地報道（9月27日付）では、日本や韓国の上場会社の企業価値向上に向けたガイドラインを紹介しており¹⁷⁾、中国国内の投資家も改善計画の策定・開示を求める指針案に期待している様子がう

かがわれる報道内容となっている。

4. 課題と展望

新たな株式市場対策で、中国人民銀行による株式投資支援スキームのうち、SIFIFでは、必要に応じ、第二期で5,000億元、第三期で5,000億元と積み増し、最大1兆5,000億元を設定する用意があるとしている。更に自社株買い支援スキームでは、やはり必要に応じ、第二期で3,000億元、第三期で3,000億元と積み増し、最大9,000億元を設定する用意があるとしている。二つのスキームの資金枠は合計で2兆4,000億元、中国本土の時価総額70兆元（2024年8月末時点）の3.4%に相当している。

一方、二つの支援スキームはいずれも期間は1年に設定されており、株式市場の自律的な回復までの時限措置と考えるのであれば、2024年9月24日発表の株式市場対策の概要（前掲図表2）にもある通り、公募・私募の各種基金（投資信託）、保険資金、銀行理財商品といった機関投資家による株式投資を促すための取り組みを進めていくことが重要であろう。同時に、個人投資家による市場運用を継続的に促すための取り組みも重要であろう。

Ⅲ. 地方債務問題への取り組み

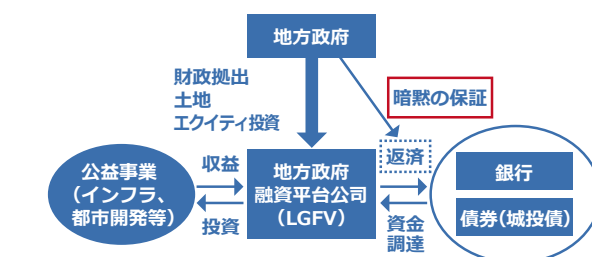
1. 地方債務の規模感

中国の政府債務の規模感を見ると、2023年末時点の中国の中央財政の債務残高は30兆325億元（対GDP比で23.8%）で、債務残高のうち、国内は29兆6,979億元、海外は3,346億元となっている。また、2023年末時点の地方債の発行残高は40兆7,373億元（対GDP比で32.3%）で、そのうち地方一般債は15兆8,687億元、地方特別債は24兆8,685億元となっている。合計すると、同年末時点の政府債務残高は70兆7,598億元、対GDP比では56.1%と、国際的な警戒ラインの6割を下回っている。

一方、2024年2月2日発表の国際通貨基金（IMF）
報告書（2023 Article IV Consultation）によると、

中国の地方政府がインフラ建設等を目的に設立・運営している地方政府融資平台（Local Government Financing Vehicles、略称LGFV、図表5）の債務残高は、2022年末時点の55兆元（対GDP比で46%）から、2023年末時点では60兆元（同48%）に増加しており、2023年末時点の広義の中央・地方の政府債務残高は145.9兆元（対GDP比で116.2%）と、国際的な警戒ラインの6割を超えている。これらに、2024年11月8日の財政部による記者会見で発表されたように、2023年末時点で14兆3,000億元に達する地方の隠れ債務残高が加わることになる（後述）。

図表5 地方政府融資平台公司の資金調達仕組み



出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

2. 地方債務問題の解決に向けた取り組み

1) 2023年より採用された包括的アプローチ

地方債務問題に関し、2023年7月24日の中国共産党政治局会議では、「パッケージ型地方債務整理プラン」を策定・実施することが決定されている。同プランの下、個別の地域・企業・債務に応じた整理計画を検討していくこととなった。続いて、2023年10月末に開催された中央金融工作会議及び同年12月に開催された党中央・國務院による中央經濟工作會議を通じ、不動産、地方債務、中小金融機関に関わるリスクを「三位一体」としてとらえ、トップダウンで総合的に解消していく方針を確認している。

金融当局から見た地方債務問題の解消方法については、2023年12月2日、中国人民銀行・潘功勝総裁は、新華社によるインタビュー記事の中で、以下

の指針を示した。第一に、中国人民銀行は、法令に基づき平等に協議するという原則の下、他の省庁とともに金融機関を指導し、地方政府債務残高リスクを段階的に解消する。第二に、地方政府の新規債務の増加を厳格に抑制し、債務リスクの発生防止に向けた長期的で有効なメカニズムを構築する。第三に、必要な場合は、債務負担が他と比較して重い地区に緊急流動性支援を行う。第四に、合併・再編、資産注入等の方法を通じて、LGFVから、実態上、地方債務と見られている資金調達機能を段階的に切り離し、市場メカニズムで運営される企業に転換させる。

2) 中国共産党第20期3中全会での方針確認

2024年7月中旬に開催された中国共産党第20期3中全会では、2029年まで実施期間を5年間と区切った改革プランが採択された。財政分野でも、中央政府と地方政府の関係を見直す方針が盛り込まれた。また、財政分野のうち、地方債務問題については、政府債務管理制度を構築する中で、①予算法が定める法定債務だけでなく、隠れ債務を含む全ての地方債務のモニタリング及び管理監督システムを整備する、②地方隠れ債務リスクの発生防止及び解消に向けた長期的に有効な枠組みを構築する、③LGFVの改革及びモデル転換を加速する、という方針が確認された。

中国では、2014年改正の予算法第35条で、地方政府による債券発行の原則禁止とする政策を転換し^[8]、「地方政府一般債券」（地方一般債）と「地方政府特別債券」（地方特別債）の発行による資金調達が解禁されている。前者は、（日本の一般会計に相当する）一般公共预算に分類され、省（直轄市・自治区）政府が発行し、返済原資も各地方政府が負担する。後者は、一定の収益性のある公益プロジェクトが使途となっており、各地方政府の（日本の特別会計に相当する）政府性基金予算または特別収入から元利を返済する。いずれも、全国人民代表大会（全人代）が、発行残高の総量規制を行っている。一方、第20期3中全会・改革プランでの指摘を見ると、地方の法定債務だけでなく、従来、全人代の統

制外に置かれてきた地方の隠れ債務の存在を認め、その解決に乗り出そうとしている点が特筆される。

3. 地方隠れ債務の一括整理・解消に着手

前述の2024年9月26日の中国共産党政治局会議で決定された「地方債の債務上限を引き上げ、地方隠れ債務の借り換えを促進する」という方針に基づき、同年11月4日から開催された第14期全人代常務委員会第12回会議では、会期最終日の11月8日、「地方政府債務限度額を増やし隠れ債務に置き換える国務院議案」が承認され、2024年末地方政府債務残高上限金額29兆5,200億元に6兆元を加え、35兆5,200億元まで増加させたることとなった。承認後、記者会見を行った財政部の藍佛安部長は、「この6兆元の増加枠は2024年から2026年の3年に分けて、毎年2兆元計上し、地方政府が隠れ債務の転換に用いることを支援する」と発表した。

また、記者会見によると、前述の通り、2023年末時点の地方隠れ債務残高は14兆3,000億元ある。今後、2024年から2028年までの連続5年間、毎年、新規の地方特別債を8,000億元発行することで、計4兆元の隠れ債務を解消する計画である。全人代常務委員会が承認した上記6兆元と併せて、合計10兆元の法定債務への置き換えによる地方隠れ債務の解消枠が設定された。

更に、2029年以降に期限が到来するバラック地区改造建設プロジェクトに関連する隠れ債務2兆元は、原契約に基づき返済させることとした。その結果、（第20期3中全会・改革プランが目標に設定している2029年の1年前である）2028年には、地方隠れ債務は「14兆3,000億元－6兆元－4兆元－2兆元＝2兆3,000億元」まで減少することになる。

同時に、地方債の発行金利は、隠れ債務の調達金利より大幅に低いため、財政部は、転換債発行後の地方政府の利息支出を大幅に節約できるとしており、向こう5年間、累計で約6,000億元を節約できるという。2014年の予算法改正後、地方隠れ債務の大規模な一括整理・解消は、今回が初めてとなる。

藍財政部長は、今次処理策について、①債務問題の応急処置から積極的な解消へ転換した、②債務の個別の「地雷除去」から全体的なリスク解消に転換した、③隠れ債務・法定債務という「二重」管理方法から、全ての債務に対する規範的かつ透明な管理方法に転換した、④債務のリスク防止に重点を置くことから、リスク防止と同時に経済の活力発揮の双方に重点を置くよう転換した、とアプローチの変化を強調している^[9]。

4. 課題と展望

次に残るLGFV改革に関しては、現地報道によれば^[10]、第一に、一部の地方政府ではリスク解消基金と命名された専用の基金が設立され、市・県レベルのLGFVの流動性支援を行っているという。第二に、実態上、地方政府に代わって行ってきた資金調達機能のLGFVからの切り離しと、LGFV自身の一般企業化への取り組みも始まっているという。第20期3中全会の改革プランでも、LGFVの改革・モデル転換を加速する、との方針が明記されている。

他に中国では、2024年8月26日、財政部等6部門が「市政インフラ資産管理弁法（試行）」を公布し、交通施設等の地方のインフラ建設・予算に関するルールを明確にするとともに、隠れ債務につながる財政のバランスシート外での管理を禁じている。隠れ債務の新規発生を抑止が進むのか、また同債務がLGFVによって再び代替されることはないのか、改革の難易度は高いものと思われる。

この点に関し、中国政府は、地方特別債の発行管理制度の最適化によって、LGFVの新規債務の発生を抑制しようとしているようにも見える。国務院弁公庁は、2024年12月25日に「地方政府特別債券の管理制度の最適化・整備に関する意見」を下達した^[11]。同意見の骨子を見ると、第一に、地方特別債の投資対象の範囲について「ネガティブリスト」方式を採用し、①収益の全く発生しないプロジェクト、②保障性住宅等を除く不動産開発プロジェクトへの投資を禁じている。第二に、対象プロジェクトの資本金として使用できる地方特別債の資金使途について、「ポジティブリスト」方式を採用してい

る。投資範囲は、従来のインフラ建設に加え、情報技術、新材料、バイオ製造、デジタル経済及び低空経済等の新興産業にも拡大し、同時に、割当可能なプロジェクトの資本金に占める地方特別債の割当資金の割合を25%から30%に引き上げている。第三に、試験的に一部の省政府に権限を委譲し、同政府の審査・承認を経れば、中央の国家发展改革委員会及び財政部の審査を経ることなく、地方特別債を発行できるとしている。試験地域としては、10省・直轄市と、河北省の雄安新区が選定された。LGFVが担ってきた地域開発や産業振興の役割を、地方特別債に担わせようとする試みとも言えよう。

最後に、今回の新たな株式市場対策や地方債務問題への取り組みが実際に効果を出していくためには、「パッケージ型経済対策」に盛り込まれているその他の政策と連動させて進めていくことが重要であろう。特別国債の発行を、金融面でのセーフティネット整備とどのように連動させていくかも注視される。

コラム3

中国版・租税法律主義の誕生～ 中国税制の歴史的経緯との関係で



村尾 龍雄

弁護士法人キャストグローバル 弁護士・税理士・香港ソリシター

1990年京都大学経済学部経済学科卒業。神戸市都市計画局法務担当を経て95年弁護士登録。15の異なる専門家集団キャストグローバルグループCEOであり、香港ソリシター、税理士、社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引士、マンション管理士でもある。上海市に貢献のあった外国人に付与される「白玉蘭賞」を2度受賞。

一、はじめに

中国における税法は長らく全国人民代表大会（以下「全人代」）又は全人代常務委員会が制定する法律ではなく、国務院が制定する行政法規が主であった。しかし現在有効な1982年憲法第56条は「中華人民共和国公民は、法律により納税する義務を有する。」と規定し、中国版・租税法律主義を明記する^[1]。したがって長らく憲法の条文と制定法の実態が乖離していたのである。しかし2013年3月の習近平国家主席誕生以降、現政権は中国版・租税法律主義を推し進める。

税制は刑事責任の追及に次いで国民の人権（財産権ひいては生存権）を制約する国家権力の苛烈な行使の場面であり得るから、ボストン茶会事件（1773年）で有名な「代表なくして課税なし」の法諺に代表されたとおり、租税法律主義は西欧型民主主義社会の中核である。日本国憲法も第30条、第84条^[2]でかかる意義における租税法律主義を定める。しかし中国版・租税法律主義の推進が西欧型民主主義的意義における租税法律主義の推進にあらうはずもない。そうであるとすれば、中国版・租税法律主義の推進の背景にあるものは何か。

この問題に1つの仮説を打ち立てるには現在という時系列的な「点」にスポットを当てるのではなく、1949年10月1日の中華人民共和国建国以

降の中国税制の歴史的経緯を俯瞰し、時系列的な「線」上における考察をするのが合理的であろう。本稿は簡略ながらかかる観点から中国税制の過去から未来を概観することを目的とする。

以下では中国経済に資本主義的要素が取り込まれる契機となった改革開放（第11期三中全会。1978年12月）の前後で分けて歴史的経緯を俯瞰する。^[3]

二、改革開放前の中国税制

1、建国後最初の税制(1950年)

- 1) 中国建国の前後において、新解放区と旧解放区^[4]では実行する税制が異なり、税計算価格及び徴収方法も異なった。
- 2) この状況を変えるため、建国後僅か2か月足らずの1949年11月24日から12月9日まで、中央政府（中央人民政府財務部）は、北京において建国第1回全国税務会議を招集開催し、「国の租税政策は、これにより革命戦争の供給を保障し、生産の回復発展及び国家建設の必要を賄うべきもの」という精神に基づき、国民党統治時期の過酷な重税を廃止し、新中国の全国範囲内の14種の税目を確定することを検討した。当該14種の税目とは①貨物税、②工商業税、③塩税、④関税、⑤賃金報

- 【1】 関根栄一「経済再開（リオープン）過程における中国の景気・市場対策の動向」『JBIC中国レポート』2023年度3号。
<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2023_03.pdf>
- 【2】 中国人民銀行「中国人民銀行即日起正式啓動証券、基金、保険公司互換便利（SFISF）操作」2024年10月18日。
<<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5481008/index.html>>
- 【3】 中債信用増進公司をPDとして中央銀行保有の資産を貸し出す制度は、リーマンショック後に米国で導入されたターム型証券貸出ファシリティ（TSLF）をモデルにしたものと市場関係者からは見られている。
- 【4】 中国人民銀行「中国人民銀行 金融監管總局 中国証監会關於設立股票回購增持再貸款有關事宜的通知」2024年10月18日。
<<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5481011/index.html>>
- 【5】 「市場価値」は、指針案の段階での新華社による英文報道では「Market Value」と訳されている。
- 【6】 中国证券監督管理委員會「【第14号公告】《上市公司監管指引第10号——市值管理》」2024年11月6日。
<<http://www.csrc.gov.cn/csrc/c101954/c7519046/content.shtml>>
- 【7】 「深度掃描243只長期破淨股：主要集中于三大行業！參考日韓經驗，三類長期破淨股有望成投資主線！」『每日經濟新聞』2024年9月27日。
- 【8】 中国では、1994年3月22日に予算法が公布され、1995年1月1日に施行された。改正予算法は、2014年8月31日に全国人民代表大会常務委員會で可決され、2015年1月1日に施行されている。
- 【9】 「蓝佛安：加快落实一揽子隐性债务化解政策」『時事報告』2024年第12期、2024年12月5日。
<<https://mp.weixin.qq.com/s/ZelY3qllejoFkZT3ln46bg>>
- 【10】 「一攬子政策實施一年“地方債務風險”化解效果初現」『上海證券報』2024年7月12日。
- 【11】 國務院辦公廳「国务院办公厅关于优化完善地方政府专项债券管理机制的意见」2024年12月25日。
<https://www.gov.cn/zhengce/content/202412/content_6994502.htm>

酬所得税、⑥預金利息所得税、⑦印紙税、⑧遺産税、⑨取引税、⑩屠殺税、⑪建物資産税、⑫土地財産税、⑬特種消費行為税及び⑭使用鑑札税である。そのうち①貨物税、②工商業税、③塩税、④関税が全国租税の重点であったとされる。

3) 中国の第1回「民法典」草案（1954年–1957年）の起草努力について建国当初に蜜月関係にあった中ソ関係を背景として、建国後の法学教育にはソ連民法の教材が直接採用され、ソ連の専門家を招聘して大学での授業が行われていたことから、必然的にソ連民法の影響を色濃く受けたものとなったのに対して^[5]、建国最初の税制におけるソ連の影響は限定的であり、上記1, 2に示す不統一ながらも既に存在していた旧税制に基礎を置きつつ、その全国統一を図ることに重点が置かれた。

4) 中国建国当時、ソビエト連邦では回転税など少数の税目が存在したが、予算全体における人民からの税金の比重は非常に小さく、財政収入の大部分は社会主義企業の各部門が上納した利益に頼っており、後述する社会主義的「非税化」発想が主流であったので、全国不統一の問題はあったものの、多様な税目を有する旧税制を突如廃止し、「非税化」に依拠することは現実的ではなかったものと推測される。もっとも、ソ連の「非税化」発想は極端な左派思想が席卷した1958年以降文化大革命終了までの期間に後述する「税制の簡略化」政策に影響を与えており、その限度で中国税制はソ連税制の影響を受けているとも評し得る。

5) 1950年1月、中央政府（政務院）は「全国租税の統一に関する決定」、「全国租税実施要則」を公布し、全国各地で実行されている税政、税種、税目と税率が極めて一致していない状況に対して、迅速に整理し、短期的に次々に実施し、全国の租税統一を達成すべきだと提案した。この2つの規範のうち「全国租税実施要則」は納税義務を規定し、「納税は人民の名誉ある義務であり、人民の中に遵章納税の愛国観念を打ち立てるべきである」と提言した。同時に「公営企業は一律に規則通りに納税し、企業自身の資金をもって所在地の税務機関に納税すること」、「合作社も同様に国に納税す

べきであり、例外ではない。外国人とその経営する企業は、中华人民共和国の法令を遵守し、規則に従って納税しなければならない」と規定するなど、税制を統一し、各種経営主体が均しく納税しなければならないことを強調した。

6) その後、中央政府は1950年4月に「契税（不動産取得税）暫定施行条例」を公布して実施し、同年9月に「新解放区農業税暫定施行条例」の施行を開始した。

7) 1950年7月、中央政府は租税政策について更なる調整をした。主たる内容は今後も様々な文脈でキーワードとなる「税制の簡略化」であり、⑪建物資産税と⑫土地財産税を「都市不動産税」に併合し、⑤賃金報酬所得税及び⑧遺産税を暫定的に徴収せず（筆者の理解では遺産税は結局、中国の歴史上、徴収されたことがない）、①貨物税及び⑦印紙税の品目を簡略化し、①貨物税については従前に定めた1136の徴税品目から358品目に簡略化し、⑦印紙税については従前に定めた30の品目から25に簡略化した。

8) 建国後最初の税制の理解として次の社会的背景を理解すべきであろう。

① 建国当初は毛沢東が古く提唱した新民主主義^[6]が社会主義社会に移行することを模索する前の時期であり、したがって建国以降、なお残存していた生産手段の私有制が否定されてはいなかった。建国当初の税制はこのことを前提とする。生産手段の私有制が否定され、農業、手工業及び資本主義工商業に対する社会主義改造（三大改造）を完了し、社会主義公有制への移行が僅か4年で図られたのは朝鮮戦争（1950年10月19日^[7]–1953年7月27日）終了後である（1953年–1956年）。

② 朝鮮戦争開始前に一応整備された建国後最初の税制は朝鮮戦争休戦前の1952年にさらなる「税制の簡略化」を図る目的で改正され、朝鮮戦争休戦直後の1953年8月に全国財政工作会议はこの段階での税制は三大改造に資するものでなければならない旨を確認し、確定した。

③ 中国建国後最初の憲法制定は1954年であるか

ら、建国後最初の税制は憲法的裏付けを持たないものであった。なお、1954年憲法第102条は「中華人民共和国公民は、法律により納税の義務を有する。」と規定されている。当該条項は短命で終わった1975年憲法、1978年憲法が均しく中国版・租税法律主義に関する規定を欠いていたのと比較して特徴的である。

④ 建国後僅か半年の1950年4月に「契税（不動産取得税）暫定施行条例」が公布された理由は、中国における契税の歴史は古く、北宋時代（960年2月4日–1127年3月20日）にはすでに契税の課税が行われており、北宋以降、その課税範囲、税率は異なりながらも契税の課税は各地で行われ続けていたという歴史的経緯にある。^[8] 契税は中国税制の歴史上、北宋に端を発する最も長期間存在する特徴的税目である。

2、第1回目の税制改革–1958年第1回税制簡略化改革、及び、第2回目の税制改革–1973年第2回税制簡略化改革

1) 1956年、中国は、農業、手工業及び資本主義工商業に対する社会主義改造（三大改造）を基本的に実現し、生産手段の私有制から社会主義公有制への転換を実現し、これにより中国は新民主主義社会から社会主義社会（社会主義の初級段階）に進んだ。

2) 三大改造により生産手段の私有制が否定され、社会主義公有制への転換が実現したということは、建国後の過渡期に存在していた外資を含む私営工商企業が消滅し、担税力を有する企業が都市部において重工業を担う旧・国営企業（全人民所有制工業企業。1982年憲法の1993年の第2回改正により法概念が拡張した国有企業に変更される）及び郊外において軽工業を担う集体企業（農民集団所有制企業。1984年以降の郷鎮企業の前身である）へと集約されることを意味する。その結果、三大改造前の建国直後の税制は当該企業構造の歴史的転換を受けて必然的に改正を必要とすることとなった。

3) そこで、1957年9月、中央政府（財政部）は「工商租税制度の改革に関する報告」を出し、これまでの税負担を基本的に保持しつつ「税制の簡略化」の改革方針を確定した。当該改革方針の内容は以下のとおりである。

① 1958年9月13日国务院は、「工商統一税条例」（草案）を公布し、9月17日財政部は、「工商統一税条例試行細則（草案）」を公布した。工商統一税は従来実行されていた貨物税、商品流通税、營業税及び印紙税の4種の税が併合され1つの税としたものである。工商統一税は、工場が生産段階で税を1回納付し、商業小売段階において税をあと1回納付するというものである。工商統一税は1958年から1972年（1973年の第2回税制簡略化改革により工商統一税に替えて工商税が導入される前年）までの15年間、中国工商租税体系の主要な税目となった。後述するとおり、工商統一税は改革開放後1994年税制改正までの間、増値税に替えて外商投資企業に課税された重要な税目であり、その歴史的経緯はここに由来する。

② 1958年工商租税制度の改革と同時に、さらに農業租税制度が統一された。1958年6月3日、全人代常務委員会は「中華人民共和国農業税条例」を公布し、全国範囲内において地区を分けた差別比例税制を統一して実行し、かつ、「負担を安定化し、増産しても増税せず」という政策を継続して採用することを定めた。この条例は2005年12月29日、全人代常務委員会が2006年1月1日に廃止することを決定するまで存続した。

③ 1958年の税制改革では、多数税目が多数回徴税される従前の租税制度が抜本的に変更され、税目は従前の14種から9種に簡略化され、流通税を主とする税制構造が形成され、流通税を主とする中国の租税制度の枠組みが構築された。

④ 1962年、定期市場管理の強化に合わせて、定期市取引税の徴収が開始されたが、文化大革命（1966年–1976年）が開始した1966年以降、各地において基本的に徴収が停止された。

4) その後、文化大革命中の1973年に第2回税制簡

三、改革開放後の中国税制

1. 第3回目の税制改革－1983年税制改革～1994年税制改革までの主要な出来事

1) 毛沢東主席の逝去（1976年9月9日）後、四人組の混乱を挟んで成立した1978年12月の改革開放を契機として文化大革命中に吹き荒れた極端な左派思想は完全に終焉し、全人代が1979年7月1日に採択した「中外合資経営企業法」がピュアな生産手段の社会主義公有制を修正し、旧・国営企業と外国企業という私営企業が合併事業を行う中外合資経営企業の設立を容認するに至った。公有制と私有制が混じり合う混合所有経済の具現化ともいべき中外合資経営企業を容認する中国の意図は、小目標として外国企業から外貨を獲得し、生産技術を導入し、将来の大目標として生産技術を学んだ旧・国営企業を中心として付加価値の高い工業製品を輸出し、より巨額の外貨を獲得して、国富（中国人民が生存権の保障される最低限の生活水準を確保する－小康水準）を実現するというものであった（2025年の現代中国を見れば、鄧小平が掲げたこの大目標は50年近い時を経ておそらく鄧小平が想像した水準を遥かに凌駕して達成されている）。

2) 中外合資経営企業は三大改造前の新民主主義時代において存在した私営企業以来、およそ四半世紀振りに登場した私営企業的企業性質を有する企業であったから、ソ連的「非税化」発想に立脚する「税利合一」を志向する税制は馴染まない。あくまで中外合資経営企業が獲得する利益に対して課税するという西欧型租税法律主義と同様の税制の適用が必要となった。そのため、後に全人代が1991年4月6日に採択する「外商投資企業及び外国企業所得税法」に先駆けて、中外合資経営企業には当該税制を導入することとなった。これは中外合資経営企業が税引き後利益について自主経営権に基づき配当を含む自由な処分権を有することの容認と結び付く。そうで

が向上する）など、矛盾を隠し、財務管理の軽視を引き起こすなど諸問題が噴出し、僅か4か月で廃止されるに至った。しかしその後もなおソ連的「非税化」発想は税制面におけるピュアな社会主義イデオロギーを体現するものとして一定の支持を維持した（実務でも旧・国営企業の利益上納制度は納税制度と併せて不完全ながら導入されていたようである）。

⑥ 1956年2月のソ連共産党大会におけるフルシチョフのスターリン批判と平和共存路線の採択を契機として、中ソ間でイデオロギー対立が発生し、その後、時を重ねる毎に中ソ間の不仲が深まっていき、キューバ危機（1962年10月）が発生した1962年には平和共存路線に関する中ソ対立が一層激化し、西側諸国でさえも中ソ対立を知るほどに関係が顕著に悪化し、両国の政治的決別は決定的となるが、その後も（「民法典」起草努力は両国関係悪化を理由にソ連民法に完全な離別を告げたのにもかかわらず、）中国の税制改革においてソ連の「非税化」発想は生き残り、中国税制への影響力を深めた事実は興味深い。

⑦ こうして一部の極端な左派思想を有する者にとってこの時期における「税制の簡略化」はソ連の「非税化」発想の影響を受け、税収の国家予算上の補助的位置付け化（究極的には無税化の実現）を目指すものとなった。

⑧ ソ連の「非税化」発想の影響力が深まった文化大革命の期間中には税徴収組織にも負の影響を及ぼした。例えば1967年に財政部業務部の司局は解体され、2つの大グループ、政工グループと業務グループに分けられ、財政部のすべての業務を管理するために20人以上が残され、税務総局も解散し、すべての税収業務は業務グループの下に1つの税収グループが処理するという極端な組織縮小が図られた。この脆弱な税徴収組織のもとで1973年の第2回税制簡略化改革が行われるに至ったのが、興味深い。

運動」（1963年－1965年。「四清」と略される）と呼ばれる社会主義教育運動が展開された時期が到来する。「四清」の原義は「労働点数、帳簿、財産、倉庫を清める」ことであったが、その後、「大四清」、すなわち「政治、経済、組織、思想を清める」ものへと拡大した。その目的は、「反修防修（資本主義への修正主義に反対し、資本主義への修正主義を防ぐこと）」にある。

④ そして、「四清運動」を経て、文化大革命の10年に入るのである。したがって、1958年第1回税制簡略化改革及び1973年第2回税制簡略化改革が行われた時期は中国が激しい政治闘争（反右派闘争）の渦中にあった時期であり、それにもかかわらず2度の税制簡略化改革を成し遂げたことは素晴らしいが、それが実務的に税徴収実務にどこまでプラスの影響を与えたかには疑問符が付される。

⑤ さらにここで留意すべきは、極端な左派傾向が顕著となったこの時代において前述したソ連の「非税化」の影響が顕著となったことを指摘できる。すなわち、中国建国直後は新民主主義の影響により外資を含む私営企業も存在する生産手段の私有制が残存する社会体制であったが、三大改革を経て生産手段の社会主義公有制が実現し、私営企業が消滅し、旧・国営企業及び集体企業が中核となる社会主義体制が実現すると、税収はブルジョア（資産家）階級がプロレタリア（労働者）階級から経済的搾取をする手段であり、社会主義体制では予算全体における人民からの税金はあくまで補助的位置付けであり、その比重は非常に小さくあるべきであり、財政収入の大部分は社会主義企業が上納した利益に頼るべきであるとのソ連的「非税化」発想が左派的思想に整合的であるとして支持を深めた点である。下線部は中国語で「税利合一」と呼称し、実際にこの発想は1959年に導入されたが、物価面において国家による物価統制を遵守せず企業が自ら値上げしたり、社会主義企業間での利益争いなどの問題が発生し、損益計算の面では、税収が利益に転化したため、少ない利益を多くしたり、赤字を黒字にしたり（そうすることで上納が増えて、社会主義企業幹部の人事評価

略化改革が行われている。当該改革の主たる内容は、工商税の試行であり、旧・国営企業及び集体企業が納付する工商統一税並びにその付加、都市不動産税、車両船舶使用鑑札税、塩税及び屠殺税を併合して工商税とした（塩税は、暫定的に従前の弁法に従い徴収）。1972年3月30日、国務院は、財政部により報告された「工商税制改革試行を拡大することに関する報告」を回章し、「中華人民共和国工商税条例（草案）」を付して発布し、1972年に試行を拡大、1973年に全面的に試行した。ここに至り、中国の税制は、計13の税目、すなわち①工商税、②工商統一税（工商税の徴収開始以後はこの税は基本的に徴収が停止された）、③関税、④工商所得税、⑤都市不動産税、⑥契税、⑦車両船舶使用鑑札税、⑧船舶トン税、⑨屠殺税、⑩家畜取引税、⑪定期市取引税、⑫農業税及び⑬牧畜業税を設けた。

5) この税制簡略化を経て、旧・国営企業は工商税のみ納付すればよく、集体企業は工商税及び工商所得税の2種の税のみを納付すればよくなり、都市不動産税、車両船舶使用鑑札税及び屠殺税は、個人に対してのみ課税され、租税の調節範囲が極度に縮小され、租税の職能の発揮が大きく制限された。

6) 1958年第1回税制簡略化改革及び1973年第2回税制簡略化改革の理解として次の社会的背景を理解すべきであろう。

① 中央政府（財政部）が「工商租税制度の改革に関する報告」を出し、これまでの税負担を基本的に保持しつつ「税制の簡略化」の改革方針を示した1957年は「整風運動」（中国共産党内部の綱紀粛正。中国建国前にも何度か繰り返されている）が激化した年であり、「反右派闘争」を展開することが左派の主眼となった年である。

② 1957年に激化した「整風運動」の翌年1958年に「大躍進運動」が開始され（農村人民公社化運動^{〔9〕}も同時期に開始された）、中国は1959年乃至1961年に経済の「三年困難期」に陥る。

③ その後、毛沢東が後に展開する文化大革命（1966年－1976年）の予行演習との評価を受ける「四清

なければ改革開放の本質である外資利用は成功しないことが自明だったからである。

3) そればかりか中外合資経営企業やその後1986年に登場する外資企業（いわゆる独資企業）、1988年に登場する中外合作経営企業のいわゆる旧・三資企業には利益計上の初年度から2年間企業所得税を免税とし、これに続く3年間減税する「二免三減」や自家用生産設備に係る輸入関税等を免税とする外資優遇税制が付与された。外資優遇税制は後述するとおり中国がWTO加盟（2001年12月11日）を契機として段階的に廃止・縮小されるまでの間、社会主義企業や1982年憲法の1988年の第1回改正で容認された私営企業は享受し得ない優遇を外資にのみ付与する制度として存続することとなる。

4) 中外合資経営企業の登場は必然的に社会主義企業、特に旧・国営企業を改革すべき政策を帰結する。そうでなければ中外合資経営企業が豊富な資金と優れた生産技術で中国市場を席捲し、産業競争力のない旧・国営企業は死滅するほかないからである（その発想は1986年に公布された旧・国営企業の破産を容認する旧「企業破産法（試行）」に結実する）。そこで、一方で旧・国営企業改革によりその産業競争力を大幅に向上させると同時に、他方でそれを見据えた税制改革が必要となった。

5) 具体的には1980年以降、中央政府は相次いで600を超える旧・国営企業において所得税徴収の試行業務を行った。これを基礎とし、国務院の承認を経て、1983年1月及び1984年10月に、旧・国営企業に対し「利益から税へ」（「税利合一」思想の終焉及び利益と税の完全分離）の変更を2段階で実行し、新中国成立以後30年余にわたり旧・国営企業が国に対し利益を上納してきた制度（前述のとおりソ連の「非税化」思想を受けたより強固な「税利合一」制度ではなく、それより不完全で脆弱なもの）を、企業所得税を納付する制度に変更した。「利益から税へ」の変更の第一段階は利益を獲得した大中型の旧・国営企業が国に納付していた利益

を55%の税率（現在の日本の相続税、贈与税並びに所得税及び住民税の上限比率と同率である－日本が税制面で真の社会主義国と揶揄される所以である）に従った所得税の納付に変更することである。第二段階は旧・国営企業の利益分配制度を所得税及び調節税の徴収に変更することで、税引き後利益は企業が使用を自主的に手配することとなった（中外合資経営企業に対する税制との均一化の志向）。

6) 1984年9月18日、全人代及び全人代常務委員会の承認を経て、国務院は財政部により報告された「国営企業の利益から税への変更の推進にかかる第2段階改革の報告」及び「国営企業第2段階利益から税への変更試行弁法」を回章し、「中華人民共和国製品税条例（草案）」、「中華人民共和国増値税条例（草案）」、「中華人民共和国営業税条例（草案）」、「中華人民共和国資源税条例（草案）」及び「中華人民共和国国営企業所得税条例（草案）」の6件の租税条例（草案）並びに「国営企業調節税徴収弁法」を發布し、いずれも同年10月1日から施行した。このうち、増値税は、1979年の試行を基礎として、徐々に課税範囲を拡大した新たな税目である（後述のとおり2012年以降「營改増」の税制改革により営業税を廃止し、増値税が営業税を吸収することとなる）。

7) 日本の法人税に相当する企業所得税改革は前述のとおり突如登場した私営企業的企業性質を有する中外合資経営企業と、社会主義企業であり、一方で各種税制に服しつつも、他方で部分的にソ連的「税利合一」思想にも服していた旧・国有企業及び集体企業に対する二元的管理を将来における完全一元化を目指して、時々どのような税制とするかという難題を含んでいたのに対して、中国公民に対する課税は非常にシンプルな課題であった。そこで、全人代は1980年9月10日に現在まで改正を経つつ存続する「中華人民共和国個人所得税法」を採択し、かつ、当日に公布・施行した。個人所得税法は法律の形式により確立された中国最初の税目である。

8) 1983年全面的税制改革～1994年税制改革までの主要な出来事の理解として次の社会的背景を理解すべきであろう。

① 中外合資経営企業との本格的経済競争の開始を見据えた中央政府は、一方で1982年乃至1984年に人民公社を解体し、他方で人民公社の生産大隊として軽工業の生産を担っていた社会主義企業（その中核である旧・国営企業に対する補助的位置付けの企業）であった集体企業の株式制を進め、経営才覚のある農民個人がその株式支配をすることが可能な企業改革を推進した。それが1984年に誕生した郷鎮企業である（より正確には郷鎮企業を経営才覚のある農民個人が株式支配することが法的に可能となるのは1982年憲法の1988年の第1回改正により三大改造により一旦消滅した私営企業を中国が30余年の月日を経て再度容認し、同年に旧「私営企業暫定施行条例」が公布・施行された後である。なお、私営企業解禁は才覚のある中国公民が富裕層－当初は「万元戸」と呼ばれた－の誕生を帰結し、個人所得税の国家予算への貢献度を上昇させる契機となった）。集体企業の郷鎮企業化、そして私営企業の容認を契機とする郷鎮企業の株式制化は、社会主義公有制の補助的位置付けである集体企業を資本主義経済的私営企業化、株式制化することにより生産性がどれほど向上するのかを観察する手段であり、いずれ訪れる社会主義公有制の中核である旧・国営企業の改革過程でそこに資本主義経済的私営企業的要素をどこまでどのように取り込むかを中央政府が学ぶための契機であった。

② 1982年憲法が1988年の第1回改正で私営企業を容認すると、生産型私営企業は旧・三資企業同様に国有土地使用権の払下げを受け、必要に応じてこれを第三者に担保に供し、譲渡する法制度が必要となると考えられた。その結果、当該第1回改正でこれが同時に認められた。これが1994年税制改革で導入された土地増値税の伏線となった。^[10]

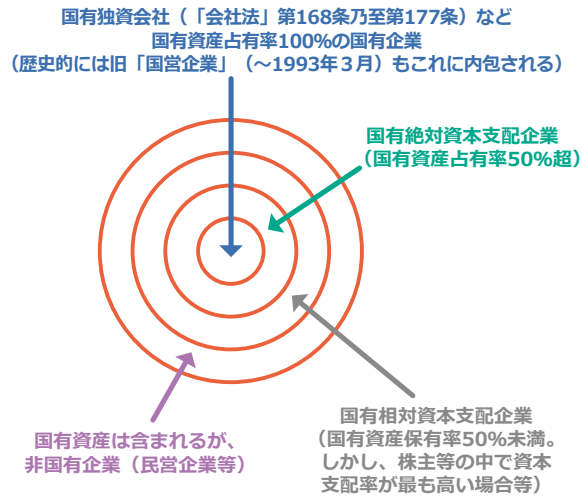
③ 改革開放は文化大革命時代の極端な左派思想

を是正し、中国経済に資本主義的要素を大胆に取り込む点で中国のピュアな社会主義イデオロギーを修正したが、1978年12月以降、改革開放の初期段階では中国経済は一向に好転しなかった。そこで、1992年10月の第14期共産党大会は「改革開放ver. 2」とも呼ぶべき社会主義市場経済を中国に導入し、中国経済に競争概念を堂々と取り込むなど資本主義的要素の一層積極的な導入に舵を切った。この文脈で中国経済の勃興を支える税制は一層重要なものとなる。そこで、全人代は1992年9月4日、現在まで改正を経つつ存続する「租税徴収管理法」を採択・公布し、1993年1月1日から施行することにより、中国における租税徴収管理を規範化した。

④ 1982年憲法の1993年の第2回改正により旧・国営企業は国有企業に法概念を拡張した。そのことの意味は次の図のとおりであり、国家が100%資本支配する全人民所有制工業企業のみならず、国家が100%出資持分支配する国有独資会社（有限責任会社）の概念を認め、当該出資持分が私営企業に譲渡されることにより国家出資持分が希薄化し（国有の株式有限会社についても同様）、その結果、国家が過半数資本支配をする国有絶対資本支配企業や、国家が過半数資本支配をしないが、出資者又は株主中、最大の出資又は株式比率を有し、経営に対して影響力を有する国有相対資本支配企業なども国有企業の内実とした。これは中外合資経営企業を嚆矢とする公民融合する混合所有経済型企業を国有企業改革の文脈で国有企業の法概念の内実に取り込むことを意味する。もっとも国有企業の法概念の拡大は「抓大放小（大をつかんで小を放す）」の政策方針のもと、中小の旧・国営企業は株式制化により民間資本導入を積極化したが、国家の産業競争力の中核を形成する大型の旧・国営企業は集約し、一層大規模化させ、中央直轄企業（中国語の俗称で「央企」）として国家の完全資本支配下に置くという二元論が採用された。この政策方針は旧・国営企業、その後の国有企業の産業競争力を強化することを目的としており、実際に産業競争力強化により一層大

きな利益を生み出すことに成功した国有企業群について、ソ連的「税利合一」思想は完全に放棄され、「利益から税へ」の1983年税制改革以降不変の税制が適用されることとなった。

図：「国有企業」概念の多様性



中国企業の企業性質の多重性

合併会社（旧「中外合資経営企業法」に基づく「既存の外商投資企業」）は、①「会社法」に基づく有限責任会社であり、②「外商投資法」に基づく外商投資企業であり、③上記概念より国有企業でもある、という三重の企業性質を有することがあり得る。

⑤ 1985年には旧「中華人民共和国相続法」（2021年1月1日施行の「民法典」に吸収）が公布、施行されたが、遺産税徴収開始は同時に制度化されなかった。そのため、遺産税は中国でその後も徴収されず、2000年代に入り遺産税徴収について今後提起しないことが中央政府で確認された。したがって、中国公民は日本では最高55%もの高税率である相続税及びその補充税である贈与税を課されることはない。

⑥ なお、1994年税制改革による「分税制」の理解を深めるべく、1994年税制改革前の税徴収組織体制について以下のとおり図を示す。

図：



2. 第4回目の税制改革－1994年税制改革

1) 1993年11月11日から14日までの第14期三中全会において「社会主義市場経済体制の確立にかかる若干の問題に関する中共中央の決定」を採択し、財政・税務体制改革を積極的に推進する原則が確立された。1993年12月、国務院は、国家税務総局により報告された「工商税制改革实施方案」を回章するとともに、各税目の暫定施行条例と関係法規制度を發布し、1994年1月1日から施行を開始した。工商税制改革の指導思想は、税法の統一、公平な税負担、税制の簡略化、合理的な分権であり、分配関係を整理し、財政収入を保障し、社会主義市場経済の要求に適合する税制体系を確立することであった。

2) 1994年の税制改革の概要は以下のとおりである。^[1]

① 流通税について「増値税暫定条例」、「営業税暫定条例」、「消費税暫定条例」が改正制定され、外商投資企業及び国内企業に統一して適用されることとなった（流通税における内外資二元管理の終焉及び内外資一元管理の開始）。従来、内資企業に対し課していた増値税、製品税及び営業税、並びに旧・三資企業（及び外国企業）に対し課していた工商統一税について、調整・併合をし、増値税を主体とする増値税、営業税及び消費税の三税並立、二階層調節という新たな工商流通税制調節モデルを形成した。なお、日本の消費税に相当するのは中国の増値税であり、消費税は奢侈税として

の本質を有する倉出し税である。

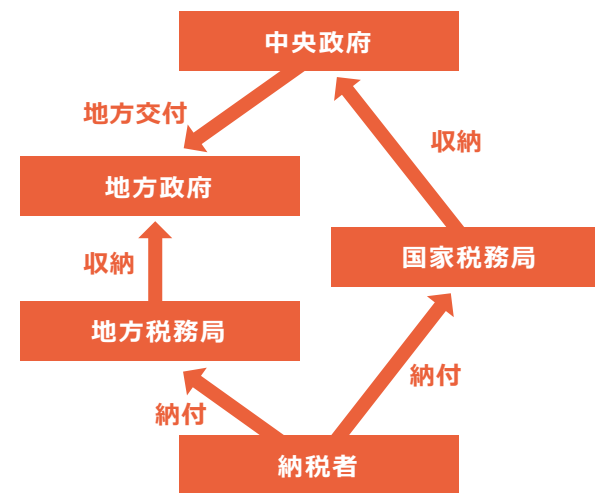
② 「個人所得税法」が改正され、外国人、中国人の双方に適用されることとなった。

③ 「企業所得税暫定条例」が制定され、国有企業、郷鎮企業、私営企業に統一して適用される。これら中国内資企業の経営体制の転換が完了していないため、三資企業とは統合されず、内外資二元管理が継続する。

④ 「土地増値税暫定条例」が制定され、土地所有権の譲渡益に対して30%から60%という高比率の課税が開始する。

⑤ 1993年12月15日、国務院が「分税制財政管理体制を施行することに関する国務院の決定」（国発[1993]85号）を發布し、事項権限と財務権限の結合という原則に基づき、「分税制」を導入し、中央と地方の税金配分基準を明確にし、地方政府に所属している従来の各地の税務局とは独自に、中央政府の直属である各地の国家税務局を設立し、直接税金を徴収することとした。従前の税徴収組織は次の図のとおりに改編された。

図：



3) なお1994年税制改革～中国WTO加盟を契機とする税制改革までの社会的背景として次の1点を理解すべきであろう。

① 1982年憲法の1999年の第3回改正において第11条第1項が次のとおり改正され、社会主義公有

経済と私有経済（非公有経済）の対等化が規定され、私営企業の活動領域が国有企業と同等の水準まで拡充し得る憲法上の理論基盤が整備されたことが特筆事項である。

改正前	改正後
第11条第1項 法律に規定する範囲内の都市・農村の勤労者による個人経済は、社会主義的公有制経済の補充である。国家は、個人経済の適法な権利及び利益を保護する。	第11条第1項 法律所定の範囲内の個人経済及び私営経済等の非公有制経済は、社会主義市場経済の重要な構成部分である。

② 現実的には「国進民退」という中国語に代表されるとおり、社会主義公有経済と私有経済（非公有経済）の対等化はお題目であり、中国経済が苦しい局面では私有経済を鼓舞するために対等化理論に立脚する政策が打ち出されるが、中国経済が好調な場面では今なお国有企業の優遇政策が顕著であると批判する論者もいる。もっとも三大改造で私営企業が一旦葬り去られた歴史的経緯に鑑みれば、1988年の私営企業の復活後僅か11年間で憲法上、社会主義公有企業（特にその中核である国有企業）との対等化が規定された意義は大きい。実際、現在中国において私営企業の経済活動における重要性はますます顕著であり、税制面での貢献も大きなものとなっている。

3. 第5回目の税制改革－中国WTO加盟を契機とする税制改革

1) 中国は2001年12月11日にWTO（世界貿易機関）に加盟した。中国は従前、旧・三資企業を中心とする外商投資企業が参入可能な領域を原則として製造プロジェクトに限定しており、時に国有企業を中核とする内資企業が先端的な生産技術を学ぶ機会が担保される合併強制が働くことも多かった（2025年の現在ではあらゆる製造プロジェクトが外資に全面開放されていると比較すると隔世の感ありである）。しかし中国はWTO加盟条件として例えば卸売りや小売りといった商業分野を外資開放し、しかもそれを独資で実施可能にしたり、基礎电信业务や付加価値电信业务についても合併強制の留保付きながら外資開放したりする約束をした結果、外商投資企業は製造プロジェクトであれ

ば原則独資で事業展開できるようになるなど、外資の経営自由度が飛躍的に向上した。中国が「世界の工場、世界の市場」として礼賛されたのもこの時期である。

2) その結果、税制面では次の2つの改革が政策方向性として必要となった。

① 外資に対する開放度及び外資の経営自由度が飛躍的に向上する一方で、外資に改革開放開始以来の「二免三減」に代表される優遇政策を享受させ続けられ、内資企業の観点から見て競争条件が明らかに不平等となり、不合理であるとの批判の聲が高まった。これにより改革開放の外資誘致政策として長らく貢献してきた「二免三減」等の外資優遇政策は廃止・縮小の方向を目指すこととなった。

② 同時に、中国固有の税制を世界の標準的な税制に合わせていく政策方向性が必要となった。前述のとおり外観してきた中国固有の歴史的経緯を反映する社会主義的な税制は外資に理解し難いものであるだけでなく、社会主義公有企業と私営企業が共に対等な存在として発展していくうえでも当該税制の存続は足枷になりかねない危惧があったからである。

3) そこで、2003年10月11日から14日まで、党の第16期三中全会が北京で開催され、会議で採択された「社会主義市場経済体制を完全化することにかかる若干の問題に関する決定」において明確に提起されたのは、その後の一定期間、中国は、税制の簡略化（ここでは上記2，（2）の趣旨が含まれ得る）、（上記2，（2）と整合する）税源の拡張、低い税率、厳格な徴収管理という原則に従い、租税制度の改革を着実に推進し、実施する必要があるということであった。

4) 当該決定に立脚する税制改革例を一部取り上げれば、次のとおりである。

① 全人代は2007年に「個人所得税法」に続く中国版・租税法律主義の具体化として「企業所得税法」を公布し、2008年1月1日から施行し

た。これによりそれまで内資企業と外資企業に対して二元管理のもとで課していた企業所得税を併合して一元管理のもとで統一された企業所得税を課税することとし、これを契機として「二免三減」は段階的に廃止された。

② 1994年税制改正で旧・三資企業に対する工商統一税の課税が廃止され、内資企業同様、増値税が課税されることとなったが、なお一定の役務提供等に関して中国固有の税目である営業税が残存した。これは付加価値税の本質を有する増値税を擁する国家では異質なことである。そこで、「営改増」（営業税から増値税への徴収変更）改革が実施された。具体的には2011年、国務院の承認を経て、財政部及び国家税務総局が連合で営業税から増値税への徴収変更試行方案を示達し、2012年1月1日から、上海の交通運送業及び一部の現代的サービス業において営業税から増値税への徴収変更にかかる試行が展開された。2012年8月1日から同年末まで、国務院は、営業税から増値税への徴収変更にかかる試行を10の省・市に拡大し、2013年8月1日には、「営改増」の範囲は、全国的試行へと拡大され、ラジオ・映画・テレビサービス業を試行範囲に組み入れた。2014年1月1日から、鉄道運送と郵政サービスを営業税から増値税への徴収変更試行に組み入れ、これにより交通運送業のすべてが「営改増」の範囲に組み入れられることとなった。2016年3月18日に開催された国務院常務会議において、2016年5月1日から、中国が全面的に営業税から増値税への徴収変更にかかる試行を推進し、建築業、不動産業、金融業、生活サービスの業のすべてを営業から増値税への徴収変更試行に組み入れることが決定された。ここに至り、営業税は完全に廃止されることとなった。

4. 第6回目の税制改革－習近平政権における中国版・租税法律主義の宣言

1) 本稿冒頭で述べたとおり、現在有効な1982年憲法第56条は「中華人民共和国公民は、法律により納税する義務を有する。」と規定し、中国版・租税法律主義を明記する。しかし、改革開放初期の1983年税制改革以降の各種税制改革は伝統的な社会主義的税制に資本主義的要素を取り込む改革開放及び社会主義市場経済下での税制、そしてWTO加盟新時代の税制に改革するという難度の高い作業を求められた。そのため一旦税制を具現化する法規範を制定しても、頻繁に廃止、改正等を繰り返す予測があった。

2) そのため1982年憲法第89条柱書が「国務院は、次の職権を行使する。」と規定し、その第18号が「全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会の授けるその他の職権」と規定するところを根拠として、1984年に「工商税制の改革及び関係する租税条例の草案試行の発布権限を国務院に付与することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定」を発布し、国務院に対し、国営企業の利益上納の変更及び工商税制改革を実施する過程において、関連する租税条例を立案し、草案の形式により試行を発布する権限が与えられた。1985年には「経済体制改革及び対外開放の面において暫定施行する規定又は条例の制定を可能とする権限を国務院に付与することに関する全国人民代表大会の決定」が発布され、国務院に対し、租税面の問題を含め経済体制改革及び対外開放の面に関係する問題について、必要である場合には、憲法に基づき、関係する法律並びに全国人民代表大会及びその常務委員会の関係決定の基本原則に抵触しないという前提のもと、暫定施行する規定又は条例を制定する権限が与えられた。その結果、1980年の「個人所得税法」の例外を除き、国務院が権限付与に関係する決定に基づき、一連の租税にかかる暫

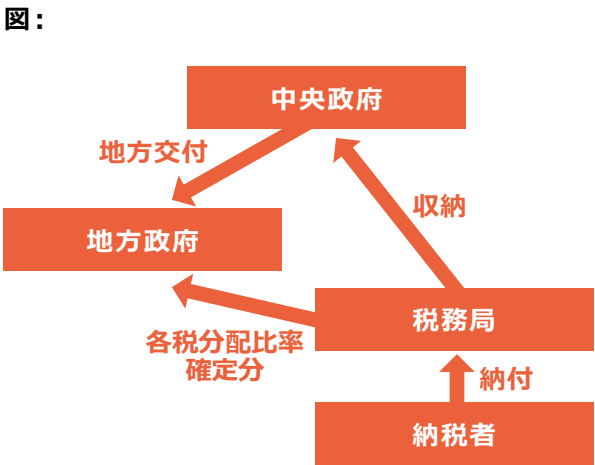
定施行条例を公布・施行するという立法実務が連綿と続いたのである。

3) しかし、2013年3月に習近平国家主席就任により誕生した習近平政権下で、建国当初の税制確立以降、実に60余年の月日を経て、世界の標準的な税制とも均衡を維持しつつ、なお中国の特徴のある税制を確立する体制ができたとの自負を抱くに至った。その結果、2015年3月25日に全人代常務委員会法制業務委員会が率先して起草し、党中央が審議・採択した「租税法定原則の徹底・具体化にかかる実施意見」は「以後は新たな租税条例を発布せず、新たな税の徴収を開始する場合には全国人民代表大会及びその常務委員会を通じて相応する租税にかかる法律を制定する」ことを明確にし、同時に、「個人所得税、企業所得税及び車両・船舶税（筆者注：既に2015年時点で法律化されている）を除く15の租税条例を改正により法律に格上げし、又は廃止する時期について手配をした。実施意見により確立された目標に基づき、2020年までに全面的に租税立法を完了するよう努力する。」という方針が標榜された。要するに暫定的税制を国務院の制定する行政法規で制定する時代は終焉を迎え、全人代又は全人代常務委員会が制定することから容易に改正することができない法律の形式で税法を制定すべき時期がついに到来したとの国家的判断が下されたのである（筆者注：全人代は年1回、全人代常務委員会は年6回の改正チャンスしかない）。それが中国版・租税法律主義の宣言の趣旨である。

4) 以下に中国税法の法律化の進展状況等について表を作成したので、各税目の法律化の進展状況等を参照いただきたい。

5) なお、これと並行して中央政府は2018年に「国税地税徴収管理体制の改革を強調し、省級と省級以下の国税地税機構を合併し、社会保険料と非税収入徴収管理の職責を転換し、効率的で統一的な税收徴収管理システムを構築し、新時代の税收現代化を高品質に推進す

るために有力な制度保証を提供し、国家統治における税収の基礎性、支柱性、保障性の役割をよりよく発揮する。」^[12] ためとして、1994年税制改革時に改編された国家税務局、地方税務局の「分税制」組織体制をそれ以前の一元管理に戻した。



中国税法の法律化の進展状況等

■企業所得税、個人所得税

	1994年税制改革時	WTO加盟を契機とする 税制改革以降の出来事	日本税法との相違
企業 所得 税	●内資企業 国营企業所得税 国营企業調節税 企業所得税法（内国企業） 集团所有企業所得税 私营企業所得税 ↓ 以上を統合して「企業所得 税法（内国企業）」制定 ●外資企業 外商投資企業及び外国企 業所得税法（1991年7月1 日施行）…変化なし	※内外統一 「企業所得税法」 2007年3月16日第10期全 国人民代表大会第5回会 議により採択、同日国家主 席令第63号により公布、 2008年1月1日施行 ※外資に対する優遇政策が ほぼ消滅	（日本） ・税率 国税—法人税、地方法人税 地方税—法人住民税、事業税 国税と地方税を合わせた実効税率は約30%。 ・会計年度…自由に設定可 ・中間申告…前年の法人税額が20万円を超える法人のみ。 ・確定申告…事業年度終了の日より2か月以内 ・繰越欠損…10年間 （中国） 原則税率25%の国税のみ （現在、要件を充たす小型薄利企業は5%の優遇税率を適用、現行規定では2027年12月31日まで） ・事業年度は1月1日-12月31日で固定、自由な設定は不可。 ・中間申告：全企業強制、四半期毎→四半期終了月の翌月15日まで ・確定申告：年度終了後5か月以内 ・繰越欠損…5年間
個人 所得 税	●自国民、外国人の個人所得 税の統一 個人所得税 個人收入調整税 都市個人商工業者所得税 ↓ 以上を統一して「個人所得 税法」を制定 （1980年9月10日第5期全 国人民代表大会第3回会 議採択1993年10月31日第 8期全国人民代表大会常 務委員会第4回会議改正 1994年1月1日施行）	※2019年大改正 ・総合課税制度の導入 （改正前は所得種類ごとの 分離課税） なお、所得種類は9区分 ①賃金・給与所得、②役務 報酬所得、③稿料所得、④ ライセンスに係る権利の使 用料所得、⑤経営所得、⑥ 利息、配当及び特別配当所 得、⑦財産賃貸所得、⑧財 産譲渡所得、⑨偶発所得 このうち①から④の所得は 総合課税対象、それ以外は 分離課税。	（日本） ・国税…所得税、復興特別所得税 （総合課税…累進課税で最高税率45%） ・地方税…住民税、復興特別税 （均等割（5000円）+課税所得×10%） ・居住者要件…国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年 以上「居所」を有する個人 （中国） ・国税のみ、地方税はなし。 総合課税は累進課税で最高税率45% ・納税義務者 ①中国籍 どこに居住していても要納税 ②外国籍 居住者…暦年で累計183日超中国に滞在 永住者…居住者ステータスが連続して6年を超える場合 （※暦年で1回の離境（中国国外滞在）が30日超となる場合には、 居住ステータスカウントはリセットされる。）

■流通税

	1994年税制改正時	営業税から増値税への転換	立法化	日本の消費税法との相違
増 値 税	①工商統一税、製品税、増 値税、営業税、消費税の5 つの税種を統廃合して、内 外資の流通税（増値税、消 費税、営業税）を統一 ②商品小売、卸売を増値税 の課税対象に変更、財貨の 製造販売・加工修理補修役 務についてはすべて増値税 に統一 ③増値税の仕入税額控除 にインボイス（専用発票） 方式を導入 ④輸出売上に対応する仕入 税額還付開始（従来は国家 輸出奨励品目に限定） ただし、導入後8か月は還 付されず、その後も仕入税 額的全額還付ではなく、品 目ごとに不還付率を決める という不完全な還付方式を 採用している。 ⑤固定資産に係る仕入税額 控除が認められていない。	「上海市において交通運送業及び一部の現 代的サービス業の営業税から増値税への徴 収変更試行を実施することに関する財政部 及び国家税務総局の通知」（2011年11月16 日・財税[2011]111号）（以下、「試行通知」 という。）に基づいて、「交通運送業及び一 部の現代的サービス業の営業税から増値税 への徴収変更試行実施弁法」（以下、「試行 実施弁法」という。）等が公布され、2012年 1月1日から上海地区を試行地区として、交 通運輸業及び一部の現代的サービスについ て営業税の課税対象から、増値税の課税対 象へと変更された。 さらに、「北京等8省市で交通運輸業及び一 部の現代的サービス業の営業税から増値税 への徴収変更試行を実施することに関する 財政部及び国家税務総局の通知」（2012年 7月31日・財税[2012]71号）に基づいて、北 京市、天津市、江蘇省、安徽省、浙江省（含 む寧波市）、福建省（含む廈門市）、湖北省、 広東省（含む深圳市）に2012年9月1日から 順次新旧税制の転換が開始され、2016年3 月23日に「営業税から増値税への徴収変更 試行を全面的に推進することに関する通知」 （財税[2016]36号）が公布され、最後まで 営業税課税対象であった項目も増値税課税 に組み込まれ、営業税から増値税への転換 が完了。	●「増値税暫定施行条例」 （1993年12月13日国务院 令第134号により公布 2008年11月5日国务院 第34回常務会議により改 正、同月10日国务院令第 538号により改正公布、 2009年1月1日施行、2016 年1月13日国务院第119回 常務会議により改正、同 年2月6日国务院令第666 号により改正公布、同日施 行、2017年10月30日国务 院第191回常務会議により 改正、同年11月19日国务 院令第691号により改正公 布、同日施行） ↓ ●「増値税法」 2024年12月25日第14期 全国人民代表大会常務委 員会第13回会議 採択	（日本） ・税率…10%、飲食料品、 新聞については軽減税率 8% ・2023年10月より仕入税 額控除には適格要件をみた すインボイスが必要。 （中国） ・取引内容により税率が 13%、9%、6%に区分。 ・生産メーカーの輸出増 値税還付において、不還付 とされる仕入税額がある。 （不還付率の設定、従前よ りは不還付率が設定されて いる品目は少なくなってい る。） ・貿易会社の輸出税還付は 還付要件が非常に厳しい。 （原則、輸出インボイスと 仕入インボイスの商品、数 量が一致しないと還付され ない。）

■消費税

	1994年税制改正時	改正履歴	立法化	特徴
消 費 税	「消費税暫定施行条例」 （国务院令第135号） 1993年12月13日国务院 令第135号により発布	2008年11月5日国务院 第34回常務会議により 改正、同月10日国务院 令第539号により公布、 2009年1月1日施行	「消費税法意見募集稿」2019.12.03 発布 ↓ 未了 ※第14期全国人民代表大会（2023年からの5か年）常務委員 会立法計画では、「第一類項目：条件が比較的成熟すれば、任 期内に審議に付す予定の法律草案」に列記されている。	・特殊課税物品 に対する物品税 ・増値税と二重 課税される。

■契稅

	立法化前改正履歴	立法化	日本の税法（不動産取得税）との相違
契 税	「契稅暫定施行 条例」 1997年7月7日 国务院令第224 号により発布、 同年10月1日施行 2019年3月2日 国务院令第709 号により改正公 布、同日施行	「契税法」 【公布日】 2020.08.11 【施行日】 2021.09.01 【公布機関】 主席令第52号 ・改正点 徴収免除条項、 軽減徴収項目 の追加、修正	（日本） ・税率 標準税率4% 《税率の特例》住宅用途の土地・家屋3%（2027.3.31まで） ・税額計算 固定資産評価額×税率 （土地の固定資産税評価額は実勢価格の7割程度、新築の固定資産税評価額は建築費の6割程度） （中国） ・税率 3%～5% 具体的な適用税率は省、自治区、直轄市の人民政府が規定。 ・税額計算 成約価格×税率 （贈与その他の対価が発生しない移転行為の場合市場価格） ⇒本当の成約価格での課税を回避するため、民間では不動産登記センターへ提出する契約書を アンダーバリューで契約する「陰陽契約」での取引を行うケースが多い。

■土地増値税

	1994年税制改正時	改正履歴	立法化
土 地 増 値 税	「土地増値税暫定条例」が制定され、 土地使用権の譲渡益に対して30%か ら60%という高比率の課税が開始。	「土地増値税暫定条例」 ・1993年12月13日国务院令第138号により発布、1994年1月1日施行 ・2011年1月8日国务院令第588号により改正公布、同日施行	「土地増値税法 意見募集稿」 2019.07.16 発布

■その他税目

税目	立法化前改正履歴	立法化
印紙税	「印紙税暫定施行条例」 ・1988年8月6日国务院令第11号により発布、同年10月1日施行 ・2011年1月8日国务院令第588号により改正公布、同日施行	「印紙税法」 2021年6月10日第13期全国人民代表大会常務委員会第29回会議により採択、同日主席令第89号により公布、2022年7月1日施行
資源税	「資源税暫定施行条例実施細則」 ・1993年12月30日財政部財法字第43号により発布、1994年1月1日施行 ・2011年10月28日財政部令第66号により改正発布、同年11月1日施行	「資源税法」 【公布日】2019.08.26 【施行日】2020.09.01 【公布機関】主席令第33号
都市・ 鎮土地 使用税	「都市・鎮土地使用税暫定施行条例」 ・1988年9月27日国务院令第17号により発布、1988年11月1日施行 ・2006年12月31日国务院令第483号により改正発布、2007年1月1日施行 ・2013年12月7日国务院令第645号により改正発布、同日施行 ・2019年3月2日国务院令第709号により改正公布、同日施行	未了 意見募集稿も未発布
家屋税	「家屋税暫定施行条例」 ・1986.09.15発布、1986.10.01施行、国発[1986]90号 ・2011年1月8日「一部の行政法規の廃止及び改正に関する国务院の決定」により改正	未了 意見募集稿も未発布
都市維持保護建設税	「都市維持保護建設税暫定施行条例」 ・1985年2月8日発布、1985年1月1日施行、国発[1985]19号 ・国务院令第588号（2011年1月8日発布、同日施行）により一部改正 都市維持保護建設税暫定施行条例（2011改正）	「都市維持保護建設税法」 【公布日】2020.08.11 【施行日】2021.09.01 【公布機関】主席令第51号
耕地占 用税	「耕地占用税暫定施行条例」 2007.12.01発布、2008.01.01施行、国务院令第511号	「耕地占用税法」 （2018年12月29日第13期全国人民代表大会常務委員会第7回会議採択） 2018年12月29日公布、2019年9月1日施行
車両購 入税	「車両購入税暫定施行条例」 2000.10.22発布、2001.01.01施行、国务院令第294号	「車両購入税法」 2018.12.29公布、2019.07.01施行、主席令第19号
車両・ 船舶税	「車両・船舶税暫定施行条例」 2006.12.29発布、2007.01.01施行、国务院令第482号	「車両・船舶税法」 ・2011年2月25日第11期全国人民代表大会常務委員会第19回会議により採択、同日主席令第43号により公布、2012年1月1日施行 ・2019年4月23日第13期全国人民代表大会常務委員会第10回会議により採択、同日主席令第29号により改正公布、同日施行
都市・ 鎮土地 使用税	「都市・鎮土地使用税暫定施行条例」 ・1988年9月27日国务院令第17号により発布、1988年11月1日施行 ・2006年12月31日国务院令第483号により改正発布、2007年1月1日施行 ・2013年12月7日国务院令第645号により改正発布、同日施行 ・2019年3月2日国务院令第709号により改正公布、同日施行	未了 意見募集稿も未発布
家屋税	「家屋税暫定施行条例」 ・1986.09.15発布、1986.10.01施行、国発[1986]90号 ・2011年1月8日「一部の行政法規の廃止及び改正に関する国务院の決定」により改正	未了 意見募集稿も未発布

■関税

	立法化前改正履歴	立法化
関税	「輸出入関税条例」 ・2003年11月23日国务院令第392号により発布、2004年1月1日施行 ・2010年12月29日国务院令第588号により改正発布、同日施行 ・2013年12月7日国务院令第645号により改正発布、同日施行 ・2016年2月6日国务院令第666号により改正発布、同日施行 ・2017年3月1日国务院令第676号により改正発布、同日施行	「関税法」 2024年4月26日第14期全国人民代表大会常務委員会第9回会議により採択、同日主席令第23号により公布、同年12月1日施行

以上

【1】 1982年憲法は1988年、1993年、1999年、2004年、2018年に計5回改正されているが、現在の第56条の中国版・租税法律主義の規定は当初より存在し、不変である。

【2】 日本国憲法

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

【3】 本稿のうち特に改革開放前の税制に関する主要な情報源は次のとおりである。

(1)「新中国財政史」（劉尚希等著、人民出版社。2022年5月第1版）。代表著者の劉尚希氏は中国財政科学研究院の元院長で第13期、14期全国政治協商會議委員である。 https://www.chineseaafs.org/ckynewsmgr/teacherDetail_queryOneRecord?retVal=zjxq&id=314
(2)「72年間で7度の改革、中国の租税制度の時代的変遷（1949-2021）」（黃俊濤、強甜甜。2021年8月31日）。 https://mp.weixin.qq.com/s/wLmbd17d81-zO3jmf2Ve1q 。両氏の経歴は以下のとおりである （ https://detail.youzan.com/show/goods?from_source=qbox_seo&alias=3ern7ydcsoz7x0f ）。
黃俊濤氏：中南財經政法大學、會計學と法学の双学士、經濟法（財稅）修士。北京華稅弁護士事務所、北京市京師（武漢）弁護士事務所を経て、現在は広東衆誠弁護士事務所所属弁護士。就業以来、税金関連の法律サービス分野に専念し、多くの重大な難解で複雑な税務事件の処理に参与し、破産、買収合併再編、石油化学、医薬、不動産、輸出入税務など多くの業界と分野に関連している。税金に関する文章と論文を300編以上発表し、『弁護士による税法サービス業務操作ガイドライン』の起草作業、『中国税法難事件解決実務』（法律出版社）、『中国税務弁護士実務』（法律出版社）などの著作編集に参加。
強甜甜氏：中山大学、法学学士、經濟法（財稅）修士。公認会計士、税理士の執業資格を有する。広東省の第1陣の関連企業コンプライアンス第三者監督評価メカニズム専門家リスト掲載専門家、深圳市弁護士協會稅務法律專門委員會秘書長。北方民族大学、北京華稅弁護士事務所に在籍しており、現在は北京德恒（深圳）弁護士事務所所属弁護士、永旭稅理士事務所パートナー、華稅学院高級講師である。税務紛争の解決、税金関連リスク管理、税法トレーニングなどの分野で豊富な経験を有している。中国登録税理士協会、中華全国弁護士協會が開催した税金係争研修、夏季学院の学生のために授業を行っており、多くの税務係争事件を担当。
(3)「「新中国稅收70年」（新中国稅收編成チーム著、中国稅務出版社、2020年4月第1版）
(4)「「2024年中国稅制概覽」（劉佐著、經濟科学出版社、2024年5月第1版）、劉佐氏は1984年～1988年まで財政部稅務總局局長、國家稅務局局長担当秘書、1988年から財政部、國家稅務總局の各部門の主任等を歴任し、1995年からは國家稅務總局稅收科学研究所副所長、所長等、中国稅務新聞社總編集長を歴任。現在、國家稅務總局稅務行政不服審查委員會專門會員、中国財政法学会研究会副會長等の公的役職を兼任。

【4】 「解放区」とは、「陥落区」「国統区」と区別される呼称で、抗日戦争時期と解放戦争時期（「第三次国内革命戦争時期」ともいう）の共産党指導の軍隊が「敵偽」支配と「国民党」支配から解放され、人民政權が樹立された地域を指す。抗日戦争の時期、中国共産党は前後して陝西甘寧、蘇北、河南など19の解放区を建設した。その中で、一部は共産党指導の軍隊が「敵偽」支配から解放され、もう一部は元の敵後抗日根拠地である。抗日戦争に勝利した後、解放区を防御し、発展させるために、共産党は「北へ発展し、南へ防御する」という戦略方針を制定し、同時に解放区で訓練運動、賃借及び利息減額、土地改革、生産運動を展開した。1949年までに、共産党が設立した解放区は主に中原、山東、東北、華北、華東、西北などの広大な地域に分布していた。これが長江以北地区のいわゆる「老（旧）」解放区である。実際、「老」解放区は新中国の雛形であり、新中国の建設と発展に重要な経験を提供した。「新」解放区とは、1949年の新中国成立後に解放軍の勝利・進軍に伴い解放された長江以南の広大な国土をいうが、当時これらの新解放された地域は将来的に土地改革を行う必要があった。

出典：<https://mp.weixin.qq.com/s/P19h8bqrMLPzQL1w36fm7A>

【5】 「JBIC中国レポート」（2020年度第1号）「中国「民法典」の誕生の歴史的経緯」参照
（https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/image/china2020_01.pdf）。

【6】 1940年1月に毛沢東が著した「新民主主義論」が示す古い毛沢東思想であり、中国をまず新民主主義社会、すなわち中国共産党の一党支配ではなく、無資産階級（プロレタリアート）である労働者・農民・勤労知識人の革命的諸党派による連合支配（連合独裁）を中核とする人民民主主義を採用する社会を建設し、次に社会主義社会に移行する二段階発展（革命）論である。中国が建国当初の新民主主義段階から三大改造を経て社会主義の初級段階へと展開した後も1954年憲法以降1982年憲法に至るまで、衛星政党である複数政党制は中国共産党を唯一の指導政党とする前提で容認されているのはその残滓である。

【7】 一般的に朝鮮戦争の開始は1950年6月25日とされるが、中国の歴史としては、アメリカとの全面戦争に展開することを防止することを目的として、人民解放軍を投入せず、これに代えて人民志願軍が参戦した1950年10月19日であるとされる。

【8】 三戸俊英、永野弘子ほか「四訂版・中国進出企業の会計・税務実務マニュアル」（平成17年（2005年）2月4日）（株式会社清文社）p.271参照。

【9】 改革開放後の1982年乃至1984年に農業における競争システムともいうべき農業請負制導入に伴い解体された。これが郷鎮企業（農村經濟組織が過半数支配又は実質經營支配する公有制企業である。定義について、「郷鎮企業法」第2条参照。設立当初、国营企業を中核、郷鎮企業を補充とする関係であった。）となり、その後の民営企業発展の礎を築いた。

投資関連制度情報

反マネロン法の
改正について

反マネーロンダリング法は、2006年10月31日に開催された第10期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で初めて採択され、2007年1月1日から施行された（以下「旧法」という）。2024年4月には、反マネーロンダリング法の改正草案が第14期全国人民代表大会常務委員会第9回会議で審議に付され、2007年1月1日の施行から約17年を経て初めての大規模な改正を迎えることとなった。その後、同年9月に第2次審議が行われ、さらに11月4日には常務委員会での第3次審議に付された。そして、2024年11月8日、第14期全国人民代表大会常務委員会第12回会議において、新たに改正された反マネーロンダリング法（以下「新反マネロン法」という。）が正式に採択された。

新反マネロン法では、法律の適用範囲が明確化され、反マネーロンダリング監督管理の強化や、反マネーロンダリング義務に関する規定の整備など、関連制度の補充と完全化が行われた。法律は全7章65条で構成され、総則、反マネーロンダリング監督管理、反マネーロンダリング義務、反マネーロンダリング調査、反マネーロンダリング国際協力、法律責任、附則が含まれている。新反マネロン法は、2025年1月1日から施行された。本稿では、新反マネロン法の改正ポイントについて解説する。

1. 新反マネロン法の総則

1) 前提犯罪の範囲を拡大

①マネーロンダリング罪とその前提犯罪

マネーロンダリング罪とその前提犯罪については、「刑法」第191条において次のように規定されている。

第191条 【マネーロンダリング罪】麻薬犯罪又は闇社会性質の組織犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職賄賂犯罪、金融管理秩序を破壊する犯罪又は金融詐欺犯罪の所得並びにそれにより生じた収益の源泉及び性質を偽装し、又は隠蔽するため、次に掲げる行為の1つをした者は、上記犯罪の実施にかかる所得及びそれにより生じた収益を没収し、5年以下の有期徒刑又は拘役に処し、罰金を併科し、又は単科する。情状が重大である者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

（一）資金口座を提供する行為
（二）財産を現金、金融手形・小切手又は有価証券に転換する行為
（三）振替その他の支払決済方式を通じて資金を移転する行為
（四）資産を越境移転する行為
（五）その他の方法により犯罪にかかる所得並びにその収益の源泉及び性質を偽装し、又は隠蔽する行為

単位が前項の罪を犯した場合には、単位については罰金を科し、かつ、直接に責任を負うその主管者その他の直接責任者については前項の規定により処罰する。

2024年8月19日に発布され、2024年8月20日から施行された「マネーロンダリング刑事事件を取り扱う際の法律適用にかかる若干の問題に関する最高人民法院及び最高人民検察院の解釈」（法釈[2024]10号）第12条においても、前提犯罪が刑法第191条で定められた7種類の犯罪であることが明確にされている。

第12条 この解釈にいう「前提犯罪」とは、刑法第191条所定の麻薬犯罪、闇社会性質の組織犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職賄賂犯罪、金融管理秩序破壊犯罪及び金融詐欺犯罪をいう。

②前提犯罪の範囲を拡大

新反マネロン法第2条では、従来の反マネーロンダリング罪における7種類の前提犯罪に加えて、「その他の犯罪」による犯罪所得及びその収益の源泉や性質を偽装又は隠蔽する行為もマネーロン

- 【10】 増値税における「増値」は「付加価値」であり、付加価値税（value-added tax）の漢字訳であるが、土地増値税の「増値」とは「付加価値」の意味ではなく、「値上がり益」を指す。日本の税法では概念の異なるものを同一の言葉で表現することは厳密に避けられているが、中国の税法ではそれほど厳密でないことの1つの現れである。
- 【11】 三戸俊英、永野弘子ほか「四訂版・中国進出企業の会計・税務実務マニュアル」（平成17年（2005年）2月4日）（株式会社清文社）p12参照。
- 【12】 「新中国税収70年」新中国税収70年編成チーム編、中国税務出版社（2020年4月）139頁

ダリング活動に該当するとする包括的な条項が追加されている。また、「テロリズム資金供与活動の予防には、この法律を適用する」ことも明確に規定されている。

第2条 この法律において「反マネーロンダリング」とは、麻薬犯罪、裏社会性質の組織犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職賄賂犯罪、金融管理秩序破壊犯罪、金融詐欺犯罪その他の犯罪による所得並びにその収益の源泉及び性質を各種方式を通じて偽装し、又は隠蔽するマネーロンダリング活動を予防するため、この法律の規定により関連措置を講ずる行為をいう。

テロリズム資金供与活動の予防には、この法律を適用する。その他の法律に別段の定めがある場合には、当該定めを適用する。

2) 「リスクベース・アプローチ (risk-based approach)」の原則を導入

マネーロンダリング対策の国際基準を策定するための多国間の枠組みであるFATF（金融活動作業部会）は、2007年6月に「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策のためのリスクベース・アプローチに関するガイダンス」（The Guidance on the Risk-Based Approach to combating Money Laundering and Terrorist Financing）を発表し、リスクベース・アプローチを採用してマネーロンダリング及びテロ資金供与対策を実施することを明確に示している。

新反マネロン法では、このリスクベース・アプローチの原則のもと、反マネーロンダリング業務において、リスク防止統制体系を健全化すること（第3条）や、反マネーロンダリング措置とマネーロンダリングリスクとが適応すること（第4条）を規定している。また、比較的低いマネーロンダリングリスクに関係する場合には、金融機関が状況に応じて顧客デューディリジェンス調査を簡略化することが求められる（第29条）。

第3条 反マネーロンダリング業務は、党及び国の路線・方針・政策及び政策決定・配置を徹底して具体化し、総体的国家安全観を堅持し、監督管理体制メカニズムを完全化し、リスク防止統制体系を健全化しなければならない。

第4条 反マネーロンダリング業務は、法によりこれを実施し、反マネーロンダリング措置とマネーロンダリングリスクとが適応することを確実に保証し、正常な金融サービス及び資金流通が滞りなく実施されることを保障し、単位及び個人の適法な權益を維持保護しなければならない。

第29条 次に掲げる事由の1つがある場合には、金融機構は、顧客デューディリジェンス調査を展開しなければならない。

（一）顧客と業務関係を確立し、又は顧客のため所定金額以上の1回性の金融サービスを提供するとき。

（二）顧客及びその取引がマネーロンダリング活動の嫌疑にかかわることを疑う合理的な理由があるとき。

（三）従前に取得した顧客の身分資料の真実性、有効性及び完全性について疑問が存在するとき。

顧客デューディリジェンス調査には、顧客及びその実質的支配者の身分を識別し、かつ、合理的な措置を講じてこれにつき事実確認をし、顧客が業務関係及び取引を確立する目的を把握し、比較的高いマネーロンダリングリスクにかかわる場合には更に関連する資金の源泉及び用途を把握すべきことを含む。

金融機構は、顧客デューディリジェンス調査を展開するにあたり、顧客の特徴並びに取引活動の性質及びリスク状況に基づき実施しなければならず、比較的低いマネーロンダリングリスクにかかわる場合には、金融機構は、状況に基づき顧客デューディリジェンス調査を簡略化しなければならない。

2. 反マネーロンダリング監督管理

1) 反マネーロンダリングモニタリング分析機構の設置

大口取引及び疑わしい取引の報告の受理及び分析に責任を負う機構は、旧法で規定されていた「反マネーロンダリング情報センター」（旧法第10条）から「反マネーロンダリングモニタリング分析機構」に変更された。また、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門が、この反マネーロンダリングモニタリング分析機構を設置することが定められた。

第16条 国务院の反マネーロンダリング行政主管部門は、反マネーロンダリングモニタリング分析機構を設ける。反マネーロンダリングモニタリング分析機構は、反マネーロンダリング資金のモニタリングを展開し、大口取引及び疑わしい取引の報告の接受及び分析に責任を負い、分析結果を移送し、かつ、規定に従い国务院の反マネーロンダリング行政主管部門に対し業務状況を報告し、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門所定のその他の職責を履行する。

反マネーロンダリングモニタリング分析機構は、法により職責を履行する必要に基づき、反マネーロンダリング義務を履行する機構に対し、大口取引及び疑わしい取引に関連する補充情報を提供するように要求することができる。

反マネーロンダリングモニタリング分析機構は、モニタリング分析体系を健全化し、マネーロンダリングリスクの状況に基づき焦点を合わせてモニタリング分析業務を展開し、反マネーロンダリング義務を履行する機構に対し規定に従い疑わしい取引報告の使用状況をフィードバックし、モニタリング分析の水準を不断に向上させなければならない。

第35条 金融機構は、規定に従い大口取引報告制度を執行しなければならない。顧客の1件の取引又は一定期間内の累計取引が所定の金額を超える場合には、遅滞なく反マネーロンダリングモニタリング分析機構に対し報告しなければならない。

金融機構は、規定に従い疑わしい取引の報告制度を執行し、モニタリング標準を制定し、かつ、不断に最適化し、疑わしい取引活動を効果的に識別し、及び分析し、遅滞なく反マネーロンダリングモニタリング分析機構に対し疑わしい取引の報告を提出しなければならず、疑わしい取引の報告を提出した状況については、秘密を保持しなければならない。

2) 実質的支配者の情報管理制度を明確化

新反マネロン法では、法律レベルで実質的支配者情報管理制度を明確化し、第19条において実質的支配者を次のように定義している。「この法律において『法人及び非法人組織の実質的支配者』とは、法人若しくは非法人組織を最終的に保有し、若しくは実質的に支配し、又は法人若しくは非法人組織の最終的な収益を享有する自然人をいう。具体的な認定標準は、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門が国务院の関係部門と共同してこれを制定する。」。実質的支配者に関しては、新反マネロン法の公布以前の2024年4月29日、中国人民银行と国家市場監督管理総局が共同で「実質的支配者情報管理弁法」（中国人民銀行/国家市場監督管理総局令[2024]第3号、2024年11月1日施行）を発布している。この弁法では、実質的支配者の情報を届け出るべき主体を明確化し、承諾による申告免除の条項を設け、実質的支配者の識別基準を示すとともに、届出情報の照会・使用条件を

限定しており、この規定は2024年11月1日から施行されている。さらに、2024年10月には、中国人民银行の反マネーロンダリング局と国家市場監督管理総局の登記登録局が共同で「実質的支配者情報備案指針（第1版）」を編成・発布した。この指針では、関連主体が具体的に報告を行うための実務的なガイドラインが提供されている。

3) 域外管轄規定の増設

域外管轄条項が新たに追加され、中国境外で行われたマネーロンダリング及びテロ資金供与活動、中国の主権や安全を損ない、中国の公民、法人、その他組織の適法な權益を侵害し、又は中国境内の金融秩序を乱す行為を管轄範囲に含めることが定められた。

第12条 中華人民共和国の境外（以下「境外」という。）におけるマネーロンダリング及びテロリズム資金供与活動が、中華人民共和国の主権及び安全に害を及ぼし、中華人民共和国の公民、法人その他組織の適法な權益を侵害し、又は境内の金融秩序を攪乱した場合には、この法律及び関連する法律の規定により処理し、かつ、法律責任を追及する。

3. 反マネーロンダリング義務

1) 反マネーロンダリングの内部統制制度とマネーロンダリングリスク状況の定期評価

金融機関に対しては、反マネーロンダリングの内部統制制度を確立し、健全化することが求められた。また、定期的にマネーロンダリングのリスク状況を評価し、それに応じたリスク管理制度及びフローを策定することが明確に規定されている。

4. 反マネーロンダリングの調査権を、区を設置する市1級に委譲

反マネーロンダリング調査を実施する部門が、旧法で規定されていた「国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその省級派出機構」（旧法第23条）から、「国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機構」に改められ、マネーロンダリングの嫌疑がある疑わしい取引活動や反マネーロンダリング法に違反するその他の行為を調査・確認する機構のレベルが引き下げられた。

第43条 国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機構は、マネーロンダリングの嫌疑に関わる疑わしい取引活動又はこの法律の規定に違反するその他の行為を発見し、調査・事実確認する必要がある場合には、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機構の責任者の承認を経て、金融機構及び特定非金融機構に対し調査通知書を発し、反マネーロンダリング調査を展開することができる。

反マネーロンダリング行政主管部門は、反マネーロンダリング調査を展開するにあたり、特定非金融機構にかかわる場合において、必要であるときは、関係する特定非金融機構主管部門に対し協力をするよう請求することができる。

金融機構及び特定非金融機構は、反マネーロンダリング調査に協力し、所定の期間内に関係する文書及び資料をありのままに提供しなければならない。

反マネーロンダリング調査を展開するにあたっては、調査人員は、2名を下回ってはならず、かつ、法律執行証書及び調査通知書を提示しなければならない。調査人員が2名を下回り、又は法律執行証書及び調査通知書を提示しない場合には、金融機構及び特定非金融機構は、調査を受けることを拒絶する権利を有する。

5. 反マネーロンダリングのクロスボーダー協力

新反マネロン法では、国際条約、対等の原則、協議一致の原則に基づき反マネーロンダリングの国際協力を展開する枠組みが確立された。国の関係機関は、対等の原則に従い、又は協議に基づき合意のうえ、境内においてコルレス口座を開設したり、中国とその他の緊密な金融連携がある境外の金融機関に対して反マネーロンダリングや反テロ資金供与の調査への協力を要請することができる。境内の金融機関は、対等の原則、協議による合意の原則に反して情報提供や資産統制を直接求める外国の

第27条 金融機構は、この法律の規定に従い反マネーロンダリングにかかる内部統制制度を確立して健全化し、専門機構を設立し、又は内设機構を指定して反マネーロンダリング業務に率先して責任を負わせ、経営規模及びマネーロンダリングリスクの状況に基づき相応する人員を配備し、要求に従い反マネーロンダリングにかかる研修及び宣伝を展開しなければならない。

金融機構は、定期的にマネーロンダリングリスクの状況进行评估し、かつ、相応するリスク管理制度及びフローを制定し、必要に基づき関連する情報システムを確立しなければならない。

金融機構は、内部監査又は民間監査等の方式を通じて、反マネーロンダリングにかかる内部統制制度の効果的な実施を監督しなければならない。

金融機構の責任者は、反マネーロンダリングにかかる内部統制制度の効果的な実施に責任を負う。

2) 顧客デューディリジェンス調査制度の確立

「顧客の身分識別」（旧法第16条第1項）が「顧客デューディリジェンス調査」に改められ、さらに「顧客及びその取引がマネーロンダリング活動の嫌疑にかかわることを疑う合理的な理由があるとき」（第29条第1項第（二）号）という内容が、顧客デューディリジェンス調査を実施すべき状況として新たに規定された。

第28条 金融機構は、規定に従い顧客デューディリジェンス調査制度を確立しなければならない。

金融機構は、身分が不明な顧客のためサービスを提供し、又は当該顧客と取引をしてはならず、顧客のため匿名口座又は仮名口座を開設してはならず、他人の身分を冒用する顧客のため口座を開設してはならない。

3) 金融機関による継続的なマネーロンダリングリスクへの注意と評価

金融機関は、業務関係が存続する間、顧客の全体的な状況及び取引の状況を継続的に注視し、評価することが求められる。また、必要に応じて、取引の方式、金額又は頻度を制限する、業務類型を制限する、業務の取扱いを拒絶する、業務関係を終了するなどのマネーロンダリングリスク管理措置を講じることができる。ただし、これらの措置は、マネーロンダリングリスクの状況に対して明らかに不釣り合いな内容であってはならない。

第30条 業務関係の存続期間において、金融機構は、顧客の全体の状況及び取引の状況に継続して留意し、かつ、評価し、顧客のマネーロンダリングリスクを把握しなければならない。顧客が実施する取引が金融機構の把握する顧客の身分、リスク状況等と一致しないことを発見した場合には、顧客及びその取引の関係状況を更に事実確認しなければならない。マネーロンダリングの高いリスク状況が存在する場合については、必要であるときは、取引の方式、金額又は頻度を制限し、業務類型を制限し、業務の取扱いを拒絶し、業務関係を終了する等のマネーロンダリングリスク管理措置を講じることができる。

金融機構は、マネーロンダリングリスク管理措置を講ずるにあたり、その業務権限の範囲内において、関係する管理規定の要求及び手続に従い実施し、マネーロンダリングリスクの管理と金融サービスの最適化との関係を適切に均衡させなければならない。マネーロンダリングリスクの状況と明らかに釣り合わない措置を講じてはならず、顧客が法により享有する医療、社会保障、公用事業サービス等に関連する基本的で必要な金融サービスを保障する。

4) 会社内部・グループ成員間の反マネーロンダリング情報共有メカニズムを明確化

反マネーロンダリング義務を履行する目的で、会社内部又はグループ成員間で必要な反マネーロンダリング情報を共有する場合、情報共有のメカニズム及び手続を明確にすることが求められている。

第37条 境内外において、分支機構を設立しており、又は他の金融機構を株式支配する金融機構、及び金融株式支配会社は、本部又は集団のレベルにおいて反マネーロンダリング業務を統一的に手配しなければならない。反マネーロンダリング義務を履行するため会社の内部又は集団成員間で必要な反マネーロンダリング情報を共有する場合には、情報共有のメカニズム及び手続を明確にしなければならない。反マネーロンダリング情報を共有するにあたっては、情報保護に関係する法律の規定に適合し、かつ、関連情報が反マネーロンダリング及び反テロリズム資金供与以外の用途に使用されないことを確実に保証しなければならない。

5) 反マネーロンダリング措置に異議がある場合の救済ルート

単位及び個人が、金融機関の講じたマネーロンダリングリスク管理措置に異議がある場合の救済ルートとしては、金融機関への異議の提起、反マネーロンダリング行政主管部門への申立て、法に基づく人民法院への直接提訴がある。

第39条 単位及び個人は、金融機構がマネーロンダリングリスク管理措置を講じたことに対し異議がある場合には、金融機構に対し提起することができる。金融機構は、15日内に処理をし、かつ、結果を当事者に回答しなければならない。顧客の基本的で必要な金融サービスにかかわる場合には、遅滞なく処理し、かつ、当事者に回答しなければならない。関連する単位及び個人は、期限を徒過して回答を受領しておらず、又は処理結果について不満である場合には、反マネーロンダリング行政主管部門に対し苦情を申し立てることができる。

前項所定の単位及び個人は、金融機構の講ずるマネーロンダリングリスク管理措置に対し異議がある場合には、法により人民法院に対し直接に訴えを提起することもできる。

6) 反マネーロンダリング特別予防措置

反マネーロンダリング特別予防措置の監督管理制度が導入され、すべての単位及び個人に対し、特定のリストに掲載された対象に対して反マネーロンダリング特別予防措置を講じることが定められた。

第40条 いずれの単位及び個人も、国の関係機関の要求に従い次に掲げる名簿に掲げられた対象に対し反マネーロンダリング特別予防措置を講じなければならない。

（一）国の反テロリズム業務指導機構が認定し、かつ、その事務取扱機構が公告したテロ活動組織及び人員の名簿

（二）外交部が発布した、国際連合安全保障理事会決議執行通知における特定対象金融制裁にかかわる組織及び人員の名簿

（三）国务院の反マネーロンダリング行政主管部門が認定し、又は国の関係機関と共同して認定した、重大なマネーロンダリングリスクを有し、措置を講じなければ重大な結果を生ずるおそれのある組織及び人員の名簿

前項第（一）号所定の名簿に対し異議がある場合には、当事者は、「反テロリズム法」の規定により再審査を申請することができる。前項第（二）号所定の名簿に対し異議がある場合には、当事者は、関係手続に従い名簿からの除外にかかる申請を提出することができる。前項第（三）号所定の名簿に対し異議がある場合には、当事者は、認定をした部門に対し行政再議を申し立てることができる。行政再議決定に対し不服がある場合には、法により行政訴訟を提起することができる。

反マネーロンダリング特別予防措置には、名簿に掲げられた対象及びその代理人、その指図を受ける組織及び人員並びにその直接又は間接に支配する組織に対し金融等のサービス又は資金若しくは資産を提供することを直ちに停止し、関連資金及び資産の移転を直ちに制限すること等を含む。

第1項所定の名簿に掲げられた対象は、規定に従い国の関係機関に対し、使用が制限を受けた資金及び資産を単位及び個人の基本支出その他の支払いが必須である費用に用いることを申請することができる。反マネーロンダリング特別予防措置を講ずるにあたっては、善意の第三者の適法な権益を保護しなければならない。善意の第三者は、法により権利救済をすることができる。

ことが規定された。

金融機構が第52条から第54条の規定に違反して処罰を受けた場合は、責任を負う董事、監事、高級管理者その他直接責任者に対し、警告を発したり、20万円以下の罰金を科したりすることができ、情状が重大であるときは、当該者の職務就任資格を取り消し、又は金融関連業界での業務に従事することなどを禁止することができる。さらに、第55条の規定に違反して処罰を受けた場合、責任を負う董事、監事、高級管理者その他直接責任者に対し、20万円以上100万円以下の罰金を科すことができる。情状が重大であるときは、当該者の職務就任資格を取り消すか、又は金融関連業界での業務に従事することなどを禁止することができる。

ただし、金融機構の董事、監事、高級管理者その他直接責任者が、自身がすでに勤勉に職務を遂行し、適切な反マネーロンダリング措置を講じていたことを証明できる場合には、処罰を免除されることがある。

第56条 国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機構が第52条から第54条の規定により金融機構に対し処罰をする場合には、更に事由に基づき、責任を負う董事、監事、高級管理者その他直接責任者に対し、警告をし、又は20万円以下の罰金を科することができる。情状が重大であるときは、事由に基づき、職責の範囲内において、当該人員の職務就任資格の取消し、当該人員の関係金融業種業務への従事禁止等の処罰を実施し、又は関係する金融管理部門に建議して実施させることができる。

国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機構が前条の規定により金融機構に対し処罰をする場合には、更に事由に基づき、責任を負う董事、監事、高級管理者その他直接責任者に対し、20万円以上100万円以下の罰金を科することができる。情状が重大であるときは、事由に基づき、職責の範囲内において、当該人員の職務就任資格の取消し、当該人員の関係金融業種業務への従事禁止等の処罰を実施し、又は関係する金融管理部門に建議して実施させることができる。

前二項所定の金融機構の董事、監事、高級管理者その他直接責任者が、自らが既に勤勉に職務を尽くして反マネーロンダリング措置を講じていることを証明することができる場合には、処罰をしないことができる。

7. 特定非金融機構範囲を明確化

旧法では、特定非金融機関が規定に基づき反マネーロンダリング義務を履行すべきことが定めら

第53条 金融機構が次に掲げる行為の1つをした場合には、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機構が期間を限り是正するよう命ずるものとし、警告をし、又は20万円以下の罰金を科することができる。情状が重大であり、又は期限を徒過して是正しないときは、20万元以上200万円以下の罰金を科する。

（一）規定どおりに顧客デューデシリジェンス調査を展開しない行為

（二）規定どおりに顧客の身分資料及び取引記録を保存しない行為

（三）規定どおりに大口取引を報告しない行為

（四）規定どおりに疑わしい取引を報告しない行為

第54条 金融機構が次に掲げる行為の1つをした場合には、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機構が期間を限り是正するよう命じ、50万円以下の罰金を科する。情状が重大であるときは、50万元以上500万円以下の罰金を科するものとし、事由に基づき職責の範囲内で、又は関係する金融管理部門に建議して当該金融機構による関連業務の展開を制限し、又は禁止することができる。

（一）身分が不明な顧客のためサービスを提供し、若しくは当該顧客と取引をし、顧客のため匿名口座若しくは仮名口座を開設し、又は他人の身分を冒用する顧客のため口座を開設する行為

（二）規定どおりにマネーロンダリングの高リスク状況に対し相応するマネーロンダリングリスク管理措置を講じない行為

（三）規定どおりに反マネーロンダリング特別予防措置を講じない行為

（四）秘密保持規定に違反して関係情報を照会し、又は漏洩する行為

（五）反マネーロンダリングの監督管理若しくは調査を拒絶し、若しくは妨害し、又は故意に虚偽資料を提供する行為

（六）顧客の身分資料又は取引記録を改ざんし、偽造し、又は正当な理由なく削除する行為

（七）自ら、又は顧客に協力して、取引分割等の方式により反マネーロンダリング義務の履行を故意に回避する行為

第55条 金融機構が前二条所定の行為をし、犯罪所得及びその収益が当該機構を通じて偽装され、若しくは隠蔽されることとなった場合又はテロリズム資金供与の結果を生じさせることとなった場合には、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機構が期間を限り是正するよう命じ、関連金額が1000万円未満であるときは、50万元以上1000万円以下の罰金を科する。関連金額が1000万元以上であるときは、関連金額の100分の20以上2倍以下の罰金を科する。情状が重大であるときは、事由に基づき、職責の範囲内において当該金融機構による関連業務展開の制限若しくは禁止、又は業務停止・整顿の命令、営業許可証の行政処罰としての取消し等の処罰を実施し、又は関係する金融管理部門に建議して実施させることができる。

2) 董事・監事・高級管理者及びその他の直接責任者に対する行政処罰及び「尽職免責」原則の導入

新反マネロン法第56条では、監事を行政処罰の対象に含める一方で、第3項において「尽職免責」の原則を導入し、責任を果たした場合には免責される

行動に対し、無断で応じてはならない。また、そのような場合には、遅滞なく国务院の金融管理部門に報告しなければならない。外国の国家及び組織がコンプライアンス監督管理の必要性に基づき、境内の金融機関に対してコンプライアンス情報や経営情報などの提供を要求する場合、境内の金融機関は、国务院の関連する金融管理部門及び国の関係機関に報告したうえで、情報の提供又は協力を行うことができる。

第49条 国の関係機関は、法によりマネーロンダリング及びテロリズム資金供与活動を調査する過程において、対等の原則に従い、又は関係国との協議一致を経て、境内においてコルレス口座を開設し、又は我が国とその他の緊密な金融連携が存在する境外の金融機構に協力をするよう要求することができる。

第50条 外国の国家又は組織が対等及び協議一致の原則に違反し、直接に境内の金融機構に対し顧客の身分資料及び取引情報の提出、境内の資金及び資産の差押え、凍結若しくは振替え又はその他の行動の実施を要求する場合には、金融機構は、無断で執行してはならず、かつ、国务院の関係する金融管理部門に対し遅滞なく報告しなければならない。

前項に規定する場合を除き、外国の国家及び組織がコンプライアンス監督管理の必要に基づき、境内の金融機構に対し概要的なコンプライアンス情報、経営情報等の情報の提供を要求する場合には、境内の金融機構は、国务院の関係する金融管理部門及び国の関係機関に対し報告した後にこれを提供し、又は協力することができる。

前二項所定の資料及び情報が重要データ及び個人情報にかかわる場合には、更に国のデータ安全管理及び個人情報保護の関係規定に適合しなければならない。

6. 法律責任

1) 行政処罰力の強化

反マネーロンダリングの内部統制制度の整備に関しては、より高い要求が掲げられている。処罰事由は旧法の3項目（旧法第31条）から6項目に増加し、さらに金融機関の違法行為に対して異なる等級の法律責任が設定された。

反マネーロンダリング法 (2006年)	反マネーロンダリング法 (2024年)
第31条 金融機構が次に掲げる行為の1つをした場合には、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその授權する区を設ける市級以上の派出機構が期間を限った是正を命ずる。情状が重大であるときは、直接に責任を負う董事、高級管理人員その他の直接責任者に対し規律処分をするように金融機構に法により命ずることを関係する金融監督管理機構に建議する。 （一）規定どおりに反マネーロンダリング内部統制制度を確立しない行為 （二）規定どおりに反マネーロンダリング専門機構を設立せず、又は内設機構を指定して反マネーロンダリング業務に責任を負わせることをしない行為 （三）規定どおりに従業員に対し反マネーロンダリングに係る研修をしない行為	第52条 金融機構に次に掲げる事由の1つがある場合には、国务院の反マネーロンダリング行政主管部門又はその区を設ける市級以上の派出機構が期間を限り是正するよう命ずる。情状が比較的重いときは、警告をし、又は20万円以下の罰金を科する。情状が重大であり、又は期限を徒過して是正しないときは、20万元以上200万円以下の罰金を科するものとし、事由に基づき職責の範囲内で、又は関係する金融管理部門に建議して当該金融機構による関連業務の展開を制限し、又は禁止することができる。 （一）規定どおりに反マネーロンダリングの内部統制制度規範を制定し、又は完全化しないとき。 （二）規定どおりに専門機構を設立せず、又は内設機構を指定して反マネーロンダリング業務に率先して責任を負わせないとき。 （三）規定どおりに経営規模及びマネーロンダリングリスク状況に基づき相応する人員を配備しないとき。 （四）規定どおりにマネーロンダリングリスク評価を展開せず、又は相応するリスク管理制度を健全化しないとき。 （五）規定どおりに疑わしい取引のモニタリング標準を制定せず、又は完全化しないとき。 （六）規定どおりに反マネーロンダリングの内部監査又は民間監査を展開しないとき。 （七）規定どおりに反マネーロンダリングの研修を展開しないとき。 （八）反マネーロンダリングに関連する情報システムを確立するべきであるのに確立せず、又は規定どおりに反マネーロンダリングに関連する情報システムを完全化しないとき。 （九）金融機構の責任者が反マネーロンダリング職責を有効に履行することができていないこと。

また、顧客デューデシリジェンス調査などの特定の反マネーロンダリング義務について、より厳格な要求が課され、罰金の上限も引き上げられた。

れていた（旧法第3条）が、その「特定非金融機関」の範囲については明確な規定がなかった。その後、2018年7月26日に中国人民銀行弁公庁が発布した「特定非金融機構の反マネーロンダリング監督管理業務の強化に関する通知」（銀弁発[2018]120号、2018年7月26日施行）では、特定非金融機構として、不動産開発企業、不動産仲介機関、貴金属取引業者、貴金属取引所、会計士事務所、弁護士事務所、公証機関、及び会社サービス提供業者が含まれることが明確に示された。

新反マネロン法では、これらの特定非金融機構の範囲を法律レベルで明確化しており、上記の通知と比較すると、「貴金属取引場所」と「会社サービス提供者」が削除され、新たに「宝石の現物取引に従事する取引業者」が追加された。また、「所定金額」という条件、すなわち「所定金額以上の貴金属又は宝石の現物取引に従事する取引業者」が追加された。さらに、「国务院の反マネーロンダリング行政主管部門が国务院の関係部門と共同してマネーロンダリングリスク状況に基づき確定した、反マネーロンダリング義務を履行することが必要なその他の機構」という包括的な条項も盛り込まれている。

第64条 境内において設立される次に掲げる機構は、この法律所定の特定非金融機構の反マネーロンダリング義務を履行する。

（一）建物販売又は建物売買仲立サービスを提供する不動産開発企業又は不動産仲介機構

（二）委託を受けて顧客のため、不動産の売買、資金、証券その他の資産の管理代行、銀行口座又は証券口座の管理代行、企業の設立又は運営のための資金の調達及び経営性実体の売買代理にかかる業務を取り扱う会計士事務所、弁護士事務所又は公証機構

（三）所定金額以上の貴金属又は宝石の現物取引に従事する取引業者

（四）国务院の反マネーロンダリング行政主管部門が国务院の関係部門と共同してマネーロンダリングリスク状況に基づき確定した、反マネーロンダリング義務を履行することが必要なその他の機構

以上

新公布法令情報・解説

主な新公布法令

主な新公布法令^{〔1〕}

（2024年8月から2024年10月までの期間にて公布された新法令のうち、特に重要と思われるものについて会社設立・M&A、税関管理、税務・会計、その他の項目別にとりまとめたもの。）

会社設立・M&A

法令名：高水準の開放によりサービス貿易の高品質発展を推進することに関する国务院弁公庁の意見

公布部門：国务院弁公庁

文書番号：国弁発[2024]44号

公布日：2024年8月28日

施行日：－

概要等：外貨管理措置を完全化し、企業信用に基づく分級管理を模索し、サービス貿易及びサービス分野の対外投資にかかる外貨業務の利便度を引き上げる。技術貿易の管理及び促進システムを完全化し、イノベーション資源マッチングプラットフォームを構築し、国際技術協力ネットワークを開拓し、知的財産権の国際化運営を促進し、研究開発センターの技術の国境を越えた移転に利便化の手配をする。知的財産権の証券化、科学技術保険等の方式を通じて、科学技術成果の転化運用の推進を規範的に模索する。商業銀行が知的財産権の質入れ、予想収益の質入れ等の融資方式を採用して、技術成果の転化及び取引を促進することを奨励する。

法令名：外商投資参入許可特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）

公布部門：国家発展及び改革委員会・商務部

文書番号：第23号令

公布日：2024年9月6日

施行日：2024年11月1日

概要等：今回の改正後、全国外資参入許可ネガティブリストの制限措置を31項から29項に削減し、製造業分野の外資参入許可措置を全面的に取り消す。「より緊密な経済貿易関係の確立に関する内地と香港との取極」及びその後続合意、「より緊密な経済貿易関係の確立に関する内地とマカオとの取極」及びその後続合意、「海峡兩岸経済協力枠組合意」及びその後続合意又は我が国が締結し、若しくは参加する国際条約若しくは協定において境外の投資家の参入許可待遇について更に優遇された規定がある場合には、関連する規定に従い執行することができる。自由貿易試験区等の特殊経済区域において条件に適合する投資家について更に優遇された開放措置を実施する場合には、関連する規定に従い執行する。

税関管理

法令名：優遇貿易手配項目における第三国を経た運送貨物の証書の提出要求の簡素化に関する公告

公布部門：税関総署

文書番号：2024年第110号公告

発布日：2024年8月23日

施行日：2024年8月23日

〔1〕 本来、法令の公布は、中央性法規については国务院の、地方性法規については地方人民代表大会常務委員会の承認を経てなされる。本レポートでは、かかる公布手続きを経たことが確認できない法令、規範性文書（法令以外の文書）についても、便宜上、その発出日を公布日として表記。施行日については、規定により確認可能であるものについてのみ、表記している（「－」は未確認の意）。また一部法令については、遡及施行されている。

例）企業所得税法に基づき制定された税務通達　公布日：2009年7月1日、施行日：2008年1月1日（遡及適用）。また、文書番号の文字部分は、法令公布部門を表す。

概要等：「地域的な包括的経済連携協定」（RCEP）等の各優遇貿易手配を高品質で実施するため、税関総署は輸出国（地域）から第三国（地域）を経由して運送されて入境する原産貨物の優遇証書の提出要求を更に簡素化することを決定する。

法令名：スマート通関ポート建設に関する税関総署、国家发展改革委員会、工業及び情報化部、財政部、交通運送部、国家移民局、国家鉄路局、中国民航局及び国鉄集団の指導意見

公布部門：税関総署・国家发展改革委員会・工業及び情報化部・財政部・交通運送部・国家移民局・国家鉄路局・中国民航局・国鉄集団

文書番号：署岸発[2024]89号

公布日：2024年9月10日

施行日：2024年9月1日

概要等：全世界の主たる通関ポートとの提携を強化し、デジタル化された船荷証券の相互認証、ペーパーレスの貨物保管及びクロスボーダー物流の全過程の可視化・遡及可能を模索・推進する。国際航行船舶、検査検疫、優遇原産地等の分野における関連する電子証書の交換を推進する。「地域的な包括的経済連携協定」（RCEP）原産地累積規則計算プラットフォームの建設を模索する。「認定事業者」（AEO）情報の相互交換を推進する。

法令名：輸出貨物鉄道・道路複合運送業務モデル試行の始動に係る事項に関する公告

公布部門：税関総署

文書番号：2024年第137号公告

発布日：2024年9月20日

施行日：2024年10月15日

概要等：複合運送の高品質の発展を支持し、現代物流交通運送構造の調整の最適化に適応し、かつ、国際複合運送貨物の通関の便利化水準を高めるため、「税関法」及び「転関貨物の監督管理に関する税関の弁法」（税関総署令第89号により発布、税関総署令第240号に基づき改正）に基づき、税関総署は、輸出貨物鉄道・道路複合輸送業務モデル試行の始動を決定した。

法令名：税関輸出入貨物徴税管理弁法

公布部門：税関総署

文書番号：第272号令

発布日：2024年10月28日

施行日：2024年12月1日

概要等：この弁法は、2024年12月1日から施行する。2005年1月4日税関総署令第124号により公布され、2010年11月26日税関総署令第198号、2014年3月13日税関総署令第218号、2017年12月20日税関総署令第235号及び2018年5月29日税関総署令第240号に基づき改正された「税関輸出入貨物徴税管理弁法」並びに2009年8月19日税関総署令第184号により公布された「税関租税保全及び強制措置暫定施行弁法」は、同時にこれらを廃止する。

法令名：一部の規則の改正に関する税関総署の決定（税関総署第273号令）

公布部門：税関総署

文書番号：第273号令

発布日：2024年10月28日

施行日：2024年12月1日

概要等：「関税法」を徹底・具体化するため、税関総署は、「転関貨物に関する税関の監督管理弁法」等の33件の規則について改正をすることを決定した。

税務・会計

法令名：2024年度に増値税追加相殺政策を享受する工業工作機械企業リストの制定業務に係る事項に関する三部門の通知

公布部門：工業及び情報化部・財政部・税務総局

文書番号：工信部聯通装函[2024]233号

発布日：2024年8月1日

施行日：2024年8月1日

概要等：企業は、10月31日以降、情報記入報告システムから、リストに組み入れられているか否かを照会することができる。リストの印刷発布後、企業は、計上可能だけれども未計上の前期の追加相殺額を当期において一括して計上することができる。2024年のリストに組み入れられた企業は、2024年1月1日から政策を享受する。2023年のリストに既に組み入れられていたけれども2024年のリストに組み入れられていない企業は、2024年10月31日に政策の享受を停止する。

法令名：「水資源税改革試行実施弁法」の印刷発布に関する通知

公布部門：財政部・税務総局・水利部

文書番号：財税[2024]28号

発布日：2024年10月11日

施行日：2024年12月1日

概要等：水資源税の税徴収対象は、地表水及び地下水であり、再生水、貯留雨水、海水及び海水淡水化水、汽水等の非在来型の水を含まない。納税者の税免除及び税軽減項目については、単独で実際取水・用水量を計算しなければならない。実際取水・用水量を単独で計算せず、又は正確に提供することができない場合には、税免除及び税軽減をしない。

その他

法令名：市場参入許可制度の完全化に関する中共中央弁公庁及び国務院弁公庁の意見

公布部門：中共中央弁公庁・国務院弁公庁

文書番号：—

発布日：2024年8月1日

施行日：—

概要等：戦略的新興産業及び未来産業の重点分野並びに重大生産力の配置について、法規政策、技術標準、検査認証及びデータ体系を取っ掛かりとして、新技術・新製品の応用を更に適切に促し、重点地区を選択して市場参入許可緩和試行を展開し、期を分けて市場参入許可緩和にかかる特別措置を制定し、発表する。

法令名：金融リース会社業務の発展奨励リスト及びネガティブリスト並びにプロジェクト会社ポジティブリストの印刷発布に関する国家金融監督管理総局弁公庁の通知

公布部門：国家金融監督管理総局弁公庁

文書番号：金弁発[2024]91号

発布日：2024年8月16日

施行日：—

概要等：金融リース会社は、機能の位置づけ及び自らの元々の性質に立脚し、奨励リストに基づき業務規画を調整し、産業の最適化・アップグレードを促進する重要な汎用設備及び重大技術装備のニーズを支持し、現代化産業体系の建設に助力し、新たな

質の生産力の発展を推進する必要がある。

法令名：「インターネット広告の識別可能性にかかる法律執行指針」の発布に関する市場監督管理総局の公告

公布部門：市場監督管理総局

文書番号：第784号令

発布日：2024年8月22日

施行日：—

概要等：インターネット広告が識別可能性を有しない場合には、広告頒布者は、法により相応する法律責任を負わなければならない。広告主は、自らインターネット広告を頒布する場合には、広告頒布者の責任を負わなければならない。市場監督管理部門は、識別可能性を有しないインターネット広告について行政処罰を実施するにあたり、「行政処罰法」、「広告法」、「インターネット広告管理弁法」及び市場監督管理総局の「市場監督管理にかかる行政処罰裁量権の規範化に関する指導意見」等の法律法規の規定により、違法行為の事実、性質、情状、社会的危害の程度及び当事者の主観的故意・過失等の実際の状況を考え合わせ、行政処罰裁量権を規範的に行使しなければならない。

法令名：中国人民銀行、国家发展改革委員会、工業及び情報化部、財政部、生態環境部、金融監督管理総局、中国証監会及び国家外貨局が連合発布する「金融の支持による長江経済のグリーン・低炭素高品質の発展の牽引を更に適切にすることに関する指導意見」

公布部門：中国人民銀行・国家发展改革委員会・工業及び情報化部・財政部・生態環境部・金融監督管理総局・中国証監会及び国家外貨局

文書番号：—

発布日：2024年8月25日

施行日：—

概要等：戦略的新興産業及び未来産業に対する金融の支持の程度を強化し、新たな質の生産力の形成を加速させ、科学技術企業 of 全ライフサイクルをカバーする金融サービス体系を構築し、長江経済がイノベーション主導型発展の新たな優位性の構築を牽引することを助ける。

法令名:「再生可能エネルギーグリーン電力証書の発行及び取引規則」の印刷発布に関する国家エネルギー局の通知

公布部門: 国家エネルギー局

文書番号: 国能発新能規[2024]67号

発布日: 2024年8月26日

施行日: 2024年8月26日

概要等: 再生可能エネルギーグリーン電力証書（Green Electricity Certificate (GEC)）の発行及び取引を規範化し、かつ、法により各当事者の適法な権益を維持保護するため、「再生可能エネルギーグリーン電力証書の全面的カバー業務を適切にし、再生可能エネルギー電力消費を促進することに関する国家発展改革委員会、財政部及び国家エネルギー局の通知」（発改能源[2023]1044号）等の要求に基づき、この規則を制定する。

法令名: リスクの監督管理・防御を強化し保険業の高品質の発展を推進することに関する国務院の若干の意見

公布部門: 工業及び情報化部弁公庁

文書番号: 国発[2024]21号

公布日: 2024年9月8日

施行日: ー

概要等: 保険業が人民生活に奉仕することの保障水準を引き上げる。商業医療保険商品の形式を豊富にし、診療費用の迅速な決済を推進する。医療の新技术、新薬品及び新機器の使用を保障範囲に組み入れる。保険業が実体の経済に奉仕する質・効果を引き上げる。科学技術企業の全ライフサイクルをカバーする保険商品及びサービス体系を健全化する。良質な境外の保険機構が中国において法人機構及び分支機構を設立することを支持する。適格国外機構による境内の保険機構への投資・資本参加を支持する。中国資本の保険機構が海外業務を安定的に拡大し、経営管理及びリスク防御能力を持続的に高めることを奨励する。

法令名: 医療分野において拡大開放試行業務を展開することに関する商務部、国家卫生健康委員会及び国家薬監局の通知

公布部門: 商務部・国家卫生健康委員会・国家薬監局

文書番号: 商資函[2024]568号

公布日: 2024年9月7日

施行日: ー

概要等: 自主開放の拡大に関する党の第20期三中全会の政策決定・配置を徹底・具体化し、外資を導入して我が国の医療関連分野の高品質の発展を促進し、かつ、人民大衆の医療健康のニーズを更に適切に満たすため、医療分野において拡大開放試行業務を展開する予定である。北京、天津、上海、南京、蘇州、福州、広州、深圳及び海南全島において外商独資病院（中医類を除く。公立病院の合併買収を含まない。）の設立を許可する予定である。

法令名: 一部の非銀行機構の差異化にコーポレートガバナンス等の関連する監督管理規定を適用することに関する国家金融監督管理総局の通知

公布部門: 金融監督管理総局

文書番号: ー

公布日: 2024年9月10日

施行日: ー

概要等: ここに、金融リース会社、企業集団財務会社、消費金融会社、自動車ファイナンス会社及び通貨ブローキング会社等の五種類の非銀行機構の調整にコーポレートガバナンス、関連取引及び資本管理等の監督管理規定を適用することに関係する事項について、次のように通知する。詳細は当該文書を見られたい。

法令名: 非銀行金融機構による大規模設備の更新及び消費品の買替えの支援を促進する行動に関する国家金融監督管理総局弁公庁の通知

公布部門: 国家金融監督管理総局弁公庁

文書番号: 金弁発[2024]96号

公布日: 2024年9月10日

施行日: ー

概要等: 金融リース会社は、金融監督管理総局が発布するファイナンスリース業務発展奨励リスト及びポジティブリストに基づき、自身の元々の資源を結合し、「融資と購入」の結合の特徴的機能を十分に発揮し、ダイレクトリース、リースバック、オペレーティングリース等の複数の形式を柔軟に採用し、設備の「生産者」と「使用者」の有機的接続を促進し、企業設備の更新のニーズを更に満たし、遅

れた設備の淘汰を加速させることを支持し、産業のハイエンド化、スマート化及びグリーン化の発展を促進する必要がある。

法令名: 認証認可の高水準開放の推進を加速することにかかる行動方案（2024-2030年）

公布部門: 認証監督管理司

文書番号: ー

公布日: 2024年9月14日

施行日: ー

概要等: 全世界の共同発展に奉仕する相互認証解決方案に積極的に貢献する。市場力量を誘致して国際相互認証の研究、確立、実施及び評価に参加させ、国際相互認証の新分野及び新対象を開拓させ、食品農産品、消費品、グリーン建材、装備製造、スマート製造、サービス業等の伝統分野において更に多くの相互認証解決方案に貢献させ、高水準の認証認可の国際相互認証合作の発展を牽引させる。

法令名: 銀行業保険業モバイルインターネットアプリケーションプログラム管理を強化することに関する国家金融監督管理総局弁公庁の通知

公布部門: 国家金融監督管理総局弁公庁

文書番号: 金弁発[2024]99号

公布日: 2024年9月12日

施行日: ー

概要等: 金融機構は、「業務を管理する者が業務データを管理し、データの安全を管理する」という原則に従い、モバイルアプリケーションデータの安全管理責任を明確にしなければならない。モバイルアプリケーションの特徴を考え合わせデータ安全措施を強化し、データの漏洩、改ざん及びランサムウェア攻撃等のリスクを有効に防止する。

法令名: 金融リース会社管理弁法

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 発改弁財金[2024]451号

公布日: 2024年9月14日

施行日: 2024年11月1日

概要等: 金融リース会社が香港特别行政区、マカオ特别行政区及び台湾地区において設立する専門業務子会社及びプロジェクト会社は、境外の専門業

務子会社及びプロジェクト会社に照らして管理をする。我が国の法律又は行政法規に別段の定めがある場合には、当該定めによる。境外の専門業務子会社及び境外のプロジェクト会社は、登録地の所在する国又は地域の法律法規を遵守するという前提のもとに、この弁法の関係規定を執行しなければならない。

法令名: ネットワークデータ安全管理条例

公布部門: 国家金融監督管理総局

文書番号: 金規[2024]10号

公布日: 2024年9月24日

施行日: 2025年1月1日

概要等: 国は、各業種及び各分野におけるネットワークデータのイノベーション・応用を奨励し、ネットワークデータ安全防护能力の建設を強化し、ネットワークデータの関連技術、製品及びサービスのイノベーションを支持し、ネットワークデータの安全宣伝教育及び人材育成を展開し、ネットワークデータの開発利用及び産業発展を促進する。

法令名: 生物学的製品のセクション別生産試行業務方案の印刷発布に関する国家薬監局の通知

公布部門: 国家薬監局

文書番号: 国薬監薬管[2024]24号

公布日: 2024年10月21日

施行日: ー

概要等: 試行品種は、原則としてイノベーション生物学的製品、臨床至急必要生物学的製品又は国家薬監局が定めるその他の生物学的製品でなければならない。これには、多価ワクチン、抗体類生物学的製品、抗体結合体類生物学的製品、グルカゴン様ペプチド-1類生物学的製品及びインスリン類生物学的製品等を含む。

法令名: 境内生産薬品の再登録申告手続及び申告資料要求の発布に関する国家薬監局の通知（2024年第38号）

公布部門: 国家薬監局

文書番号: ー

公布日: 2024年10月11日

施行日: 2025年1月1日

概要等：薬品の再登録管理を強化するため、「薬品管理法」、「ワクチン管理法」、「薬品管理法実施条例」、「薬品登録管理弁法」等の法律法規の規則文書に基づき、国家薬監局は、境内生産薬品の再登録申告手続及び申告資料要求を制定し、ここに発布し、2025年1月1日から施行する。

法令名：「特殊医学用途調製食品の登録にかかる優先審査評価・認可業務手続」の発布に関する市場監督管理総局の公告

公布部門：市場監督管理総局

文書番号：総局公告2024年第44号

公布日：2024年10月13日

施行日：2024年10月13日

概要等：申請人は、特殊医学用途調製食品の登録を申請するにあたり、次に掲げる事由の1つがある場合には、優先審査評価・認可手続の適用を申請することができる。(一) 希少疾患の特殊医学用途調製食品 (二) 臨床に至急必要であり、かつ、未認可の新類型の特殊医学用途調製食品 (三) 国家市場監督管理総局が定めるその他の優先審査評価・認可の事由。

法令名：自由貿易試験区を国際高レベル推進制度型開放に対応させる試行措置の複製・普及業務を適切にすることに関する国務院の通知

公布部門：国務院

文書番号：国函[2024]156号

公布日：2024年10月19日

施行日：—

概要等：2023年6月、国務院は、「条件を有する自由貿易試験区及び自由貿易港試行を国際高レベル推進制度型開放に対応させることに関する若干の措置」(国発[2023]9号)を印刷発布し、先ず上海、広東、天津、福建及び北京の自由貿易試験区並びに海南自由貿易港において試行を展開した。1年の先行試行を経て、ここに、17の措置を全部の自由貿易試験区に複製・普及させ、13の措置を全国に複製・普及させる。

バックナンバーのご紹介

下記以外にも過去のバックナンバーを、弊行ホームページでご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/ja/information/reference/china.html>



スマートフォンからも
ご覧いただけます



2024年度 第3号



2024年度 第2号



2024年度 第1号



2023年度 第4号



2023年度 第3号



2023年度 第2号



2023年度 第1号



2022年度 第4号

JBIC 中国レポート

株式会社国際協力銀行 北京代表処

中華人民共和国 北京市建国門外大街2号 銀泰中心C座 2102号

TEL: +86-10-6505-8989 FAX: +86-10-6505-3829

E-MAIL: yyybjg@jbic.go.jp

本レポートは株式会社国際協力銀行 北京代表処が日系企業の皆様の中国に於けるビジネスの参考として役立ちそうな経済、投資、金融、税制にかかる現地の情報を集め、配信させて頂くものです。本誌に記載されている記事などの内容や意見は、執筆者個人に属し、国際協力銀行の公式意見を示すものではありません。当代表処は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。

